

龍谷 - キャンベルシリーズ

キャンベル共同計画 介入・政策評価系統的レビュー
第12号

Ryukoku-Campbell Series No.12

- 1 少年の公的システムによる措置：
非行への効果
- 2 街路レベル薬物法執行：
メタ分析のレビュー

龍谷-キャンベルシリーズの発刊にあたって

この度、龍谷-キャンベルシリーズを龍谷大学犯罪学研究センターから発行することになりました。

当センターは、文部科学省研究ブランディング事業として採択され、犯罪現象を人間・社会・自然科学の観点から総合的に分析し、対人支援によって犯罪や非行を防止することを目的としています。

犯罪者・非行少年の処遇施策を科学的証拠に基づいた政策（Evidence Based Policy：EBP）にしていこうとするキャンベル共同計画の目的は、当センターの目的と密接に関連しています。本書の発行によって、日本の刑事政策と犯罪学の発展にすこしでも寄与することができれば幸いです。

2018年3月

龍谷大学 犯罪学研究センター長
石塚 伸一

龍谷-キャンベルシリーズ

キャンベル共同計画 介入・政策評価系統的レビュー

第12号

Ryukoku-Campbell Series No.12

はしがき

2016年6月、龍谷大学は、「龍谷・犯罪学」を構築し、日本国内だけでなく、広く世界に海外にアピールすることを目指し、犯罪学研究センターを開設し、同センターは文部科学省私立大学研究ブランディング事業に採択された。これまで、『Ryukoku-Campbell Series』は、龍谷大学矯正・保護総合センターの研究プロジェクトの一つとして第11号まで発刊してきたが、その研究内容に鑑み、今後は、政策評価に関する研究プロジェクトの活動として犯罪学研究センターが引継ぐこととなった。

このプロジェクトの目的の一つは、刑事政策を含む社会政策に関する国際的な評価研究プロジェクトであるキャンベル共同計画（Campbell Collaboration）と協力し、その成果を広く公表することにある。キャンベル共同計画は、社会政策の中で「何が（科学的に）効果があるのか」についてのエビデンスを集め、評価し、広めることを目的としている。龍谷大学では、これまでもキャンベル共同計画の日本代表である静岡県立大学の津富宏教授と協力し、キャンベル共同計画の成果の中でも矯正・保護、つまり犯罪者処遇に関するエビデンスを中心に、評価報告書であるレビューの翻訳やウェブサイトでの公表に協力してきた。今後は、犯罪学研究センターの開設を契機として、キャンベル共同計画の日本語版ホームページの運用を含め更に連携を強化することとなった。そして、政策決定者、実務家、研究者に対して、その成果をより身近なものとして活用してもらうために発刊してきたブックレット『Ryukoku-Campbell Series』についても、犯罪者処遇だけでなくより幅広い犯罪対策をカバーして発刊する予定である。

第12号に掲載するレビューとして選んだのは、「少年の公的システムによる措置——非行への影響」と「街路レベル薬物法執行」との二本である。前者は、伝統的な少年司法システムによる非行少年に対する公的な措置の再犯防止効果をみたもので、後者は、ストリートレベルでの薬物関連問題の解決に対する警察のアプローチの違いによる効果をみたものである。どちらも日本の刑事政策を考える上でとても重要な示唆を含んだ内容となっており、ぜひご一読願いたい。

各レビューのポイントを簡単に紹介する。

一つ目は、「少年の公的システムによる措置——非行への影響」である。これは、少年司法による公的な措置が再犯防止に効果があるかどうかを検証したものである。レビューの対象のほとんどが米国の少年司法による公的措置である。結論から言うと、公的な措置に効果はないとなっている。ただし、このレビューの結論は、その読み方に注意が必要である。レビューが比較したのは、公的な措置と治療プログラムやカウンセリング等を含む（司法からの）ダイバージョンであり、刑事処分ではない。つまり、保護観察や社会奉仕命令などを含むと思われる少年裁判所等による公的な措置よりも、非公式な（プログラムを含む）対応のほうが効果的であると結論づけているのである。刑事司法と比較して、少年司法による保護処分は効果がないといっているわけでは決してない。むしろ、本レビューは、司法機関による公的な措置は、ラベリング論のレマートが指摘したような二次的逸脱によって再犯を助長する可能性があり、より非公式な介入が望ましいと解釈すべきであろう。レビューの著者らも費用対効果の点からも、

公的な措置よりもダイバージョンを推奨している。

二つ目は、「街路レベル薬物法執行」である。このレビューは、薬物関係の問題を減らすために、問題解決型警察活動アプローチ、地域社会型警察活動アプローチ又は事案多発地点に対する法執行アプローチのいずれがより効果的であるかを検討したものである。結論から言うと、薬物関係の緊急通報や薬物事案を減らすには、問題解決型警察活動アプローチや地域社会型警察活動アプローチが、事案多発地点に対する法執行アプローチ（警察による一斉検挙など法執行機関のみによる対応）よりも効果的であり、薬物以外の問題については、地域社会型警察活動アプローチは、薬物犯罪多発地点のみを対象にする警察活動よりも、秩序びん乱などを削減する傾向がみられた。薬物の密売などストリートレベルでの薬物問題に対しては、問題多発地域など地理的目標を定め、警察と第三者間での協力関係を構築する問題解決型の警察活動が、地域全体に分散してしまう警察活動よりも、効果的であることがわかった。問題解決型警察活動とは、たとえば、警察が市の検査官、企業、地域住民と連携して、問題多発地域又は建物を閉鎖し、続いて薬物犯罪多発地点で手入れと集中パトロールなどを行う試みである。地域を巻き込んで麻薬の取引に利用されやすい地域環境を浄化しつつ、警察がパトロールなどの介入を行うのである。ここで重要なことは、ストリートレベルの犯罪問題を解決するためには、警察による力任せの対策よりも、地域（市当局、学校、消防、公衆衛生や住民）とのパートナーシップを利用して、良好な警察－市民関係を構築しつつ問題を解決することが、実効性があるということである。

これら二つのレビューに共通しているのは、少年非行や薬物などの犯罪問題は、司法機関による公的な介入では解決せず、地域等を巻き込んだ非公式な取組みが不可欠であるということである。犯罪は、地域社会の中で発生する。地域を巻き込むことなく、個の犯罪や犯罪者のみをターゲットとした刑事司法の取り組みは、犯罪対策として効果的ではないということである。

これまでのブックレットで津富宏教授が記しているように、キャンベル共同計画の成果であるレビューは、これまでの研究を概観するような単なるレビュー（ナラティブ・レビュー）ではない。疫学の基本的な考え方にのっとり、レビューの計画段階から、対象やその方法が適切であるかの審査を経て、更に、メタ分析の方法など、レビューそのものが、系統的レビューとして適切であるかどうかの審査を経た上で公表される。読者には、この二つのレビューを単なる学術誌の論文の一つとしてではなく、膨大な時間と手間隙をかけた、現時点で最良のエビデンスであることを理解した上で、じっくりと読み、その成果を活用する方法を考えていただきたい。

龍谷大学犯罪学研究センター政策評価ユニット長
浜井 浩一

キャンベル共同計画

<http://www.campbellcollaboration.org/>

ノルディック・キャンベル・センター

<http://www.sfi-campbell.dk/frontpage-432.aspx>

キャンベル共同計画日本語ウェブサイト

<http://crimrc.ryukoku.ac.jp/campbell/>

目 次

発刊にあたって

はしがき（シリーズ発刊の意義とプロジェクトの解説） 2

目次 5

キャンベル共同計画の概要 6

1. 少年の公的システムによる措置：非行への効果 9

2. 街路レベル薬物法執行：メタ分析のレビュー 61

キャンベル共同計画の概要

キャンベル共同計画日本代表
静岡県立大学 津 富 宏

キャンベル共同計画 (<https://www.campbellcollaboration.org/>) は、社会政策（教育、刑事司法、社会福祉）の分野における介入の効果に関し、人々が正しい情報に基づいた判断を行うことを援助することを目的とする国際的な非営利団体である。2000年2月24日から25日にペンシルベニア大学で開かれた会合で正式に発足した。キャンベル共同計画は、医学における先行的取組みである、コクラン共同計画 (<http://www.cochrane.org/>) に刺激を受けて始まった。両共同計画の原則は以下のとおりである。

- 1 共同計画の内部及び外部において、良好なコミュニケーション、オープンな意思決定とチームワークをはぐくむことにより協働する
- 2 異なるスキルと背景を持つ人々を巻き込み支えることで、個人の熱意に拠って立つ
- 3 無駄な努力をしないよう、よい運営と連携によって、不必要な重複を避ける
- 4 科学的エビデンスに関する高い基準に従う、広範な参加を求める、利害の矛盾を避けるといった、さまざまな方法によって、バイアスをできる限り小さくする
- 5 新たなエビデンスを見つけ含めることによってキャンベル・レビューを維持するというコミットメントを行い、常に最新であり続ける
- 6 人々にとって意味のあるアウトカムを用いた政策と実務の評価を促進することで、有意義であろうとする
- 7 戦略的連携の長所を生かして共同計画のアウトプットを広く頒布し、世界中のユーザのニーズにあった適切な価格、内容、媒体を推進することで、アクセスを促す
- 8 批判に対してオープンに応じ、方法論の進歩を適用し、質的向上のシステムを開発することで、質を保証する
- 9 レビューに対する責任、編集のプロセス及び共同計画の中心機能を、維持し更新することによって継続する

キャンベル共同計画は、系統的レビューのガイドラインを定めることにより、利用者に対し、質の保証されたエビデンスを提供する。系統的レビューは、新たな一次研究に応じて随時更新され、批判や方法論の進歩に応じて修正される。

キャンベル共同計画のレビュー・グループは、教育、刑事司法、社会福祉の3グループである。系統的レビューの作成は、これらのグループに、レビューのタイトルを登録することから始まる。タイトルが登録されたら、次いで、レビューワは、レビュー・グループに対して、系統的レビューの研究計画であるプロトコルを提出する。プロトコルが承認されると、レビューワは系統的レビューに着手し、その成果としてレビューと抄録を提出する。さらに、審査のうち、レビューと抄録が承認される。

こうして生み出された系統的レビューは、キャンベル共同計画のウェブサイト上で、データベースとして公開されている。現在、すでに完了したレビューが145件（教育33件、刑事司法42件、社会福祉59件、国際開発28件等）登録されており、うち、翻訳済みが49件（教育5件、刑事司法23件、社会福祉22件）である。すでに翻訳が完了したレビューのタイトルは以下のとおりである。

教育

1. 放課後のプログラムの生徒のアウトカムに対するインパクト
2. ボランティア個人教授プログラムの効果に関するエビデンス
3. 親の関与と小学生の学業成績
4. 子どもの攻撃行動の減少を目的とした学校現場の社会情報スキル向上のための介入：普遍型プログラム（パート1）
5. 子どもの攻撃行動の減少を目的とした学校現場の社会情報スキル向上のための介入：選別型／徴候型・抽出型プログラム（パート2）

刑事司法

1. 防犯カメラの監視：犯罪抑止効果
2. 犯罪者に対する認知行動プログラム
3. 矯正的ブートキャンプ：犯罪への効果
4. 判決の費用便益分析
5. 反テロリズムの対策
6. 家庭内暴力で有罪判決を受けた者に対して裁判所が強制的に実施する介入
7. 拘禁的判決と非拘禁的判決：再犯に対する効果
8. 薬物代用プログラム：再犯に対する効果
9. 親の刑務所収容：子どもの反社会的行動とメンタルヘルスに与える影響
10. 家族ないし親の早期訓練プログラムが反社会的行動と非行に与える効果
11. 繰り返し起こる家族暴力事件に対する二次対応者プログラムの効果
12. 犯罪多発地域における集中的警察活動：犯罪に対する効果
13. 拘禁下における薬物濫用治療の犯罪行為に対する効果
14. サイバー加害の予防・減少のための子供、若者、親への介入
15. 個人指導プログラム
16. 近隣監視
17. 非拘禁雇用プログラムの効果：元犯罪者の再犯率への影響
18. 少年非行の防止のための「スケアード・ストレート」等少年の自覚を促すプログラム
19. 学校を基盤とする、いじめと被害化を減らすためのプログラム
20. 重大（暴力および常習的）少年犯罪者：矯正下の処遇効果
21. 街路レベル薬物法執行：メタ分析のレビュー
22. 少年の公的システムによる措置：非行への効果

社会福祉

1. 親密なパートナーによる虐待を経験した女性の身体的・心理的健康を促進し、暴力を減少あるいは撲滅するための権利擁護的介入
2. 問題行動を扱う里親を援助するための認知行動訓練による介入
3. 女性のパートナーを殴る暴力的男性に対する認知行動療法
4. 居住型処遇施設内の若者の反社会的行動に対する認知行動療法
5. 幼児と青少年（7歳 - 16歳）がギャングに関与することを防ぐための認知行動的介入
6. 児童や若年者の自尊感情を高めるための身体運動
7. 先進国の、低収入や社会的に不利な立場におかれた家族への小児保健および福利のための金銭的給付
8. 保護制度を卒業した青少年のアウトカムを改善するための自立生活プログラム
9. 10代の親とその子どもたちの心理社会的アウトカムを向上させるための、個人及び集団ベースの子育てプログラム
10. 学習障害を持った性犯罪者に対する介入
11. 青年の妊娠に関連するアウトカムを減少させることを目的とした介入
12. 虐待により家庭から引き離された児童の、安全、安定、福利のための親族によるケア
13. 10歳から17歳の児童・青年の社会的・情緒的・行動的問題に対するマルチシステムティック療法
14. 子どもと青少年（7歳 - 16歳）のギャングへの関与を防ぐための機会提供
15. 母親の心理社会的健康を改善するためのペアレント・トレーニングプログラム
16. 身体障害を持つ成人（19歳 - 64歳）のための個別支援
17. 身体障害と知的障害の両方を持つ子供と青年（0歳 - 18歳）のための個人的支援
18. 知的障害を持つ子供と青年（0歳 - 18歳）のための個人的支援
19. 身体障害のある（0歳から18歳の）児童及び青年のための個人的支援
20. 社会的に恵まれていない小学生を対象とする学校給食の身体及び心理社会的健康に対する効果
21. 児童に対する性的虐待を防止するための学校を基盤とするプログラム
22. 福祉受給者に対する労働プログラム

筆者は、龍谷大学や笹川平和財団の助成を得て、これらの系統的レビューを翻訳し、キャンベル共同計画の日本語ウェブサイトを通じて提供してきた。（<http://crimrc.ryukoku.ac.jp/campbell/>）

なお、翻訳は鋭意行っているが、レビューは、日々アップデートされているので、最新版のレビューについては、英文サイトを参照されたい。

キャンベル共同計画は、社会政策の分野で系統的レビューをつくり、維持し、頒布するプロジェクトの中で、唯一国際的であり、かつ、質の高い取組みである。その意味で、キャンベル共同計画の生み出す系統的レビューのわが国への価値は高い。今後は、キャンベル共同計画の日本での活動に対する、公的な認知や支援が期待される。

1. 少年の公的システムによる措置：非行への効果

原著タイトル

Formal System Processing of Juveniles: Effects on Delinquency

レビューワ

Anthony Petrosino, Carolyn Turpin-Petrosino, Sarah Guckenburg

〔解説〕

少年の公的システムによる措置：非行への効果

本レビューが答えようとする問いは、「非行を犯した少年を、公的な司法システムで処理することは、その後の非行を減らすか」である。「公的な司法システムで処理する」ことの対照となる「公的な司法システムで処理しない」こととは、いわゆるダイバージョン（司法制度を回避して前捌きするオプション）である。本レビューが対象とする計29件の一次研究のデザインは比較的質が高く、ランダム割り付けないし準ランダム割り付け（たとえば、交互割り付け）を用いており、そのうち過半数を占める17件はランダム化比較試験であると特定されている。これら29件の研究の対象者は合計7,304名であり、本レビューの結果の安定性を保障している。

メタ分析の結果、すべてのアウトカム（再犯発生率、総犯罪数、重大性、自己申告データ）のについて、有意／非有意の別はあるが、「公的な司法システムによる処理」は、その後の非行を増やすことが明らかとなった。すなわち、非行少年の予後を良くするためには、「公的な司法システムによる処理」は避けるべきである。また、調整変数を用いた分析からは、「公的な司法システムによる処理」は、「何もしないダイバージョン（純粋なダイバージョン）」と比較しても（非有意だが）非行を増やすことが明らかとなった。前者は後者より費用が掛かるので、「公的な司法システムにより処理」を選ぶ理由は一層ない。レビューワは、この結果をラベリング理論に沿って解釈している。しかしながら、下記の二つの知見を踏まえると、その他の解釈も成り立つように思われる。

公的な処理の有害性は、①「何もしないダイバージョン」と比較するほうが、「サービスを伴うダイバージョン」と比較するよりも高い、②対象者の過去の非行が「高」「中」の場合のほうが「低」の場合よりも高いという二つの知見である。

一つは、制裁は有害であり、公的な処理を制裁であると捉える解釈である。この観点に立てば、純粋なダイバージョンよりもサービスを伴うダイバージョンのほうが制裁としての公的な処理との差異が大きく、過去の非行の程度が高いほど公的な処理による制裁が重くなるので、このような知見が得られる。

もう一つは、制裁は有益であり、ダイバージョンを制裁である捉える解釈である。この観点に立てば、ダイバージョンには、通常、一定の事項に違反したら、公的な司法システムによる処理に戻すという条件が付されている一方、公的な処理が実は「不処分」でしかない場合には、

やはり、このような知見が得られる。

なぜ、このように多様な解釈が成り立つのだろうか。本レビューが、理論的な基盤を欠いている司法実務の効果を検討の対象としているからである。実務の効果を吟味しようとする系統的レビューには、一般に、このような欠点があることを前提にして、本レビューを読み解く必要がある。

(津富 宏)

少年の公的システムによる措置：非行への効果

訳 岡邊 健（京都大学）

タイトル 少年の公的システムによる措置：非行への効果
団体 キャンベル共同計画
著者 Anthony Petrosino, Carolyn Turpin-Petrosino, Sarah Guckenburg
DOI 10.4073/csr.2010.1
ページ数 88
最終更新 2010年1月29日
引用 Petrosino A., Turpin-Petrosino C., Guckenburg, S. Formal system processing of juveniles: Effects on delinquency. Campbell Systematic Reviews 2010:1
DOI: 10.4073/csr.2010.1
著作権 © Petrosino et al.
この論文は、Creative Commons Attribution License の条件の下で配布されるオープンアクセスの文献である。すなわち、原作者と情報源を表示すれば、あらゆる媒体による無制限な使用、配布、複製を認める。

キーワード

サポート／資金調達

この系統的レビューは Norwegian Knowledge Centre for the Health Sciences からの資金提供を受けた。

潜在的な利害葛藤 このレビューの結果から著者が金銭的利益を得ることはない。特定の方向に少年のシステムによる措置に関するエビデンスをゆがめるような研究を実施または出版した著者はいない。

著者連絡先 Anthony Petrosino
Senior Research Associate
Learning Innovations at WestEd
200 Unicorn Park Drive, 4th Floor
Woburn, Massachusetts 01801
USA
+1 781-481-1117
+1 781-481-1120
apetros@wested.org

キャンベル系統的レビュー

代表編集者 Mark W. Lipsey, Vanderbilt University, USA
Arild Bjørndal, Norwegian Knowledge Centre for the Health Services & University of Oslo, Norway

編集者

犯罪と刑事司法 David B. Wilson, George Mason University, USA
教育 Chad Nye, University of Central Florida, USA
社会福祉 William Turner, University of Bristol, UK
Geraldine Macdonald, Queen's University, UK & Cochrane Developmental, Psychosocial and Learning Problems Group

管理編集者 Karianne Thune Hammerstrøm, The Campbell Collaboration

編集委員会

犯罪と刑事司法 David Weisburd, Hebrew University, Israel & George Mason University, USA
Peter Grabosky, Australian National University, Australia

教育

社会福祉 Aron Shlonsky, University of Toronto, Canada
Paul Montgomery, University of Oxford, UK

方法

Therese Pigott, Loyola University, USA
Peter Tugwell, University of Ottawa, Canada

キャンベル共同計画（C2）は、介入の効果に関する系統的レビューは有益な情報であり、政策やサービスの改善に役立つとの信念に基づき、設立された。C2は、系統的レビューの作成プロセス全体を通して、レビューの著者に対して編集の面および方法論の面におけるサポートをしている。C2では、多くの編集者、図書館員、方法論者、外部ピアレビューアーが貢献している。

The Campbell Collaboration
P.O. Box 7004 St. Olavs plass
0130 Oslo, Norway
www.campbellcollaboration.org

目次

目次	14
要約	16
背景	16
目的	16
研究をレビューに採用するか否かの判断基準	16
検索手順	16
データ収集と分析	16
主な結果	17
著者の結論	17
1 背景	18
2 目的	20
3 方法	20
3.1 研究をレビューに採用するか否かの判断基準	20
3.2 関連研究を特定するための検索手順	21
3.3 文献データベースにおけるキーワード検索の手順	22
3.4 研究の収集と最終的な選別	23
3.5 各研究からの情報の抽出	23
3.6 同一の実験に関する複数の報告の取扱い	25
3.7 独立の知見であると決定するための判断基準	25
3.8 統計的手続きと前提	26
3.9 定性的研究の取扱い	27
4 結果	27
4.1 記述的分析	27
4.2 メタ分析	29
5 考察	38
5.1 研究へのインプリケーション	38
5.2 政策へのインプリケーション	39
6 その他のトピック	40
6.1 謝辞	40

6.2 レビューの更新に向けての予定	40
6.3 利益相反に関する宣言	40
7 参考文献	41
8 付録	
8.1 文献データベース/検索エンジンの検索結果	45
8.2 検索した文献データベースと用いた検索手順のリスト	45
※8.1. と8.2. については、日本語キャンベル共同計画のWEBサイトをご参照ください。	
8.3 最終的な選別で除外された研究とその理由のリスト	46
8.4 コーディングシート	47
8.5 最終的分析のデータベースの変数	51
8.6 採用された研究に関する記述的データ	52
8.7 採用された実験の研究のアウトカム	54

要約

背景

少年司法の実務家は、非行少年の扱い方に大きな裁量権を持っている。警察官、地区の検事、少年裁判所のインテイクオフィサー、少年裁判所や家族裁判所の裁判官、およびその他の当局者は、少年に対して、少年司法システムによって「公的に措置する」か、システムからダイバートしてプログラムやカウンセリングなどの働きかけを行なうか、あるいはまったくなにもしないでおく（少年を完全に解放する）かを、決定することができる。重要な政策上の問いは、どのような戦略をとれば、少年のための最良のアウトカムが導かれるかである。これは米国では重要な問いである。しかし、米国以外の多くの国においては、非行少年を公的に措置するかダイバートするかの決定に関心が持たれている。少年裁判所において、少年のシステムによる措置の効果に関する多くのランダム化実験がなされてきた。それらは、システムによる措置が少年によるその後の犯罪に与える影響に関する厳密なエビデンスを得るために系統的なやり方で統合されるべきものである。

目的

われわれの目的は、「少年のシステムによる措置がその後の非行を減らしているのか」という問いに答えることである。

研究をレビューに採用するか否かの判断基準

レビューに採用する研究は、次の要件のすべてを満たすものである。(1) 参加者への条件の割り付けにおいて、ランダムな方法あるいは準ランダムな方法（たとえば交互割り付け (alternation)）を用いていること、(2) 現在の非行について「公的な裁き」を受けていない17歳以下の非行少年のみを含むこと、(3) 参加者を少年のシステムによる措置を受ける群と受けない群のどちらかに割り付けること、(4) 犯罪行動に関する定量的なアウトカムの測定値を少なくとも1つは含んでいること。(5) (言語にかかわらず) 2008年7月までに報告されていること。

検索手順

基準を満たす15の実験が、著者による先行のレビューにより特定された。これら15の実験を補強するために、われわれは、44の文献データベースのコンピュータによる検索を用いた。また、ほかにランダム化された研究があるかどうかを調べるために、50以上のメタ分析とレビューのなかの引用文献を調べた。さらには米国以外の研究を特定するために、米国以外の研究者に連絡をとった。これらの追加的な検索手順により、フルテキストの文書の確認が必要な40件の研究が見出された。そのうち、基準を満たすのは14件の実験であった。先行するレビューによりみつかった15件の実験とあわせて、これらの追加的な検索により、最終的に29件の統制実験を得た。

データの収集と分析

29件の実験の各々から、その内容と方法論の特徴に関するデータを抽出するために、予備的なシートを作成した。少年のシステムによる措置に関する各研究において報告されている、初回フォローアップの効果、最長フォローアップの効果、最も強い効果について、標準化された平均差 (Cohen's d) の

効果量を計算した。計算には、Comprehensive Meta-Analysis (version 2)¹を使用した。サンプルの異質性を考慮して、効果量の分析は、ランダム効果モデルを仮定して報告された。報告されている犯罪の測定値(再犯発生率、総犯罪数、重大性、自己申告)のそれぞれのタイプについて主な効果が分析された。5つの調整変数分析も行われた。

主な結果

レビューされたのは、過去35年以上にわたって報告されてきた29件の実験であり、対象者はあわせて7,304名にのぼった。少年のシステムによる措置は、少なくともこのレビューで示した実験に基づくエビデンスを考慮すると、犯罪統制効果を持っていないと思われる。実際には、再犯発生率、総犯罪数、重大性、自己申告のアウトカムによって測定されたほとんどすべての結果が、犯罪を増加させていた。これらの結果は、すべての研究で均一ではない。重要な調整変数のひとつは、統制群のタイプである。公的なシステムによる措置をダイバージョンプログラムと比較した研究では、公的なシステムによる措置を「何もしない」場合と比較した研究に比べて、かなり大きなマイナスの効果量が報告された。

著者の結論

本レビューで示されたエビデンスによれば、少年のシステムによる措置は犯罪統制効果を持っていないと思われ、すべての測定値にわたって、むしろ非行を増やすと思われる。このことは、再犯発生率、総犯罪数、重大性、自己申告という測定値すべてについていえることであった。システムによる措置に伴う(とりわけ何もしないことと比較した場合の)追加的な財政的コストを考慮すると、また、公衆安全に利益があるというエビデンスがないことを考慮すると、司法管轄区は少年の扱いに関する政策を見直すべきである。

¹ Comprehensive Meta-Analysis (Version 2) [Computer Software]. Englewood, NJ: Biostat.Englewood, NJ: Biostat.

1. 背景

司法の実務家は、軽微な罪を犯した少年の扱い方について、きわめて高い裁量権を持っている。軽微な罪を犯した少年とは、中程度または軽微な犯罪、たとえば少額の財産犯罪や軽犯罪 (disorderly person violations) などを行なった者である。警察官、地区の検事、少年裁判所のインテイクオフィサー、少年裁判所や家族裁判所の裁判官、およびその他の当局者は、少年を少年司法システムによって「公的に扱う」べきか、そうではなくシステムからダイバートして、カウンセリングなどの働きかけを受けさせるか、あるいは少年を完全に解放するかを、決定することができる。重要な政策上の問いは、どの戦略が少年のための最良のアウトカムにつながるかということである。専門家のなかには、公的な少年司法システムへの関与あるいはそれ以上の「没入」が、少年の将来の犯罪行為を止めるのに役立つと考えている者もいる。しかし、おそらくは「ラベリング」効果のために、それらのことが将来さらに多くの罪を犯すことにつながると考えている専門家もいる。政策立案者があわせて考慮すべきことは、解放やダイバーションが少年裁判所による措置よりも安価であることがあるため、費用便益分析において純利得が「ゼロ」(犯罪への影響がまったくない)であったとしても、解放/ダイバーション群のほうに分があるということである。このような非行少年をどのように扱うかという問題は、ささいなことではない。たとえば、2005年には、米国の少年裁判所によってインテーク段階で処理された約170万件の非行事件のうち、約60%が公的に措置され、40%はダイバートされ、あるいはシステムから「追い出された」(Puzzanchera and Sickmund, 2008)。

非行少年の社会復帰をはかりながら公衆安全を守るという、少年司法システムの二重の目標を前提とするならば、伝統的な措置への強い賛成論があることは、驚くべきことではない。たとえば当局者のなかには、程度の軽い犯罪はより深刻な犯罪への「入り口」であるから、少年が反復犯罪者になるのを防ぐためには強力な対処をすべきであると考える者がいる。公的なシステムによる措置とそれに続く少年裁判所の取り扱いが、程度の軽い非行少年を「恐れさせて」将来の非行行為をどまらせると考える当局者もいる。一部の当局者はまた、少年裁判所(時には家庭裁判所)の主な役割は少年を更生させることであると考え、それゆえ非行少年は裁判システムを通じて、より適切に処遇や働きかけにつながると信じている。ペンシルバニア州の少年裁判所が関わった少年を追跡調査した2つの研究 (Brown et al., 1987; 1989) によれば、早期に裁きを受けた非行少年ほど、成人後に有罪判決を受ける可能性が低い。

他方、程度の軽い非行少年はできるだけ非介入的に扱われるべきであるとする「ミニマリスト」の立場を主張する者もいる。研究者は、少年への公的な措置が招く可能性のある「ラベリング」効果の可能性について警告している (たとえば、Schur, 1973)。たとえば、裁判所への申し立て (petition) は、その少年に非行少年という公的なラベルを付与し、その瞬間、少年にとって重要な周囲の人々のその少年に対する扱いは変わってしまうだろう。そのような少年は、警察の監視をより多く受けて、同様の監視下にはない少年よりも頻繁に、再逮捕されてしまうかもしれない。警察も違法行為について見て見ぬふりをしてきたのに、同じ行動が今度は逮捕に至るかもしれない。ラベリングはまた、別のかたちでの影響、すなわち経済的、教育的な損失、家族や友人などの重要な人々による疎外をもたらすとも指摘されている。少年のシステムによる措置の増加が犯罪の増加につながる理由を説明する理論としては、ラベリングとは別の理論もある。たとえば、そのような措置が、より逸脱した仲間への少年の接触を増やし、犯罪誘発効果をもたらす可能性がある (たとえば、Dishion et al., 1999)。

軽微な罪を犯した非行少年の場合、問題は少年司法システムによって少年を扱う方が良いか、少年をシステムの外にダイバートする方が良いかという点である。政策の選択肢が「機能する」かどうかを知るためには、その問題に関する科学的エビデンスを調べなければならない。政策決定のアウトカムに関して、これまでになされた事前評価や事後評価の結果は、どのようなものなのだろうか。それらの評価によって、非行少年を公的にあるいは非公的に扱うことは支持されるのだろうか。

このような問いは、米国だけの問題ではない。確かに、少年司法システムは国家間で非常に異なっており(米国内の司法管轄区の間においてすら非常に多様であり)、公的な措置とダイバージョンとで重要視される点も異なっている。たとえば、ドイツのプレーメンの研究では、裁きの前に非行少年の約90%がシステムからダイバートされていると報告されている(Huizinga et al., 2003)。しかし多くの国では、少年を公的な措置に付すかダイバートするかの決定に直面しており、これらの選択の効果に関するエビデンスは有益であろう。the United Nations Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice (少年司法運営に関する国連最低基準規則)(1985: 11.1) に記載されているように、「ダイバージョンとは、刑事司法による措置からの分離と、多くの場合にコミュニティ支援サービスへの移送をともなうものであって、多くの法制度で公式か非公式かを問わず一般的に実践されているものである」。たとえば、ある日本の研究者は、少年犯罪の増加に対する恐れが、少年への公的な措置を増加させたと推測している(Kuzuno, 2005⁸)。

§訳注：原文ではHiroyuki, 2005となっていたが文献リストとともに訂正した。

幸いにも、少年裁判所においてランダム化実験がなされてきており、これらを系統的に統合することで、システムによる措置が少年によるその後の犯罪に与える影響に関する厳格なエビデンスを得ることができる。少年を公的な措置からより非公的な戦略にダイバートさせるプログラムの有効性を確かめるために、1960年代以降、少年裁判所において一連のランダム化実験が行われてきた。これらの実験のほとんどは、カウンセリングやその他の働きかけを含むダイバージョンプログラムの効果を確かめるものであった。これらの実験の大部分において統制条件または対照条件は、「伝統的なシステムによる措置」条件であった。それらの実験について、伝統的なシステムによる措置を「処遇」または「介入」条件とみなし、働きかけを伴うダイバージョンや解放(働きかけを伴わないダイバージョン)を統制条件とみなして検討することによって、公的な裁判による措置、あるいは非行少年を扱うシステムへのさらなる「没入」へと少年を導くことの効果を、厳密に確かめることができる。

伝統的なシステムによる措置を一条件として含むランダム化統制実験は、かなり多く存在する。にもかかわらず、実験によるエビデンスのみを系統的に収集し、それを分析して、伝統的なシステムによる措置が軽微な罪をおかした非行少年に対して持つ犯罪統制効果を確定するような試みはなされてこなかった。少年へのダイバージョンプログラムだけに焦点を絞ったメタ分析の先行研究がひとつあり、ここでのプログラムの多くは、システムによる措置との比較を行っている。しかし、このレビューは20年以上前のものであり、厳格さのレベルにばらつきのある準実験(対照群を持たない事前事後デザインを含む)を含んでいる。このレビューでは研究全体について、システムによる措置に比べたときのダイバージョンのプラスの効果量が、26であると報告されている(Gensheimer et al., 1986)。しかし、実験研究に焦点を当てた最近のレビューが必要である。このキャンベルレビューは、そのギャップを埋めるように設計されている。

2. 目的

このプロジェクトでは、「少年のシステムによる措置がその後の非行を減少させるのか」という問いに答える研究を収集して分析する。

3. 方法

3.1 研究をレビューに採用するか否かの判断基準

このプロジェクトでは、次のような特徴を持つ研究のみを採用した。

(1) ランダムあるいは準ランダムな割り付けが使用されていること。

適切に設計されたランダム化実験とは、評価結果を偏らせる可能性がある既知および未知の要因を統制する唯一のデザインである（たとえば Boruch, 1997）。したがってわれわれのレビューは、非行少年を伝統的なシステムによる措置、あるいはそれとは異なる条件、たとえば「解放」「助言（counsel）と解放」「ダイバージョン」「働きかけを伴うダイバージョン」にランダムに割り付けている評価研究のみを採用した。交互割り付け（alternation）などの「準ランダムな」方法を用いた研究も採用した。群を等しくするために行われる統計的マッチングなどの準実験の手続きを用いた研究は除外された（たとえば、Beal and Duckro, 1977; Kelley et al., 1976; Stewart et al., 1986）。

(2) 現在の非行について「公的な裁き」をまだ受けていない非行少年（17歳以下）がランダムに割り付けられていること。

この基準により、裁きを受ける前のサンプルと裁きを受けた後のサンプルの両方を含む研究は除外された（Burke et al. 2003; Carney and Buttell, 2003; Feis, 1990）。非行少年へのシステムによる措置の影響を判断するにあたって、現在の非行について、すでにシステムによる措置がなされ、裁かれ、処分を受けた少年を含めてしまうことは、研究の解釈を混乱させる要因となるだろう。

われわれのレビューに採用する研究には、以前に非行を行った（さらには過去の非行で裁きを受けた）少年が含まれている可能性があることに注意してほしい。一方、このレビューがもつばら焦点を当てたのは、裁きの前に、現在の非行に関して伝統的システムによる措置ありの条件またはシステムによる措置なしの条件にランダムに割り付けられた実験である。少年が過去の非行記録を持っているか否かは、われわれのコーディングにおいて一変数として含まれている（5つの調整変数分析の1つに用いた）。

(3) 少なくとも1つの少年のシステムによる措置ありの条件と、少なくとも1つのシステムによる措置なしの条件が含まれていること。

伝統的なシステムによる措置とは、少年司法システムによる公的な措置を受けているということであり、非行少年はこの条件に割り付けられていなければならない。このような条件は、従来の実験では「juvenile system processing（少年のシステムによる措置）」（Dunford et al., 1982）「traditional handling by the juvenile court（少年裁判所による伝統的な取扱い）」（Baron and Feeney, 1976）「traditional processing（伝統的な措置）」（Severy and Whitaker, 1982）「regular petition and processing by the juvenile court（少年裁判所による通常の申し立てと措置）」（Klein, 1986）のように説明されてきた。このレビューで集められた研究における統制条件には、ダイバージョン、助言と解放、無条件の解放な

どの選択肢が含まれたが、これらに限定されるわけではない。システムによる措置ありの条件は、通常の場合、実験では統制群であるため、それ以上の説明がなされることはあまりない。しかしこのカテゴリーは、公的なサンクションありの条件とサンクションなしの条件というかなり異なるものを含んでいる。

少年と成人の両方を含む研究が除外されていることも、また重要である。たとえば、30歳未満の暴力犯罪者をシステムによる措置とダイバージョンとしての修復的司法スキーム（カンファレンス）にランダムに割り付けたオーストラリアの実験（Strang and Sherman, 2006）は除外された。

(4) 定量化可能な犯罪行為のアウトカム測定値を少なくとも1つ含むこと。

われわれは、公式記録、自己申告、被害者調査の報告、その他のうち何によって測定されたものであるかどうかにかかわらず、各研究報告から犯罪のすべてのアウトカムを収集した。政策立案者、実務家、一般市民にとってもっとも関心があるのは、伝統的なシステムによる措置が犯罪減少効果をもたらすかどうかである。報告には、定量化可能な犯罪のアウトカム測定値（すなわち、効果量を計算できるように提供されたデータ）を少なくとも1つ含んでいる必要がある。犯罪の測定値が少なくとも1つ含まれている場合には、教育、コスト、態度、満足度への影響などの測定値も収集された。しかし、われわれの最終的なサンプルで、犯罪以外のアウトカム測定値が報告されたものは少数であり、ましてや統計的な分析ができるようなかたちでそれらが報告されたものはほとんどなかった。

(5) 言語を問わず2008年7月までに出版されていたか入手可能であったこと。

われわれは、2008年7月までに出版されていた実験を検索し、出版時期の古さは問わなかった。しかし、われわれのサンプルとなった実験は、すべて1973年以降に出版されたものだった。キャンベルの原則にしたがって、われわれは全言語の研究の探索を試みた。しかし、司法分野のランダム化実験のほとんどは米国で、それよりずっと少ないが一部は英国とカナダで実施されていて、英語で報告されていた（Farrington and Welsh, 2005）。われわれは、英語以外の言語で基準を満たす実験を見つけることはできなかった。

3.2 関連研究を特定するための検索手順

われわれのレビューは、刑事司法における多数のランダム化実験を特定したWeisburd, Sherman and Petrosino (1990) と Petrosino (Petrosino, 1995a, 1995b, 1997, 1998) による先行研究を基にして行われた。たとえば、Petrosino (1997) は書誌データベース（たとえば、Criminal Justice Abstracts）をコンピュータで検索し、29の主要な社会科学ジャーナルを目視で検索し、査読者や実験研究者と個人的な接触をし、関連のニュースレターで報告を募り、既存のレビューや実験研究の文献からの引用を探索した。厳しい基準にもかかわらず数百の実験が特定され、最初の300件の実験が得られたところで収集は終了された。1993年までに出版されていたか入手可能だった実験のみを対象にしたこのコレクション単独で、われわれのレビューの基準を満たした15件の実験が見出された。

既存のデータファイルで見出された15件の実験を補強する目的で、われわれは1994年から2008年の間に出版された関連する実験を特定するための（先行するプロジェクトで最も生産性が高かった）2つの手順を踏んだ。それらは次のとおりである。

書誌データベースのコンピュータによる検索

Boston Public Library, WestEd, Bridgewater State Collegeなどの機関で利用可能なオンラインリソースとデータベースを利用した。検索されたデータベースは付録8.1のとおりである。略述すれば、

われわれは44のデータベースと2つのインターネット検索エンジン（GoogleとGoogle Scholar）を検索した。

既存のレビュー

特に1993年以降、犯罪者の処遇、非行防止、実験、その他の関連文献のレビューが数多くなされてきた。われわれは、基準を満たす可能性のある実験を求めて、これらの研究レビューの参考文献リストを網羅的に調べた。50を超えるレビューがその対象となった。たとえば、the University of Maryland Report to the Congress on Crime Prevention (Sherman et al., 1997)、the Cochrane Collaboration's Schizophrenia Groupによる暴力行為に関する実験のレビュー (Cure et al., 2005)、the Center for Evaluation Research and Methodology at VanderbiltでMark Lipseyが継続中の少年非行の処遇・予防に関するメタ分析（たとえばLipsey, 1992）、Farrington and Welsh (2005) がより最近実施した実験のレビューなどである。

判断基準で記載したとおり、われわれは英語の報告だけを探していたわけではない。われわれは、スペイン、ドイツ、デンマーク、イスラエル、オランダなどの国の知己の研究者に、英語以外の研究を特定するための助けを求めた。しかし1件もみつからなかった。

3.3 文献データベースにおけるキーワード検索の手順

付録8.1に挙げたデータベースは、それぞれがやや独特のくせを持っている。われわれの戦略は、利用できるデータベースが特異度（検知されるべきでないものが検知されない確率）よりも感度（検知されるべきものが検知される確率）に重きを置きすぎることから、これらを幅広く検索した。言い換えれば、われわれは、検索条件が狭すぎることに関連する引用を見落としてしまうことのないよう、できるだけ多くのタイトルと抄録を入手し、その後それらを選別することを目指した。われわれは繰り返しの作業によって、44のデータベースと2つのインターネット検索エンジンのそれぞれの検索に最良の手順を見つけ出した。付録8.1では、データベースと検索エンジンごとに実行した最終的な検索について詳しく説明している。

当初、われわれのプロトコルでは、書誌データベースの収録内容に応じて、2つの異なる検索手順を使用することを提案していた。刑事司法に関する書誌を収録しているデータベース（Criminal Justice Abstractsなど）では、厳密な評価（たとえばexperiment）と若者（たとえばjuvenile）を特定するキーワードを組み合わせる予定だった。しかしこの手順では、誤って検知される研究が非常に多くなり、基準を満たす研究はきわめて少なくなってしまった。一連の試験的な検索の結果、次の3つのキーワードセットを組み合わせたのが、最も適切な検索となることがわかった。(1) 厳密な評価に関連するキーワードセット（たとえば、controlled, randomly, experiment）(2) 少年や非行少年、それらに関連するキーワードセット (3) 少年司法システムの構成要素を特定するための的を絞り絞ったキーワード（たとえば、diversion, adjudication, processing, system, court）。

当初提案していた第2の手順は、刑事司法以外の書誌を収録するデータベース（たとえばERICやMedline）のためのものであった。これらのデータベースでは、上述の手順に加えて、分類コード（たとえば、Sociological AbstractsやSociofileは、犯罪学や刑事学の抄録に対して分類コードを振っている）あるいは犯罪学の文献であることを特定するための第3のキーワードセット（たとえば、crimeやlaw）を用いることを、われわれは提案していた。これらのデータベースを使用した試験的な検索を開始したところ、それぞれのデータベースごとにやや異なる検索をする必要があることがわかった。たと

例えば、Academic Search Premiereは膨大な量の文献をカバーしているため、誤って検知される率が非常に高くなってしまった。そこで検索をより管理しやすくするために、公開年を限定して文献を減らした。これにより、それぞれが異なる期間（たとえば、2000年～2008年）をカバーする8回の検索が行われた。

3.4 研究の収集と最終的な選別

検索によって多数の引用や抄録の特定につながった（「収集された」）。たとえば、コンピュータ検索では、10,077件以上の引用と抄録が収集された（Googleでは1,000,000件以上が得られたため検索を終了した）。

これらの多くは、提案されたレビューとは無関係のため、この情報だけから容易に除外された。しかし、引用と抄録から、基準を満たす可能性があるもの（「ヒット」）もあった。ただ、コンピュータによる検索で「ヒット」となった119件の多くは、別の検索と重複していたり、既存のメタ分析プロジェクトからすでに得ていた15件の研究と重複していたりした。

すべての検索手順を総合して残った「ヒット」については、基準を満たす可能性のある研究とみなしてフルテキストを収集し、正式にレビューで採用する前に選別された。幸いにも、インターネット、フルテキストの電子ジャーナルへのアクセス、Bridgewater State Collegeの図書館間相互貸借を利用することで、われわれは（上述の検索で特定できた）すべての報告を入手でき、より完全な読み込みを行うことができた。われわれはフルテキストの報告を入手後、それらが上述の判断基準を満たしているかどうかを確認した。

全部で40件の研究のフルテキスト文書が検討された。この選別を経て、14件の実験が（既存の15件の実験と同様に）レビューの基準を満たすと判断され、最終的に29件の統制実験のサンプルが得られた。この最終の選別段階で除外されたのは26件の研究であるが、その除外理由は付録8.3に記載されている。

3.5 各研究からの情報の抽出

先行研究（Petrosino, 1997; Petrosino, Turpin-Petrosino and Buehler, 2003a）に従って、われわれは各研究の情報を記録するための予備的なシートを作成した（付録8.4参照）。シートにはいくつかオープンエンドな項目も含まれていたが、その多くは、より焦点を絞った分析を可能にするために、少数のカテゴリにまとめられた（付録8.5に、このプロジェクトの最終的なデータベースの変数を示す）。たとえば、「過去の非行記録」の項目へのオープンエンドな反応は、「なし」「低」「中」「高」に記録した。

以下では、シートに記載された項目を領域ごとに示す。

3.5.1 研究者と研究の特徴

研究報告には、その報告自体の情報や実験の特徴が示されている。たとえば、研究が報告された出版物のタイプや実験が実施された場所に関するデータを抽出した。

3.5.2 研究方法と方法論における質

ランダム化など実験の方法論的側面に関する情報を抽出した。特に、社会政策におけるランダム化フィールド実験の実施における2つの重要な点が、各研究報告から抽出された。

- a) 実施者によってランダム化がなされなかった、あるいは完全にはなされなかったということ、

研究者が報告しているかどうか。もしそうであれば、複数の群において、既知および未知のすべての要因を完全にバランスできているとはいえなくなる。

- b) 最初にランダムに割り付けられたサンプルから、研究終了時点で脱落があったと研究者が報告しているかどうか。このような脱落は、その規模が大きければ、バランスされた群を生成するランダム化の効果を損なう可能性がある。介入条件と統制条件とで脱落者のタイプが異なる場合は特にそうである。

3.5.3 処遇条件および統制条件に関するデータ

処遇条件および統制条件に関する詳細な記述と、それぞれに割り付けられた参加者の数に関する項目である。われわれの研究のサンプルには、通常処遇群は1つしかなかったが（少年のシステムによる措置ありの条件は実験において通常1つのみ）、このなかには、システムによる措置ありの条件とは別のいくつかの選択肢に少年が割り付けられている場合もあった。したがってわれわれは、他の選択肢（解放、ダイバージョン、カウンセリングを伴うダイバージョンなど）がある場合には、統制群を選択した理論的根拠についても詳述した。われわれは、基本的には介入の程度がもっとも低いもの、または厳しさがもっとも小さいものを統制群として選択した。すなわち、働きかけを伴うダイバージョンよりはそれを伴わないダイバージョンを選択するということである。その理論的根拠は、このような選択が、少年のシステムによる措置ありの条件との「最も明確な対比」を示す統制条件となるからである。たとえば、これらの実験で抑止理論が少年に適用できると主張するなら、少年裁判所による措置と解放（最も厳しい処分と最も厳しくない処分）の対比は、この理論の妥当性を確かめるための理想的な比較となるだろう。さらに、ラベリング論を適用するなら、少年裁判所による措置と解放との同様の比較は、この理論の妥当性を確かめる最良の方法である。

3.5.4 実験データにおける参加者

人種、性別、過去の非行記録、現在の非行に関する情報など、実験参加者のタイプに関する詳しい情報に関する項目である。

3.5.5 アウトカムデータ

われわれのプロジェクトの目的は、少年のシステムによる措置がその後の非行に及ぼす効果に焦点を当てているため、基準を満たした各研究から犯罪と非行のアウトカムに関する情報を抽出した。（プロトコルでは、犯罪以外のアウトカムデータも抽出するとしていたが、教育、心理、その他のデータを報告した研究はほとんどなかった。）犯罪のアウトカムは5つの主要なグループに分類された。

- ・再犯発生率：各群の何パーセントが再犯をしたか、またはしなかったか？
- ・総犯罪数：各郡の犯罪の数の平均はどのくらいだったか？
- ・重大性：各群が犯した罪の重大性の平均はどうだったか？あるいは、各群で何パーセントの人が対人犯罪 (crimes against the person) を犯したか？
- ・再犯までの期間：各群の再犯までの期間はどのくらいだったか？
- ・自己申告：プロトコルでは示していなかったが、自己申告による犯罪が公式統計の犯罪と異なるかどうかを判断することは重要であると、われわれは考えた。これによって、公的な措置を受けた少年とダイバートされた少年との間で、公式統計の犯罪が異なっていたとしても、

自己申告による犯罪が両者で同じなのかどうかはわかるであろう。

われわれはまた、元の研究で報告されていたサブグループの効果、金銭的なあるいは費用便益のデータが提供されていたかどうか、得られた結果の意味を明らかにする定性的研究やプロセス／実践研究について記述した。

レビューに採用された29件の研究それぞれの詳細を、付録8.6に示す。ここに含まれるのは、措置ありの条件および対照条件のタイプ、各条件にランダムに割り付けられた参加者の総数、彼らの平均年齢、男性参加者の割合、白人参加者の割合、前回の非行のレベル、参加者の犯した現在の非行の種類である。(のちにメタ分析の結果において示されるのは、効果量、信頼区間、アウトカムに統計的に有意な違いがあるかどうかについての詳細な情報である。)

3.6 同一の実験に関する複数の報告の取扱い

研究者は、同じ研究に基づいて複数の論文を出版する場合がある。われわれの分析の単位は、個々の研究論文ではなく個々の実験であるから、すべての論文から情報を抽出して、実験ごとにコーディングシートを完成させた。われわれのサンプルの大部分で、出された報告は1つだけだった。

3.7 独立の知見であると決定するための判断基準

各研究は、非独立の研究(1つの研究で複数の効果量がある)によって分析が損なわれないように、単一の効果量によって分析される。プロトコルでは、4つのタイプの犯罪アウトカム(再犯発生率、総犯罪数、重大性、再犯期間)によってデータを分割するとしていた。付録8.7は、採用された29件の実験のアウトカムデータを、再犯発生率、総犯罪数、重大性、再犯期間で整理したものである。自己申告データはこれらのカテゴリに含まれているが、別の分析のために、結局自己申告データをほかとは分離することになった。再犯期間を報告した研究は1件のみだったので、これらのデータのメタ分析は行われなかった。プロトコルではまた、異なるフォローアップ期間(たとえば、0～3ヶ月、4～6ヶ月、6～9ヶ月など)に従ってデータを分割するとしていた。フォローアップ期間が異なっていて、ある調査では1つのフォローアップしか報告されておらず、別の調査では何年にもわたって複数のフォローアップが報告されていたので、われわれは4つの犯罪アウトカムのそれぞれについて、以下の分析を行うことにした²。

初回フォローアップの効果:研究で報告されたもっとも早期の介入後フォローアップアウトカム

最長フォローアップの効果:もっとも長い期間のあいた介入後のフォローアップアウトカム

フォローアップで最も強い効果:少年のシステムによる措置で、最も強い効果を報告した介入後のフォローアップ

フォローアップ期間が1つだけ(すなわち効果量が1つしかない)で、再犯発生率の測定値が1つしか報告されていない場合には、3つのメタ分析(初回フォローアップの効果、最長フォローアップの効果およびフォローアップで最も強い効果)すべてでそれを使用した。このため、再犯発生率についてのこれら3つのメタ分析から得られた平均の効果量は、互いに完全には独立していない。しかし、個々

² われわれは「標準化された1年間のフォローアップ」すなわち12ヶ月に最も近いフォローアップの結果を用いた分析も行った。しかし、再犯発生率のデータの1年フォローアップと最長フォローアップとの間の効果量の差は無視できるものであることがわかった。総犯罪数、重大性および自己申告データについては、フォローアップ期間を報告している研究はほとんどなかったため、メタ分析の結果は、初回フォローアップの効果、最長フォローアップの効果、およびフォローアップで最も強い効果のいずれもがほぼ同等の推定値となった。

のメタ分析において各研究は独立である（すなわち、1つの研究につき1つの効果量を持つ）。

しかし、同じフォローアップ期間で、複数の種類の再犯発生率や総犯罪数のデータが報告される可能性があるという問題が、依然として存在する（たとえば、警察データと裁判所への申し立て（petitions））。その問題が生じた場合、われわれは少年司法システムへの最も早い接触（すなわち、通常は警察への接触）を示すアウトカムを選択した。

3.8 統計的手続きと前提

データは最初、特別に設計されたデータ入力画面を使用して、MS Accessのデータベースに入力された。つぎにMS Accessのファイルを（たとえば、フリースタイルのコードをより具体的な変数にするなどして）Excel スプレッドシートに集約した。プロトコルでは、コクラン共同計画に特化したフリーのレビュー管理ソフト（RevMan）を分析に使用するとしていたが、この研究では、Comprehensive Meta-Analysis (version 2) という特別のメタ分析プログラムを採用することにした。

（当初、定量的なメタ分析に利用できるのは再犯発生率のデータのみであると考えていたため）最初の計画ではオッズ比を使用する予定だったが、標準化された平均差（Cohen's d）を使用することで、再犯発生率、総犯罪数、重大性、および自己申告のアウトカムすべてにわたって同一の効果量指標を報告することにした。Cohen's dを使用することで、柔軟に多くのタイプのアウトカムデータから標準化された平均差を推定できる（たとえば、検定統計量、確率水準、サンプルサイズ）。これらの変換には、Comprehensive Meta-AnalysisまたはLipsey and Wilson (2001) で提供されている変換式を使用した。

プロトコルでは、ランダム効果モデルを用いるとされていた。サンプルのばらつき（後述のQ統計量によって示される）を考慮すると、ランダム効果モデルは、固定効果モデルを仮定するよりも保守的で、分析により適していると考えられる。われわれは両モデルを仮定した分析を行ったところ、想定どおり、ランダム効果モデルのほうが、ずっと保守的な推定値となった。したがって、このレビューでは、ランダム効果モデルを仮定した効果量のみを報告する。

プロトコルでは、多数の実験研究を見出すことが期待できないため、調整変数分析を行うことは想定していなかった。研究の総数が少ないと検定力が不十分となることから、潜在的に重要な調整変数を棄却してしまう可能性があるためである。われわれは、結果が統制条件のタイプ（このレビューでは、公的システムによる措置なしの場合のその性質や質、たとえばダイバージョンプログラムや無条件の解放など）によって異なるかどうかについての定性的な検討を行う予定であった。しかし、メタ分析では全29件の研究を対象とすることができたため、われわれは統制条件のタイプなどの変数がメタ分析の結果に影響を与えるかどうかを判断する定量的な分析をすることができた。

もう1つの重要な調整変数はフォローアップ期間の長さである。メタ分析は一般に、さまざまな側面で介入効果がしだいに減衰することを示す。しかし、少年のシステムによる措置のプロセスの一部（たとえばラベリング）は、ある期間が経過した後起こる可能性もある。分析全体の中で初回フォローアップの介入効果と最長フォローアップの介入効果を検討することで、この点を明らかにすることができたが、われわれはフォローアップの長さに関しては正式な調整変数分析をしなかった。

最後に、われわれのデータベースの他の調整変数について探索的に報告する。これは他の要因の役割を明らかにするために行なったが、2つの理由から結果を慎重に検討する必要がある。第1に、調整変数分析が行われると、セル内に残る研究の数が急激に少なくなる可能性がある。分析は多くの場合、非常に少数の研究に基づくものである。第2に、分析の数が増えるにつれて、変数が結果

を調整するという結果をもたらす可能性が高くなる。

フォレストプロットは、メタ分析の結果を示すために用いられる。図1～11は、以下のように解釈されるべきである。ゼロの左にある効果はすべて方向がマイナスであり、それは措置が犯罪を増加させることを意味する。ゼロの右にある効果はすべて方向がプラスであり、それは措置によって犯罪が減少することを意味する。その区別をより明確にするために、各図の下部にラベルが追加されている。

3.9 定性的研究の取扱い

われわれは個々の研究を記述する際に定性的なデータを含める予定だった。しかし、採用された29件の実験でそれを行うと、文章による記述や知見を含めるとかなり報告が長くなってしまいうだろう。加えて、採用された実験報告で定性的なデータ収集や分析について言及しているものはほとんどなかった。

4. 結果

4.1 記述的分析

レビューに採用された研究は、1973年から2008年の間に発表されたものであった。およそ4件に3件は、1990年よりも前に出版または報告されている。これは、少年司法システムによる措置の代替策としてのダイバージョンに対して、最初に大きな関心が寄せられた1970～1980年代に、ダイバージョンの構想を検証するための豊富な資金が注ぎ込まれたことを受けたものである。レビューされたのは、過去35年以上にわたって報告されてきた29件の実験であり、対象者は7,304名にのぼった。また、結果のフォローアップ期間が2～108ヶ月の範囲であったことにも注意してほしい。各研究は、1～7種類の異なるタイプの犯罪アウトカムを報告していた（たとえば、警察への接触、逮捕、身柄登録(booking)、有罪判決、裁判所への申し立て(petitions)など)。

表1は、採用された実験に関する記述的データの概要である。ほとんどの研究は1990年以前に報告された(76%)。査読付ジャーナルや書籍として出版されるのは33%しかないことから、系統的・包括的な検索の重要性は明らかである。米国(オーストラリア)以外で実施された研究は2件のみであった。約4割は米国中西部で実施されたものであったが、その大きな理由はMichigan State Universityの研究者による報告が多いためである。

大部分(79%)の研究は2～3群を有していた。このレビューにおける介入または処遇は、実験の約3分の2(65.5%)では「processing(措置)」と記載されていた。「petition(裁判所への申し立て)」「adjudication(裁決)」「appear before magistrate(出廷)」と記載される場合もあった。統制条件のタイプは、レビューサンプル全体でほぼ均等に分割されていた。15件(51.7%)の研究は、家族カウンセリング、修復的司法カンファレンス、教育プログラムなどの働きかけを伴うダイバージョンに少年を割り付けていた。14件(48.3%)の研究は、ダイバージョンだけ、すなわち助言(counsel)と解放か無条件の解放に少年を割り付けていた。

表1 採用された研究の特徴

研究はどこで実施されたか？	Midwest (USA)	11	37.9%
	West (USA)	7	24.1%
	South (USA)		13.8%
	East (USA)		10.3%
	Unknown (USA)		6.9%
	Outside USA		6.9%
誰が研究を実施したか？	Michigan State University	12	41.4%
	その他	17	58.6%
研究はいつ実施されたか？	1990年1月より前	22	76.0%
	1990年1月以降	7	24.0%
研究はどこで報告されたか？	ジャーナル／書籍	11	37.9%
	未出版	18	62.1%
研究にいくつの群が含まれていたか？	2群	10	34.5%
	3群	13	44.8%
	4群以上	6	20.7%
措置条件は何か？	伝統的な措置	19	65.5%
	その他	10	34.5%
統制条件は何か？	働きかけを伴うダイバージョン	15	51.7%
	ダイバージョン	14	48.3%
割り付けはランダムか準ランダムか？	ランダムな割り付けと特定	17	85.0%
	準ランダムな割り付けと特定	3	15.0%
	特定できる情報なし	9	
プロセスのどの段階でランダム化が実施されたか？	警察への接触の段階	9	37.5%
	プログラムにリファーされた段階	8	33.3%
	その他	7	29.2%
	不明	5	
処遇群と統制群を合わせたサンプルサイズはどのくらいか？	1～100	6	21.4%
	101～200	9	32.1%
	201～300	6	21.4%
	301～400	3	10.7%
	401～500	1	3.6%
	501以上	3	10.7%
	不明	1	
少年の平均年齢は何歳か？	14.73 (不明が7件)		
平均で白人の割合はどのくらいか？	61.0% (不明が10件)		
平均で男性の割合はどのくらいか？	74.2% (不明が7件)		
過去の非行の程度はどうだったか？	高	8	34.8%
	中	3	13.0%
	低	9	39.1%
	なし	3	13.0%
	不明	6	
含まれているのは特定の非行のみか、あるいは非行全般か？	特定の非行	5	17.8%
	非行全般	23	82.2%
	不明	1	

ランダム化が実際にどのように行われたのかを知るための情報が、明示的に記述されることは少ない。十分に詳細な情報が示されていた20件の実験では、交互割り付け (alternation) のような準ランダムな割り付けを用いていたのは15%だけであった。9件の実験では、「ランダムに割り付けられた」ま

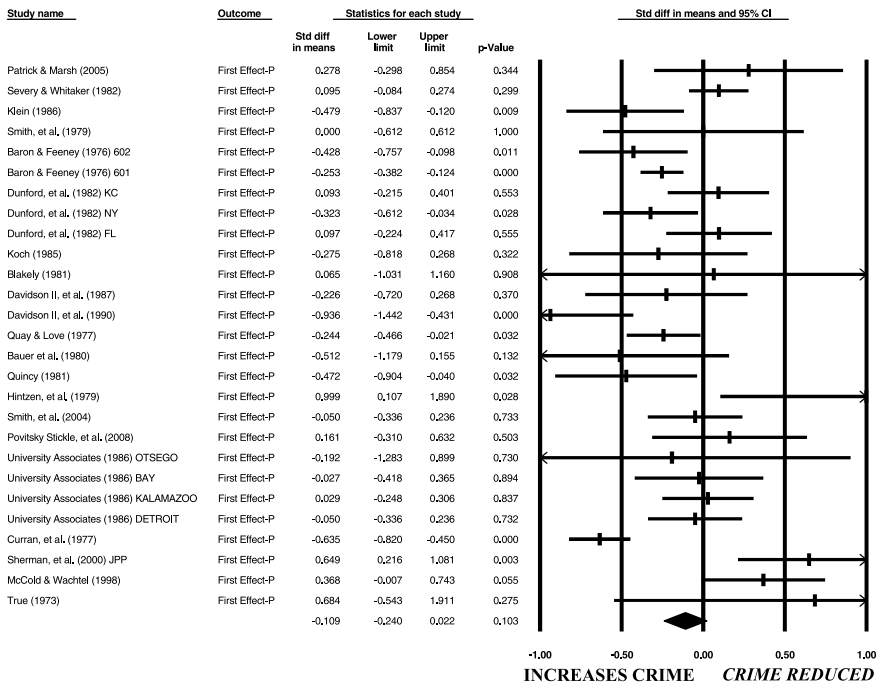
たは「ランダム化がなされた」などの一般的な表現が使用されていたが、実施方法の詳細は説明されていなかった。ランダム化がもっともよくなされていたのは、警察への接触または逮捕の段階 (37.5%) あるいはダイバージョンプログラムにリファーされた段階 (33%) であった³。ほとんどの研究 (74.9%) は、処遇条件と統制条件に割り付けられた少年は300人以下だった⁴。

29件の実験における参加者の平均年齢は14～15歳であった。研究は1973～2008年に出版されたが、実験サンプル中の男性と白人の平均割合は、2005年の米国の少年裁判所のインテークの平均に近かった (研究では白人は61%、男性は74%、少年裁判所のインテークのデータでは白人は64%、男性は78%)⁵。驚くべきことに、過去の非行記録が「低」と評価された少年を対象とする研究がもっとも多かったものの (9件、39.1%)、「高」と評価された少年を対象とする研究も8件 (34.8%) あった。(現在の非行が) 万引きのような特定のタイプだけを対象とした研究は、わずか5件 (17.8%) だった。大多数の研究は、すべてのタイプの非行少年を対象としていた。

4.2 メタ分析

4.2.1 再犯発生率

図1 再犯発生率に対する措置の効果：初回フォローアップの効果



3 これらの実験では、措置またはダイバージョンプログラムへの割り付けが行われた。

4 この値は、メタ分析で使用された措置条件と統制条件の少年の総数である。たとえば、単一の比較群に集約されなかった複数の比較群を含む研究では、この値が全サンプルの数と一致しない場合がある。

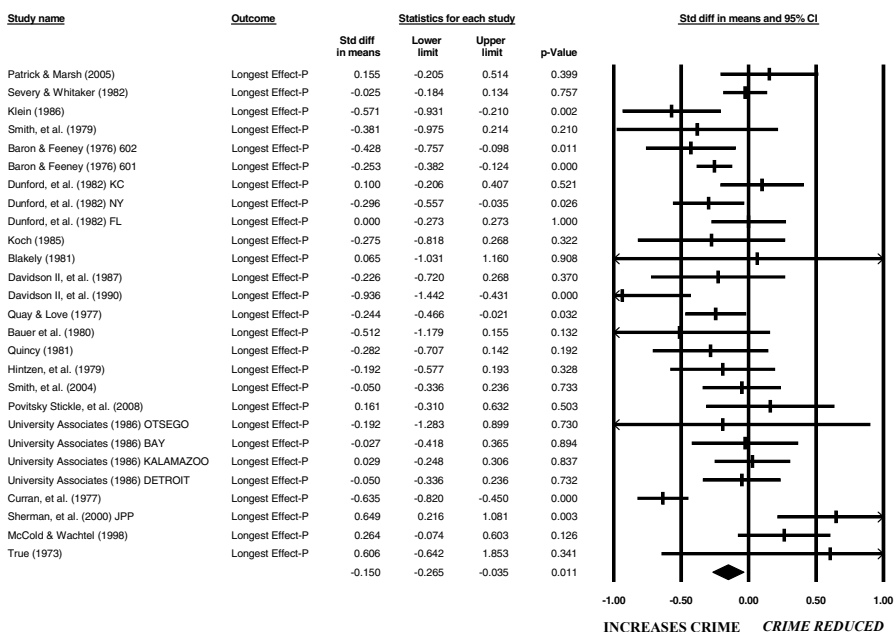
5 2006年における矯正施設にいる少年に占める白人の割合は35%にすぎず、アフリカ系アメリカ人は40%、ヒスパニック系は20%であることに注意してほしい (Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, 2009)

採用された29件の研究のうち27件が、メタ分析で使用できる再犯発生率のデータを報告していた。図1は、処遇後の初回フォローアップの効果の結果（フォレストプロット）を示している。これらの27件の研究で報告された初回フォローアップまでの平均の長さは、10～11ヶ月であり、レンジは2～24ヶ月であることを注意してほしい。再犯発生率のデータはすべて公式記録（警察への接触、逮捕、身柄登録、裁判所への申し立て、裁判所への接触など）に基づいていることも指摘されるべきである。

図1に示されているように、措置には再犯発生率に対する統計的に有意な犯罪統制効果はない。実際、全体での効果量は、方向がマイナスである ($d = -.109, CI -.24 \text{ to } .02, p = .103$)。異質性の検定は、効果量にばらつきがあることを示している ($Q=97.007, p = .000$)。

図2は、研究で報告された最長フォローアップの効果に関して、27件の研究の効果量を（フォレストプロットによって）示している。27件の研究の中で最長フォローアップの平均は12～13ヶ月であり、初回フォローアップの平均（10～11ヶ月）とさほど大きな違いはない。これは、大部分の研究がただ1つのフォローアップ、またはさほど間隔の離れていない2つのフォローアップ（たとえば6ヶ月と12ヶ月）のどちらかしか報告していないためである。27件の研究における最長フォローアップのレンジは、4～36ヶ月であった。

図2 再犯発生率に対する措置の効果：最長フォローアップの効果



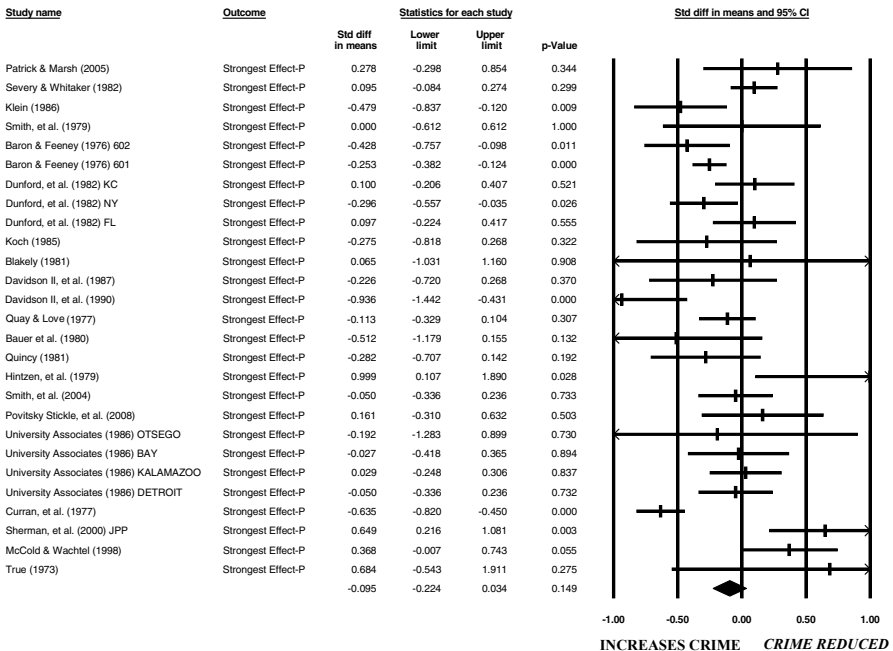
標準化された平均差はマイナス方向に増加し-.15であった (CI -.265 to -.035, $p = .01$)。今度は統計的にも有意である。この増加はおそらく、少年のシステムによる措置によって、初回フォローアップではプラスの影響が、最長フォローアップではマイナスの影響があると報告した3件の研究によるものである。異質性の検定は、効果量にばらつきがあることを示している ($Q=832.80, p = .000$)。

再犯発生率のデータを用いた最後の分析は、「概念実証」分析であった。われわれの分析が重要

な犯罪統制効果を見逃していないことを確認するために(たとえば、初回フォローアップと最長フォローアップの間のある時点のフォローアップから最大の効果量が得られた場合)、少年のシステムによる措置がもたらすプラス方向の最も強い効果量を計算した。図3に示すように、全体の効果量は、図1[§]で初回の処遇後効果について報告された値と非常に類似しており、方向はマイナスのままであった($d = -.095, CI = .224 \text{ to } .034, p = .149$)。ここでも異質性の検定は、効果量にばらつきがあることを示している($Q = 94.933, p = .000$)。

§ 訳注：原文ではFigure 2だが誤記と思われる。

図3 再犯発生率に対する措置の効果：フォローアップで最も強い効果



4.2.2 総犯罪数

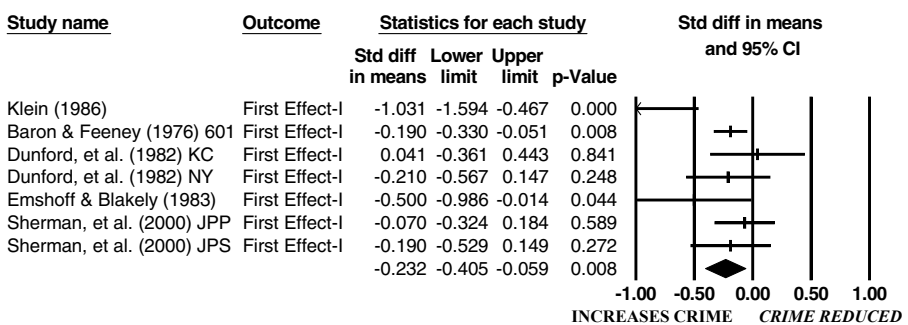
再犯発生率のデータは、対象とするアウトカムについて各処遇群に占める再犯ありまたは再犯なしの者の数または割合によって把握される。しかし、政策立案者にとってのもう1つの重要な問いは、少年のシステムによる措置が、当該群の犯罪の総数、すなわち群内の1人当たりの犯罪の平均数を減らすかどうかである。このことは、累犯少年、すなわち措置後に複数の罪を犯し続ける少年に、措置が影響を与えたかどうかを理解する上で特に重要である。

残念ながら、総犯罪数の測定値の効果量を計算するために使用できるデータは、7件の実験でしか報告されていない。これら7件の研究のうち5件は、1回のフォローアップでの総犯罪数の測定値のみを報告していたので、初回フォローアップの効果、最長フォローアップの効果およびフォローアップで最も強い効果のアウトカムは非常に類似している。図4は、少年のシステムによる措置の初回フォローアップの効果の結果を示す。これらの総犯罪数データは、すべて警察や裁判所の公式デー

タから生成されたものであることを指摘しておかねばならない。これら7件の研究の総犯罪数データが測定されたフォローアップの平均は9～10ヶ月であった。

図4に示されているように、措置には総犯罪数の測定値における犯罪統制効果はない。実際、少数の研究にもかかわらず、その効果はマイナスであり、統計的に有意である ($d = -.23$, $CI = -.405$ to $-.059$, $p = .008$)。異質性に関するQ検定の結果は、5%水準で統計的に有意ではない ($Q = 12.219$, $p = .057$)。

図4 総犯罪数に対する措置の効果：初回フォローアップの効果



4.2.3 重大性

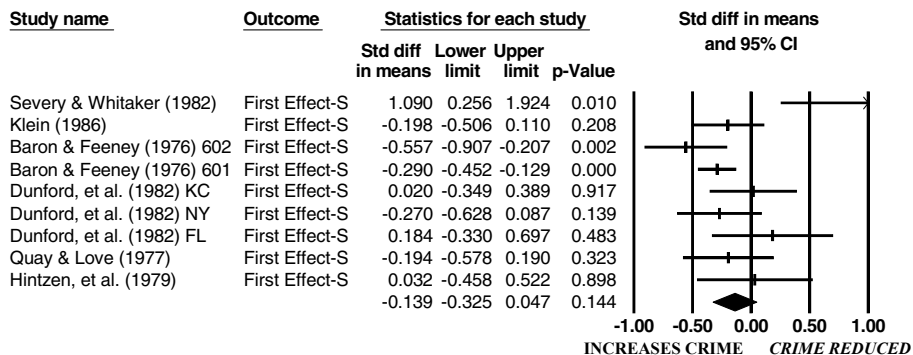
政策立案者にとってもう1つの重要な問いは、少年のシステムによる措置のようなシステムによる介入が、犯罪の重大性を軽減するかどうかである。つまり、介入が、新たな罪を犯した犯罪者の数（再犯発生率）や各人が犯した罪の数（総犯罪数）に影響を及ぼすことがないとしても、新たな犯罪の重大性や害を軽減するのであれば、効果的であると考えることができる。個々の研究において、重大性は、平均の重大性得点（少年が犯した罪の重大性を評価する尺度を使用）または「重罪の割合」や「暴力犯の割合」などの指標によって測定された。

残念なことに、このような重要性データを報告した実験は9件だけだった。総犯罪数データと同様に、重大性のアウトカム測定値のフォローアップを2回以上報告した実験はほとんどなかったため、初回フォローアップの効果、最長フォローアップの効果、フォローアップで最も強い効果の効果量は非常に類似していた。図5[§]は、メタ分析で使用できる重要性データを報告した9件の実験の初回フォローアップの効果を示している。これらのデータも、警察への接触や逮捕などの公式統計の犯罪の測定値から生成されたものである。これら9件の研究におけるフォローアップの平均は24ヶ月であった。この平均値は、1件の研究が108ヶ月のフォローアップにおける重大性の測定値を報告しているため、高い方に偏った数値になっている。

§ 訳注：原文では Figure 6 だが誤記と思われる。

図5が示しているように、措置は重大性に対して統計的に有意な犯罪統制効果を持たない。実際、全体的な効果量の方向はここでもマイナスである ($d = -.139$, $95\% CI = -.325$ to $.047$, $p = .148$)。研究間に異質性ないしばらつきが存在する ($Q = 18.852$, $p = .006$)。

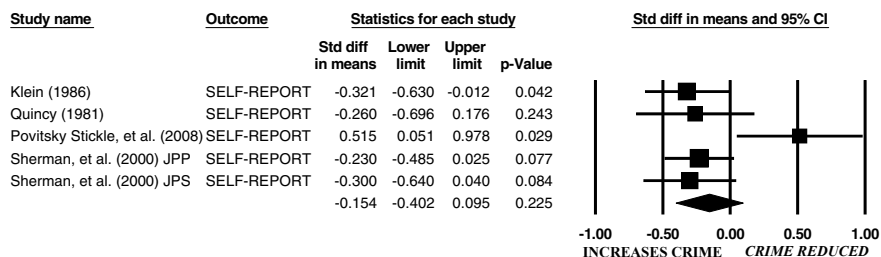
図5 重大性に対するシステム措置の影響:初回フォローアップの効果



4.2.4 自己申告データ

再犯までの期間のアウトカムが報告されていた研究は1件のみで、メタ分析はできなかった。したがって、犯罪データに関するわれわれの最後の分析は、自己申告データによるものである。再犯発生率、総犯罪数、および重大性の測定値によって把握された公式統計の犯罪データは、「現実の」犯罪行為ではなく、警察などの公的システムによる犯罪への反応のみを反映している可能性がある。自己申告データを用いることで、犯罪の公的な測定値に依存しない比較を行うことができる。しかし、メタ分析で使用できる自己申告データを得ていたのは、5件の実験のみであった。これらの5件の研究のフォローアップの平均は11ヶ月である。結果は同様であり、この限定的なデータによって、措置が自己申告の測定値に対する犯罪統制効果を持たないことが示された。実際、図6が示すように、データの方向はマイナスである ($d = -.154$, $CI = -.40$ to $.095$, $p = .225$)。これらの5つの効果量においても、有意なばつつきまたは異質性が存在する ($Q=10.71$, $p = .038$)。

図6 自己申告データに対する措置の効果:初回フォローアップの効果



4.2.5 感度分析

われわれのレビューのサンプルは、参加者をランダムに（3件の研究では準ランダムに）割り付けた実験で構成されているが、実験を含む評価研究は失敗することも多い。ここで報告されたようなタイプの実験において、知見に含まれうる一般的な方法論的要因としては、ランダム化の失敗とサンプルの脱落の2つがある。ランダム化または脱落の問題が報告された実験は少なかったが、2件の研究においてのみ、報告された知見を損なう可能性のある瑕疵があり、

重大な方法論的問題を有すると判断された。

Stickle et al (2008) の研究では、少年は伝統的な措置か「ティーンコート」を特色とするダイバージョンプログラムにランダムに割り付けられた。参加した少年（およびその両親）が参加に同意する前に、ランダム化が行われた。したがって、最初のランダム化サンプルから多数の少年が脱落した。Bethlehem Pennsylvania 修復的司法実験では、少年は伝統的な措置や被害者カンファレンスを特徴とするダイバージョンプログラムにランダムに割り付けられた (McCold and Wachtel, 1998)。しかし、ダイバージョンプログラムに割り付けられた少年の半分以上が、参加を拒否し、公的な措置を受けた。後者の実験は、Sherman and Strang (2006) の修復的司法に関する系統的レビューから、これらの方法論的問題のために除外された。

感度分析は、方法論的妥協を報告する研究がメタ分析の結果全体に与える影響を判断するために、レビューアが使用できる1つの方法である。それらの研究を除外した場合、結果にどのような影響が及ぶかを判断するのである。われわれは、再犯発生率に関する初回フォローアップの効果、最長フォローアップの効果、フォローアップで最も強い効果（これらのデータを報告したのは27件の研究）を用いて、McCold and Wachtel (1998) と Stickle et al (2008) の除外による効果量への影響を判断した。

表2に示したのは、27件すべての研究と（上記の2件の研究をメタ分析から除外した後）残された25件の研究との効果を比較した結果である。表2に示すように、効果量はマイナスのままであり、2つの研究を除外するとその値はおおよそ-.02～-.03増加する。さらに、すべての結果はマイナスであり、かつ統計的に有意であった（たとえば初回フォローアップの効果の分析では、 $d = -.141$, $CI = -.275$ to $-.008$, $p = .037$ ）。

表2 2つの研究を除外した感度分析

措置の分析のタイプ	初回フォローアップの効果	最長フォローアップの効果	フォローアップで最も強い効果
全27研究	-.11	-.15	-.10
2研究を除外	-.14	-.18	-.13

4.2.6 調整変数分析

少年のシステムによる措置は、少なくともこのレビューで示された実験によるエビデンスによれば、犯罪統制効果を示すものではなく、むしろ、再犯発生率、総犯罪数、重大性、自己申告の測定値にマイナスの効果を及ぼしているようである。これらのマイナスの効果は、重大な方法論的問題を伴う2件の研究を分析から除外すると、さらに大きくなる。

しかし、(Q統計量によって証明されるような) 異質性の検定によれば、すべての分析において、効果量にはばらつきがある。換言すれば、分析における平均の効果量が、すべての効果を適切に表しているとはいえない。実際、一部の実験では、システムによる措置にプラスの影響があることが報告されている。また、効果量は研究によって異なっている。そのような場合、これらの違いを明らかにするのに役立つのが、(研究の特性によって効果がどのように異なるかを調べる) 調整変数分析である。前述のように、そのような調整変数分析は、しばしば非常に小さな数に基づいているため、慎重に解釈されることが重要である。さらに、多数の調整変数分析が行われた場合、偶然の作用のために大きな効果が生じる可能性がある。再犯発生率のデータは、採用された29件のうち27件の調査がメタ分析に使用できる形で報告されていたため、われわれは、調整変数分析を行うにあたって、初

回フォローアップで報告された再犯発生率のデータを用いる。われわれはまた、調整変数分析の初期セットを5変数に限定した。初回フォローアップの再犯発生率に関するアウトカム測定値におけるフォローアップの平均が10～11ヶ月であることは、ここでも注意すべきである。

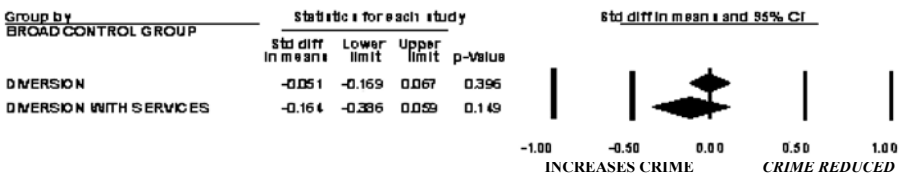
2種類の比較で効果に違いはあるか?

プロトコルで概説したように、われわれが検討を予定していた重要な調整変数は、少年のシステムによる措置と比較される対照群のタイプである。

実験において設定された基本的な対照群は、次の2種類ある。(1)システムからダイバートされて「働きかけ」(「働きかけを伴うダイバーション」)を受ける少年の群、(2)システムからダイバートされて、働きかけを受けず単に解放されるだけの群(たとえば「助言(counsel)と解放」)。

図7は、これら2つのタイプの対照群を比較した調整変数分析を示している。少年のシステムによる措置をダイバーションと比較した実験が14件、働きかけを伴うダイバーション群と比較した実験が13件ある。図7に示すように、少年のシステムによる措置は、ダイバーション(「何もしない」)と比べても、働きかけを伴うダイバーション(「何かをする」)と比べても、犯罪統制効果を持たないと思われる。実際、効果量は両方とも方向がマイナスである。措置をダイバーションと比較すると、効果量はわずかにマイナスとなる(=-.04, CI -.169 to .067, p=.396)。システムによる措置を働きかけを伴うダイバーションと比較すると、効果量はよりマイナスになる(d=-.16, CI -.386 to .059, p=.149)。

図7 対照群のタイプによる措置の効果の違い

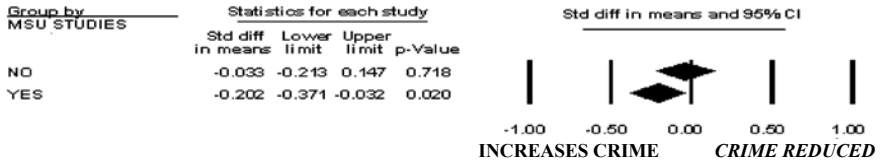


Michigan State Universityの効果はあるか?

Michigan State University (MSU) の研究者および博士課程学生は、一般的に William Davidson 教授の監督下にあるが、彼らはレビューサンプルのなかの12件の実験を行った。Davidsonは、行動契約 (behavioral contracting) や子どもの権利擁護 (child advocacy) を含む少年のダイバーションへの特定のアプローチ (the Adolescent Diversion Program) を開発したチームの一員だった。彼らがMSUで確立した研究は長期のプログラムであったから、このレビューでサンプルとなったランダム化実験の多く(40%以上)が、彼らによって生成されたものであった。われわれは、サンプルに関するMSU研究の影響を調べるために、再犯発生率(初回フォローアップの効果)のデータを使用できる27件の研究について、12件のMSU実験の効果量と、15件の非MSU研究のそれとを比較した。

図8は、統制群で行った調整変数分析と同様に、いずれについても効果の方向がマイナスであることを示している。しかし、非MSU研究における少年のシステムによる措置の効果量は、無視できる(-.03, CI -.213 to .147, p=.718)。Williams DavidsonとMSUの彼の同僚たちが報告した12件の研究では、システムによる措置が、それよりはずっと大きなマイナスの効果である-.20を示した(CI -.371 to -.032, p=.02)。

図8 MSUが実施したかどうかによる措置の効果の違い

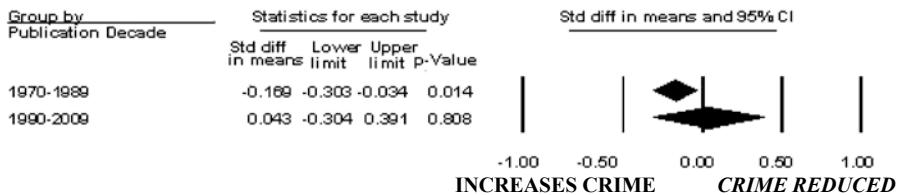


最近の研究とそれより前の研究で効果に違いはあるか？

この系統的レビューでは、より最近の研究を対象を限定する適切な基準がなかったため、1973年から2008年までに実施され報告された実験が対象とされた。この探索的な調整変数分析では、報告されたのが1990年1月1日より前と後とで、少年のシステムによる措置の効果を検討する。「カットポイント」の選択は非常に主観的ではあるが、過去20年間（1990年代～2000年代）に出版された研究と、その前の20年間（1970年代～80年代）に出版された研究とで、効果量を比較することができる。1990年以降は7件の実験しか報告されなかったことに注意すべきである。メタ分析が可能だった再犯発生率のデータを報告している27件の研究のうち20件は、1990年より前に実施された。

図9に示すように、効果量は出版の時期によって異なっている。1990年より前に報告された研究では、効果量は-.17だった（CI -.303 to -.034, $p = .01$ ）。しかし、1990年以降に報告された6件の研究では、少年のシステムによる措置の効果量の方向はプラスである（ $d = .04$, CI -.304 to .391, $p = .808$ ）。しかし、実験デザインの点で最も大きな問題を含む2件の研究（Stickle et al, 2008; McCold and Wachtel, 1998）がここには含まれており、両者とも少年のシステムによる措置に大きなプラスの効果を報告していた。これら2つの研究を分析から除外し、1990年以降の研究を4件だけ残すと、その効果は措置に対してわずかにマイナスになる（ $d = -.05$, CI -.532 to .426, $p = .829$ ）。

図9 出版の時期による措置の効果の違い

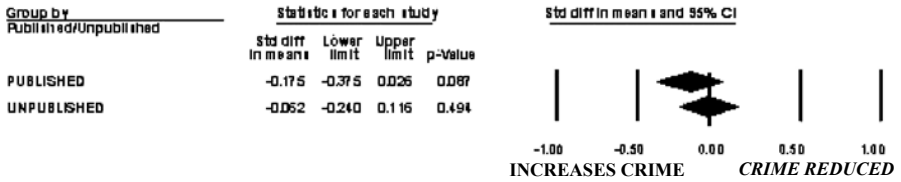


出版の効果はあるか？

この系統的レビューでは、査読付ジャーナルや書籍として刊行されたものだけでなく、灰色文献や未出版文献（fugitive literature）（たとえば学位論文、会議論文、政府報告書、技術報告書など）に掲載された報告も見つけ出した。これにより、出版された報告と未出版の報告とで、効果量の違いを調べることができる。この分析のなかの11件の研究は査読付ジャーナルまたは書籍として出版され、16件の研究は未出版文献で報告されたことに注意すべきである。

図10に示すように、出版された研究と未出版の研究の両方で、少年のシステムによる措置の全体的な効果量は、方向がマイナスである。しかし、そのマイナスの効果の大きさは、出版されたものの方が未出版のものより大きい。効果量は、出版された研究では-.18（CI -.375 to .026, $p = .09$ ）であり、未出版の研究では-.06（CI -.24 to .116, $p = .494$ ）である。

図10 出版されたかどうかによる措置の効果の違い

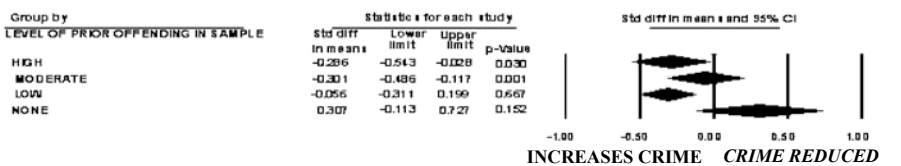


過去の非行の程度で効果に違いはあるか？

報告には過去の非行記録に関する情報が多くは含まれていなかったが、いくつかの研究では、サンプルの過去の非行の程度を、なし、低、中、高の4カテゴリに評価することができた。カテゴリ一間の違いは、次のとおりである。サンプルの3分の1以下が（現在の非行に加えて）過去の非行を有する場合は「低」と評価した。サンプルの3分の1から3分の2に過去の非行記録があると示されていた場合は、「中」と評価した。3分の2以上に過去の非行記録があると報告されていた場合は、「高」と評価した。この基準は明らかに主観的ではあるが、研究参加者の過去の非行がどの程度であり、それが少年のシステムによる措置の効果量の大きさにどのように影響しているかを確認することができる。たとえば、以前に問題がなかった少年よりも、（過去の非行記録を持っている）より深刻な少年に対して、少年のシステムによる措置はより効果的であるかもしれない。あるいは逆の可能性もある。

図11は、個々のサンプルの過去の非行記録の程度で分けた4カテゴリそれぞれの効果量を示す。過去の非行記録の程度を評価するのに十分なデータがあったのは22件の研究であり、このうち8件が「高」、2件が「中」、9件が「低」、3件が「なし」と評価された。図11が示すように、少年のシステムによる措置の効果量は、サンプルの過去の非行の程度が「高」または「中」と評価された場合に、大きなマイナスの値となる。たとえば、サンプルの過去の非行が「高」と評価された場合、効果量は -0.29 (CI -0.543 to -0.028 , $p = .03$) である。「中」と評価された2件の研究では、効果量はちょうど -0.30 (CI -0.486 to -0.117 , $p = .001$) である。9件の「低」と評価された研究の効果量は、依然として方向はマイナスであるが、その大きさは減少して -0.06 である (CI -0.311 to 0.199 , $p = .667$)。最後に、（過去の非行がない）初回の非行少年のみを対象とした3件の研究では、少年のシステムによる措置にかなり大きなプラスの効果がある (0.31 , CI -0.113 to 0.727 , $p = .152$)。感度分析において除外した2件の研究は、過去の非行の程度が「低」と評価されたサンプルを含んでいた。それらを除外した場合、過去の非行が「低」と評価された研究の効果量は、マイナスの方向でより大きくなる ($d = -0.15$, CI -0.429 to 0.137 , $p = .312$)。

図11 サンプルの過去の非行の程度による措置の効果の違い[§]



§ 訳注：原文掲載のフォレストプロットで中と低が入れ替わっていて左側の数値とずれている。誤りと思われるが、図に変更は加えていない。

5. 結論

29件のランダム化統制実験の結果を検討したこのレビューから、少年のシステムによる措置に犯罪統制効果があるというエビデンスは見出せない。実際、ほとんどの分析は、措置によって非行が増加したことを示していた。この結果は、再犯発生率、総犯罪数、重大性、および自己申告の測定値を通じて一貫しており、犯罪の測定値が報告された初回フォローアップの効果でも最長フォローアップの効果でも一貫していた。事実、少年のシステムによる措置の効果を見出すのに有利になるよう、措置に対する最も強いプラスの効果しか見ない場合においてさえ、すべての犯罪アウトカムへのマイナスの影響が報告された。大きな方法論的問題を抱えている2件の研究を分析から除外した場合、結果はよりマイナスになり、統計的に有意となる。

調整変数分析によれば、措置を単純な解放（「何もしない」）と比較した実験よりも、ダイバージョンプログラムまたは働きかけを受ける群と比較した研究において、措置の効果量はよりマイナスであった。効果量は、より古い研究（1990年よりも前）において、Michigan State Universityの研究者によって行われたものにおいて、学位論文や技術報告などの未出版の文献で報告されたものにおいて、マイナスの方向により大きかった。興味深い調整変数（moderating variable）は、研究サンプルにおける過去の非行の程度であった。サンプルの過去の非行が低、中、または高と評価された場合、システムによる措置は一貫してマイナスの効果を及ぼした。しかし、初めて非行を犯した少年から構成されていたため、過去の非行がないと評価された3件の研究では、システムによる措置がプラスの犯罪減少効果を持っていた。

5.1 研究へのインプリケーション

政策や実践の介入において全体としてマイナスの影響を報告するレビューへの反応としてよく問われるのは、「なぜそうなのか？」というものである。少年のシステムによる措置が犯罪を増やす効果を持つことを説明するメカニズムは何か？ ラベリングが重要な要素である可能性がある。つまり、公的な措置を受けた少年が自らを「非行少年」とみなす（あるいはそのように他者からみなされる）可能性が高くなるということである。措置によって、警察やその他の社会統制機関から非行少年というラベリングがなされ、それらの機関の一部が変化すると主張する者がいる。これらの機関は、措置された少年を「非行少年」とみなし、少年の行動をより詳細に調べるようになる。そのような厳密な調査によって、より多く非行行為が見つけられるのだ。しかし、5件の研究をわれわれが精査したところによれば、措置された少年は対照群の少年よりも、より多くの犯罪を自己申告していた。このことは、警察や他の機関が措置された少年をより調べるようになるだけでなく、措置されたグループがより多くの罪を犯すようになるとの考えを支持するように思われる。

調整変数分析によってこの点を明らかにすることができるが、システムによる措置が少年に一貫してマイナスの影響を及ぼしている理由を説明するのに資する重要な要因を抽出するためのデータは、研究のなかでは十分に報告されていなかった。

このレビューのために収集された実験を行った研究者がより関心を抱いているのは、ダイバージョンプログラムの効果であるため（ダイバージョンは「処遇」群である）、少年のシステムによる措置条件についての情報はほとんど報告されていなかった。実際、多くの実験では、この条件を単に「official

processing (公的な措置)」または「traditional processing (伝統的な措置)」とだけ記し、詳細は記載されていなかった。処遇がいったい何と比較されているのかを、より適切に評価するためには、ランダム化実験における統制条件に関するより詳しい記述が必要である。最終的に少年のシステムによる措置条件(それはわれわれのレビューでは「処遇」群になった)に関心を寄せるわれわれのレビューにおいては、このプロセスで最終的に生じるアウトカムに関するデータが役に立つであろう。たとえば、公的に措置された少年のうち何人が最終的に打ち切りになったのだろうか (being dismissed) ? システムによる措置が効果的でない理由としては、そのほとんどのケースが最終的に打ち切りにされるか、弱いあるいは非公的なプロベーションの条件に割り付けられることにある可能性がある。ダイバージョンプログラム(働きかけを伴うダイバージョンまたは「何かをする」)は、より効果的な条件となるのかもしれない。その理由としては、少年がその条件をよりわずらわしいもの、または介入の程度が大きいものとみている(すなわち抑止力として働く)可能性があること、あるいはダイバージョンプログラムが少年をより効果的な働きかけにつなげること(すなわち、それによって社会復帰に資する効果もたらされること)がある。

調整変数分析の結果は、さらなる研究を必要とする知見をもたらした。レビュー中の研究の実験サンプルにおける過去の非行記録を見ると、過去の非行がないサンプルであると評価された実験が3件あった。実験参加者の判断基準が、その非行が初めての非行である少年とされていたからである。これらの3件の研究は、システムによる措置にとってプラスの影響があると報告していた。初めて非行を犯した少年に対してシステムによる措置がプラスの影響を与える可能性があるのだろうか? このことは、今後実施すべきランダム化統制実験、とりわけ重大な財産犯罪や薬物犯罪など、公的な措置を正当化するような適切な犯罪カテゴリーを用いた実験において、踏まえるべき点となるであろう。一方で、公的なシステムによる措置が正当化されると思われる少年(過去の非行が「高」と評価されるような少年)において、措置は、最も逆効果であると思われる。

このレビューでは、特定の犯罪統制効果、すなわち、公的システムによる措置ありと措置なしに少年を割り付けた場合に、前者に犯罪統制効果がみられるかどうかについてしか述べていない。レビューには、一般的な犯罪統制効果(一般的な抑止)、すなわち、ある司法管轄区で措置の割合を下げることで一般的な非行の程度を増減させるかどうかに関するエビデンスは含まれていない⁶。そのような効果を確認した研究をわれわれは把握していないが、そのような研究の系統的レビューがなされれば、このレビューを補うものとなるであろう。

§ 訳注:原文では「含まれている (does include)」とされているが、誤記と思われる。

5.2 政策へのインプリケーション

複数の研究やアウトカム測定値で、少年のシステムによる措置が全体的にマイナスの結果をもたらしていることを考慮すると、司法管轄区は、関心を寄せる少年の取り扱いに関する政策を見直すべきである。第一に、結果は29件の実験で一様ではないが、主な効果は、システムによる措置で、その後より多くの非行が生じることを示している。少年へのシステムによる措置は、公衆安全上の利益を提供するのではなく、むしろマイナスの効果、逆効果を持っていると思われる。システムによる措置をダイバージョンプログラムや働きかけと比較した研究において、特にそのことはいえる。ダイバージョン

⁶ 2009年11月4日、American Society of Criminology大会のパネルにおいてこの点を指摘したUniversity of Lausanne (スイス)のMartin Killias教授に感謝する。

プログラムがシステムによる措置よりも高価であったとしても（そうではなさそうだが）、ダイバージョンプログラムによる犯罪減少の利益は高いので、費用便益分析をすれば、ダイバージョンプログラムの実施が支持されるだろう。

しかし、調整変数分析が示すように、少年のシステムによる措置を「何もしない」場合と比較した研究ですら、平均すればわずかにマイナスの影響があった。もし影響がゼロであったとしても、システムによる措置に公衆安全上の利益がないということ、解放と比べてもより大きなコストがあることを示すエビデンスを考慮するならば、最も保守的な費用便益分析ですら、システムによる措置ではなく解放を支持する結果となるだろう。介入によって、犯罪減少とは別の重要な目標を達成すると主張することもできるが、システムによる措置の犯罪減少以外で、どのような潜在的利益が測定されるべきであるかは、われわれにはわからない。レビューに採用された研究はいずれも、システムによる措置が教育やその他の測定値に与えた影響についてはほとんど調査していない。

このレビューでは、少年のシステムによる措置がどのように個々の非行少年になされるべきかについての指針は、得られていない。このレビューは、29件の実験研究から得られたアグリゲートデータを検討した。レビューは、少年に関する自治体 (larger local)、州、国の政策の参考とするのに最も適している。大部分の司法管轄区で、何らかの非行のあった少年を多数 (2005年のデータによると少年裁判所のインテーク段階では40%) ダイバートしていることを考慮すると、司法管轄区は、自らの政策を見直して、打ち切りにしたり (be dismissed) ダイバートしたりする少年を増やすべきかどうかを判断することが望ましいだろう。そのような政策は、政策変更がコストを減らし、公衆安全に大きなリスクをもたらさないかどうかを判断するために評価されるべきである。

これらの実験は、システムによる措置をダイバージョンプログラムや単純な解放と比較したこと注意到すべきである。したがって、これらの研究のデータは、通常なら公的に措置されない少年にダイバージョンプログラムを適用する政策（「ネットワイドニング」とも呼ばれる）を支持するものではない。

6. その他のトピック

6.1 謝辞

C2のプロトコルおよびC2の最終レビュー草案に関するDavid Wilson、Charlotte Gill、および匿名のピアレビューアークのコメントと指導は、このレビューの作成にあたり助けとなった。記して感謝する。われわれは、ソフトウェアの使用に関する質問に対して有益な回答を寄せてくれた、Comprehensive Meta-Analysisの作成者であるMichael Borensteinにも、感謝する。また、資金調達を支援してくれたNorwegian Knowledge Centre for the Health SciencesのArild Bjorndalにも感謝する。

6.2 レビューの更新に向けての予定

われわれはキャンベルの原則に従って、3年以内にレビューを更新する予定である。

6.3 利益相反に関する宣言

このレビューの結果から著者が金銭的利益を得ることはない。特定の方向に少年のシステムによる措置に関するエビデンスをゆがめめるような研究を実施または出版した著者はいない。

7. 文献

アスタリスク(*) はレビューに採用された研究を示す。

- *Baron, R. and F. Feeney (1976) *Juvenile Diversion Through Family Counseling*. Washington, DC: Government Printing Office.
- *Bauer, Michelle, Gilda Bordeaux, John Cole, William S. Davidson, Arnoldo Martinez, Christina Mitchell and Dolly Singleton (1980). "A diversion program for juvenile offenders: The experience of Ingham County, Michigan," *Justice and Family Court Journal* (August): 53—62.
- Beal, D. and P. Duckro (1977). "Family counseling as an alternative to legal action for the juvenile status offender," *Journal of Marital and Family Counseling*, 3 (1), 77-81.
- Beck, V.S., R.J. Ramsey, T.R. Lipps and L. Travis (2006). "Juvenile diversion: An outcome study of the Hamilton County, Ohio unofficial juvenile community courts." *Juvenile and Family Court Journal* 57 (2), 1-10.
- Berg, Ian, Margaret Consterdine, Roy Hullin, Ralph McGuire and Stephen Tyrer, 1978, "The effect of two randomly allocated court procedures on truancy," *British Journal of Criminology* 18 (3): 232-244.
- Berg, Ian, Alison Goodwin, Roy Hullin, and Ralph McGuire, 1983, "The effect of two varieties of the adjudgment procedure on truancy," *British Journal of Criminology* 23 (2): 150-158.
- Berger, R.J., J.E. Crowley, M. Gold and J. Gray (1975). *Experiment in a juvenile court: A study of a program of volunteers working with juvenile probationers*. Ann Arbor, MI: University of Michigan, Institute for Social Research.
- Binder, Arnold and Ted B. Palmer, 1977, *A program in police diversion.* Presented at the National Conference on Criminal Justice Evaluation, Washington, DC, February.
- *Blakely, Craig H., 1981. *The diversion of juvenile delinquents: A first step toward the dissemination of a successful innovation*. Ph.D. dissertation, Michigan State University (Psychology). Ann Arbor, MI: UMI.
- Boruch, R. (1997) *Randomized Experiments for Planning and Evaluation. A Practical Guide*. Newbury Park, CA: Sage.
- Brown, W.K., T.P. Miller, R.L. and R. Jenkins 1987, "The favorable effect of juvenile court adjudication of delinquent youth on the first contact with the juvenile justice system," *Juvenile and Family Court Journal* 38, p. 21-26.
- Brown, W.K., T.P. Miller, R.L., R. Jenkins, and W.A. Rhodes, 1989, "The effect of early juvenile court adjudication on adult outcome," *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology* 33, 3, p. 177-183.
- Burke, C., S. Keaton, and S. Pennell (2003). *Addressing the Gender-Specific Needs of Girls: An Evaluation of San Diego's WINGS Program – Final Report*. San Diego, CA: San Diego Association of Governments (SANDAG).
- Byles, J.A. and A. Maurice, 1979, "The Juvenile Services project: an experiment in delinquency," *Canadian*

Journal of Criminology 21:155-165.

- Carney, M. and F. Buttell (2003). "Reducing juvenile recidivism: Evaluating the wraparound services model." *Research on Social Work Practice* 13 (5), 551-568.
- Cure, Sharon, Wan Lian Chua, Lorna Duggan, and Clive Adams, 2005, "Randomised controlled trials relevant to aggressive and violent people, 1955-2000: a survey," *British Journal of Psychiatry* 186: 185-189.
- *Curran, J.T., R. Bonn, B. Johnson, C. Grenchanik, K. Moss, and M. Colitti (1977). Nassau County Probation Department Operation Juvenile Intercept Evaluation. Final Report. New York: John Jay College of Criminal Justice.
- Davidson II, William S., Edward Seidman, Julian Rappaport, Philip L. Berck, Nancy A. Rapp, Warren A. Rhodes, and Jacob Herring, 1977, "Diversion program for juvenile offenders," *Social Work Research and Abstracts* (Summer): 40-49.
- *Davidson II, William S., Robin Redner, Craig H. Blakely, Christina M. Mitchell, and James G. Emshoff, 1987, "Diversion of juvenile offenders: An experimental comparison," *Journal of Consulting and Clinical Psychology* 55 (1):68-75.
- *Davidson II, William S., Robin Redner, Richard L. Amdur and Christina M. Mitchell, 1990. *Alternative Treatments for Troubled Youth. The Case of Diversion From the Justice System*. New York: Plenum.
- Dishion, T. J., McCord, J., & Poulin, F. (1999). When interventions harm: Peer groups and problem behavior. *American Psychologist*, 54, 755-764.
- *Dunford, F.W., D.W. Osgood and H.F. Weichselbaum, 1982, *National evaluation of diversion projects: Executive Summary*. Washington: US Government Printing Office.
- Emshoff, James G. and Craig H. Blakely, 1983, "The diversion of delinquent youth: family-focused intervention." *Children and Youth Services Review* 5:343-356.
- Farrington, David and Brandon Welsh (2005) "Randomized Experiments in Criminology: What Have We Learned in the Last Two Decades?" *Journal of Experimental Criminology* 1:1-29.
- Feis, Carolyn Little, 1990. "Community service for juvenile offenders: an experimental evaluation." Ph.D. Dissertation, Michigan State University, Ann Arbor, MI: UMI.
- Ferwerda, H.B., I.M.G.G. van Leiden, N.A.M. Arts, and A.R. Hauber (2006). *Halt: The Alternative? The Effects of the Halt Arrangement Revisited*. Boom Juridische Uitgeverij, The Netherlands.
- Gensheimer, L.K., J.P. Mayer, and R. Gottschalk, 1986, "Diverting youth from the juvenile justice system: A meta-analysis of intervention efficacy," In S.J. Apter and A. Goldstein (eds.). *Youth Violence: Problems and Prospects*. Elmsford, NY: Pergamon.
- *Hintzen, Rachel, Keith Inouye, and Beryl Iramina, 1979. Research Report. A Three Year Follow-Up Study of Project '75. Manoa, Hawaii: University of Hawaii, School of Social Work, Social Welfare Development and Research Center.
- Huizinga, D., K. Schumann, B. Ehret, and A. Elliott (2003). The effect of juvenile justice system processing on subsequent delinquent behavior: A cross-national study. Unpublished report submitted to the U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, National Institute of Justice.
- Kelley, T., J. Schulman and K. Lynch (1976). "Decentralized intake and diversion – The juvenile court's link

- to the Youth Service Bureau.” *Juvenile Justice* 27 (1), 3-11.
- *Klein, Malcolm W., 1986, “Labeling theory and delinquency policy: An experimental test,” *Criminal Justice and Behavior*, Vol. 13, No. 1, 47-79.
- Knott, P. (1974). *Project Intercept –Final report*. Denver, CO: Denver Anti-Crime Council.
- *Koch, R.J. (1985). *Community service and outright release as alternatives to juvenile court: An experimental evaluation*. Ph.D. dissertation, Michigan State University, Ann Arbor, MI: UMI.
- Kuzuno, H. (2005). “Juvenile Diversion and the get-tough movement in Japan,” *Ritsumeikan Law Review* No. 22, 1-21.
- Lipsey, Mark W. 1992. "Juvenile delinquency treatment: A meta-analytic inquiry into the variability of effects." pp. 83-127 in *Meta-analysis for explanation*, edited by T. D. Cook, H. Cooper, D. S. Cordray, H. Hartmann, L. V. Hedges, R. J. Light, T. A. Louis, and F. Mosteller. New York, NY: Russell Sage Foundation.
- Lipsey, Mark W., and Wilson, David B. (2001). *Practical Meta-Analysis*. Applied Social Research Methods Series (Vol. 49). Thousand Oaks, CA: SAGE Publications
- Litzelfelner, P., 2001, “The use of citizen review boards with juvenile offender cases: An evaluation of the effectiveness of a pilot program.” *Juvenile and Family Court Journal* 52 (1), 1-9.
- *McCold, P. and B. Wachtel (1998). *Restorative Policing Experiment: The Bethlehem Pennsylvania Police Family Group Conferencing Project*. Bethlehem, PA: Community Service Foundation.
- McGarrell, E. and N. Hipple (2007). “Family group conferencing and re-offending among first-time juvenile offenders: The Indianapolis experiment.” *Justice Quarterly* 24 (2), 221-246.
- Mitchell, C.M., R.E. Kantrowitz, and W.S. Davidson II (1980). “Differential attitude change in nonprofessional experience: An experimental comparison.” *Journal of Counseling Psychology* 27 (6), 626-629.
- Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention (2009). *Statistical Briefing Book, Census of Juveniles in Residential Placement* (online). <http://www.ojjdp.ncjrs.gov/ojstatbb/cjrp/>. Last accessed on November 23, 2009.
- Patrick, S. and R. Marsh (2005). “Juvenile diversion: Results of a 3-year experimental study.” *Criminal Justice Policy Review*, 16(1), 59-73.
- Petersen, Thomas K., 1973, “The Dade County Pretrial Intervention Project: Formalization of the diversion function and its impact on the criminal justice system,” *University of Miami Law Review* 28:86-114.
- Petrosino, Anthony J. (1995a). *Specifying the inclusion criteria in meta-analysis: illustrations from a quantitative synthesis of crime reduction experiments*. *Evaluation Review* 19 (3): 284-293.
- Petrosino, Anthony J. (1995b). *The hunt for randomized experiments: search and retrieval techniques for a ‘what works?’ meta-analysis*. *Journal of Crime and Justice* 18 (2): 63-80.
- Petrosino, Anthony, 1997, *What Works?’ Revisited Again: A Meta-Analysis of Randomized Experiments in Rehabilitation, Deterrence and Prevention*. 1997. Doctoral dissertation, Rutgers University, School of Criminal Justice, Newark, New Jersey. Ann Arbor, MI: University Microfilms.
- Petrosino, Anthony J. (1998). *Experiments in crime reduction: a preliminary analysis of 150 randomized experiments of individually-focused interventions*. *JRSA Forum* 16 (1): 1, 7-8 (available at <http://www.jrsainfo.org>).
- Petrosino, Anthony, Carolyn Turpin-Petrosino, and John Buehler, 2003a, *Scared straight and other juvenile*

- awareness programs for preventing juvenile delinquency, (Campbell Collaboration Review). In: *The Campbell Collaboration Reviews of Intervention and Policy Evaluations (C2-RIPE)*, November, 2003. www.campbellcollaboration.org
- Petrosino, Anthony, Carolyn Turpin-Petrosino and John Buehler, (2003b), The effects of Scared Straight and other juvenile awareness programs on delinquency: A systematic review of the randomized experimental evidence. *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Special Issue on Randomized Experiments in the Social Sciences (September), 589:41-62.
- Poythress, N.G., R. Dembo, G. DuDell, and J. Warehem (2006). "Arbitration Intervention Worker (AIW) services: Case management overlay in a juvenile diversion program." *Journal of Offender Rehabilitation*, 43 (4), 7-26.
- Puzzanchera, Charles, and Melissa Sickmund (2008). *Juvenile Court Statistics 2005*. Pittsburgh, PA: National Center for Juvenile Justice.
- *Quay, H.C. and C.T. Love, C.T. (1977). "The effect of a juvenile diversion program on rearrests." *Criminal Justice and Behavior*, 4 (4), 377-396.
- *Quincy, R.L. (1981). An evaluation of the effectiveness of the Youth Service Bureau Diversion Concept: A study of labeling theory as related to juvenile justice system penetration. Ph.D. Dissertation, Michigan State University, Ann Arbor, MI: UMI.
- Rose, G. and R.A. Hamilton (1970). "Effects of a juvenile liaison scheme," *British Journal of Criminology*, 10 (1): 2-20.
- Schneider, Anne L., 1981, "Effects of status offender deinstitutionalization: A case study," Chapter 7, Pages 122-142 in R. Roesch, and R. Corrado (Eds.), *Evaluation and Criminal Justice Policy*. Beverly Hills, CA: Sage.
- Schur, E., 1973, *Radical Nonintervention: Rethinking the Delinquency Problem*. Englewood Cliffs, New Jersey: Prentice-Hall.
- Scott, K.K., J.J. Tepas III, E. Frykberg, P. Taylor and A. Plotkin (2002). "Turning Point: Rethinking violence –Evaluation of program efficacy in reducing adolescent violent crime recidivism." *The Journal of Trauma Injury, Infection and Critical Care* 53 (1), 21-27.
- *Severy, L.J. and J.M. Whitaker, 1982, "Juvenile Diversion - An Experimental Analysis of Effectiveness," *Evaluation Review* 6 (6): 753-774.
- Shapland, J. (2008). Does restorative justice affect reconviction? The fourth report from the evaluation of three schemes. London, UK: Ministry of Justice, National Offender Management Service.
- *Sherman, L.W., H. Strang and D.J. Woods (2000). *Recidivism Patterns in the Canberra Reintegrative Shaming Experiments (RISE)*. Canberra, Australia: Australian National University.
- Sherman, Lawrence W., Denise C. Gottfredson, Doris L. MacKenzie, John Eck, Peter Reuter, and Shawn D. Bushway 1997. *Preventing Crime: What Works, What Doesn't, What's Promising*. Report to the U.S. Congress. Washington, D.C.: U.S. Dept. of Justice, 655 pp.
- *Smith, E.P., A.M. Wolf, D.M. Cantillon, O. Thomas, and W.S. Davidson (2004). "The Adolescent Diversion Project: 25 years of research on an ecological model of intervention." *Journal of Offender Rehabilitation* 27 (2/3), 29-48.

- *Smith, P., M Bohnstedt and T. Tompkins, 1979, "Juvenile Diversion Evaluation - Report of an Experimental Study," Pages 118-140 in D Alan Henry (Ed.) From Pretrial Services Annual Journal. Washington, DC: Pretrial Services Resource Center.
- Stewart, M. E. Vockell, and R. Ray (1986). "Decreasing court appearances of juvenile status offenders." Social Casework: The Journal of Contemporary Social Work 67 (2), 74-79.
- *Stickle, W.P., N.M. Connell, D.M. Wilson, and D. Gottfredson (2008). "An experimental evaluation of teen courts," Journal of Experimental Criminology, 4 (2), 137-163.
- Strang, H. and L.W. Sherman, 2006, "Restorative justice to reduce victimization," Chapter 10 in B.C. Welsh and D.P. Farrington (eds.) Preventing Crime. New York: Springer.
- Stratton, J.G. (1975). "Effects of crisis intervention counseling on predelinquent and misdemeanor juvenile offenders," Juvenile Justice (Nov): 7-18.
- *True, D.A. (1973). Evaluative Research in a Police Juvenile Diversion Program. Ph.D. Dissertation, University of Oregon. Ann Arbor, MI: UMI.
- UN General Assembly, United Nations Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice ("The Beijing Rules") : resolution / adopted by the General Assembly., 29 November 1985, A/RES/40/33, available at: <http://www.unhcr.org/refworld/docid/3b00f2203c.html> [accessed 17 November 2009]
- *University Associates (1986). Diversion in Michigan. Final Report. Lansing, MI: Michigan State University, University Associates.
- Weisburd, D., L.W. Sherman, A.J. Petrosino 1990. Registry of Randomized Criminal Justice Experiments in Sanctions. Unpublished report, Rutgers University, University of Maryland and Crime Control Institute.

8. 付録

8.1 文献データベース／検索エンジンの検索結果

(日本語キャンベル共同計画のWEBサイトをご参照ください。)

8.2 検索した文献データベースと用いた検索手順のリスト

(日本語キャンベル共同計画のWEBサイトをご参照ください。)

8.3 最終的な選別で除外された研究とその理由のリスト

研究の著者名 (年)	除外された理由
Beal and Duckro (1977)	ダイバージョンプログラムの準実験評価研究である。
Beck et al (2006)	米国のダイバージョンプログラムの評価研究である。ランダム化実験ではない。
Berg et al (1978)	退学者 (truants) が別々の選択肢にランダムに割り付けられた。英国のシステムでは、これは裁きの後 (post-adjudicatory) または宣告後 (post-sentencing) の処分とみなされる。
Berg et al (1983)	治安判事 (magistrate) により、退学者が別々の延期 (adjournment) 手続きにランダムに割り付けられた。Berg et al. 1978と同様に、裁きの後または宣告後の段階で行われる。
Berger et al (1975)	少年が、ボランティアまたは裁判所スタッフが指導する保護観察 (probation) にランダムに割り付けられた。
Binder and Palmer (1978)	少年が、働きかけを伴うダイバージョン条件または解放条件にランダムに割り付けられた。システムによる措置条件はなかった。
Burke et al (2003)	ランダム化された実験であったが、裁きの前と後の少年の両方を含んでいた。非行のある女子少年のために設計された介入プログラムを少年保護観察 (juvenile probation) と比較したものである。
Byles and Maurice (1979)	このRCTは、Youth Services Bureauの調査後に行われる危機指向の家族療法を比較している。RCTの統制群は調査だけである。したがって、両群は意図的に「伝統的な措置ありの条件」となるが、危機指向の家族療法群は処遇も受けている。
Carney and Buttell (2003)	このRCTには、裁きの前と後の非行少年が混在していた。また、比較は、ラップアラウンドの働きかけと、従来の裁判所による働きかけとの間で行われ、システムによる措置ありの条件はなかった。
Davidson et al (1977)	2つのRCTについて説明されているが、両方とも働きかけを伴うダイバージョンと助言と解放条件を比較している。
Feis (1990)	この学位論文の研究では、少年は伝統的な措置かコミュニティによる働きかけの実施にランダムに割り付けられた。しかし、サンプルに裁きの後の保護観察を受けた少年が混在していた。また、処理ありの条件は本質的に、裁きの前の少年に対する「訴えの棄却 (dismissal of charges)」であった。
Ferwerda et al (2006)	このオランダの実験では、ダイバージョンプログラムと解放が比較された。システムによる措置ありの条件は含まれていなかった。
Kelley et al (1976)	ダイバージョンプログラムの準実験的な研究だった。
Knott (1974)	対照群およびそれがシステムによる措置ありの条件であるかどうか、適切に記述されていない。
Litzelfelner (2001)	裁きの後の非行少年が含まれていた。
McGarrell and Hipple (2007)	家族グループカンファレンス (ダイバージョンプログラムの1つ) と2つの異なるダイバージョンの選択肢が比較された。システムによる措置ありの条件は含まれていなかった。
Mitchell et al (1980)	このランダム化実験では、ダイバージョンプログラムがボランティアの態度に及ぼす影響を調べた。
Petersen (1973)	少年と成人 (17~23歳) の混合サンプルを対象としたため、除外された。統制群 (措置ありの条件であろうとなかろうと) の適切な記述は含まれておらず、割り付け方法の記載もランダム化が使用されたことの確認も適切になされていない。
Poythress et al (2006)	2つのダイバージョンプログラムのランダム化された実験の評価であり、少年司法システムによる処理ありの条件は含まれていない。
Rose and Hamilton (1970)	ランダム化された実験であり、警察への接触のあった少年を、助言と解放あるいは警察の少年連絡係による指導に割り付けた。この研究は、レビューサンプル中の29件の研究とコンセプトが異なっていたが、少年裁判所でのシステムによる措置を、働きかけを伴うダイバージョンや解放の条件と比較している点は共通している。また、研究は男子少年の報告のみであることにも注意してほしい (100人の女子少年もランダムに割り付けられたが)。「指導」条件は懲罰的ではなく寛大な響きがあるが、これに関する記述はない。
Schneider (1981)	ステイタスオフェンスを犯した少年を脱施設的な条件または危機介入条件にランダムに割り付けた。これらは裁きの後の非行少年であった。
Scott et al (2002)	裁きの後の少年が含まれていた。
Shapland (2008)	Northumbria (英国) で実施されたこの研究では、「最終的な警告 (final warning)」を受けた少年を、被害者カンファレンスまたは「厳重な警告 (stern warning)」にランダムに割り付けた。どちらの条件も、英国の通常の少年裁判手続きからは「ダイバージョン的」とみなされる。
Sherman and Strang (2000)	暴力的な非行少年を、修復的司法カンファレンスまたは正規のシステムによる措置にランダムに割り付けた。少年犯罪者 (18歳未満) だけでなく、30歳未満の人も対象になった。
Stewart et al (1986)	ダイバージョンプログラムの準実験的評価研究であった。
Stratton (1975)	警察によって身柄登録された (booked) 少年への「危機指向の」介入を伝統的なやり方と比較した。両方の条件ともシステムによる措置につながる可能性があるため、除外された。

8.4 コーディングシート

C2 Review: Juvenile Justice System Processing

コーディングシート

コーダー

- Sarah Guckenburg
- Carolyn Turpin-Petrosino
- Anthony Petrosino
- その他 _____

書誌情報

I. 研究者と研究の特徴

出版された時期? _____

どのようなタイプか?

- 書籍
- 書籍の章
- 政府の報告
- ジャーナル（査読付き）
- 学位論文
- 未出版（技術報告、会議報告）

実験が行われた州または国はどこか?

実験が行われた場所はどこか?

II. 研究方法と方法論における質

群の同質性に関するプリテストで内容面の違いが記されていたか? (Yes/No)

もし Yes なら、その違いの詳細を以下に記入

ランダム化はどのようになされたか？

ランダム化について何か問題が記されていたか (Yes/No)

もし Yes なら、その問題の詳細を以下に記入

割り付けについて何か問題が記されていたか (Yes/No)

もし Yes なら、その問題の詳細を以下に記入

少年司法システムのどの時点で少年がランダム化されたか？

III. 処遇条件と統制条件

少年のシステムによる処遇条件の詳細を以下に記入

もし記載されていれば、この条件においてどのような処分を受けたかに関する情報を記入

措置ありの群の参加者の数は?

統制条件の群すべてについて以下に記入

1.

2.

3.

4.

5.

2つ以上の群がある場合、介入の程度がもっとも低いもの、または厳しさがもっとも小さいものはどれか?

その群の参加者の数は?

IV. 実験の参加者

白人の参加者の割合

男性の参加者の割合

参加者の平均年齢

参加者の過去の非行

参加者の現在の非行

参加者のその他のデータ

V. アウトカム

各アウトカムについて、以下を記入

フォローアップの長さ(単位は月) _____

アウトカムのタイプ(犯罪か非犯罪か) _____

データの出所 _____

少年裁判所(N) 対統制群(N) の結果 _____

効果の方向 _____

使用された統計的検定/検定量 _____

統計的検定の有意/確率水準 _____

サブグループの効果に関する詳細を以下に記入

すべてのコストに関する/金銭的な情報の詳細を以下に記入

実験についてのその他のコメント

8.5 最終的分析のデータベースの変数

研究ID
コーダー
書誌情報
Michigan State Universityによってなされたかどうか
出版年
出版／未出版
研究が実施された場所のタイプ(たとえば、都市、郊外、地方)
プリテストがなされたか?
プリテストで群間の違いが報告されていたか?
割り付けはランダムか準ランダムか?
ランダム化の方法は明示されていたか?
ランダム化に問題があったか?
割り付けに問題があったか?
少年司法システムのどの時点で少年がランダム化されたか?
少年システムによる措置N
システムによる措置ありの条件の説明
研究における群の数の合計
統制群の説明
ダイバージョンか働きかけを伴うダイバージョンか?
統制群N
白人の割合
男性の割合
平均年齢
サンプルの過去の非行の程度(高、中、低、なし)
特定のタイプの非行(たとえば万引き)に焦点が当てられていたか?
現在の非行のタイプ
金銭的なデータが含まれていたか?
犯罪アウトカムの数
アウトカムのリスト
フォローアップの数
フォローアップのリスト
全体の再犯発生率
全体の総犯罪数
全体の重大性
全体の再犯までの期間

8.6 採用された研究に関する記述的データ

文献	処遇群	処遇群 N	統制群	統制群 N	平均年齢	男性の% 年齢	白人の% 年齢	過去の程度 非行の程度	現在の 非行のタイプ
Patrick & Marsh (2005)	治安判事裁判所	83	教育群	68	15	55	91	なし	ほとんど薬物
Severyn & Whitaker (1982)	措置		解放	475	15	88	33	低	ほとんど財産犯罪
Klein (1986)	措置	81	助言 (counsel) と解放	82	—	—	—	高	さまざま
Smith, et al. (1979)	裁判所への申し立て (Petition)	26	助言と解放	29	15	93	65	高	さまざま
Baron & Feeney (1976) 602	措置	105	ファミリーカウンセリング	111	—	—	—	中	さまざま
Baron & Feeney (1976) 601	措置	612	ファミリーカウンセリング	977	—	—	—	不明	ほとんどステイタスオフフェンス
Dunford, et al. (1982) KC	措置	111	解放	100	—	—	—	高	さまざま
Dunford, et al. (1982) NY	措置	158	解放	194	—	—	—	高	さまざま
Dunford, et al. (1982) FL	措置	222	解放	220	—	—	—	なし	さまざま
Koch (1985)	措置	78	解放	86	15	57	74	低	さまざま
Blakely (1981)	インテーク	15	ダイバージョンプログラム (大学のスタッフ)	11	14	85	70	不明	さまざま
Davidson II, et al. (1987)	措置	60	プラシボ	300	14	83	74	高	さまざま
Davidson II, et al. (1990)	措置	27	3つのダイバージョンプログラム	102	14	84	70	高	さまざま
Quay & Love (1977)	措置	132	ダイバージョンプログラム (大学のスタッフ)	436	16	73	71	中	ほとんどステイタスオフフェンス
Bauer, et al. (1980)	インテーク	33	ダイバージョンプログラム	99	14	83	74	高	さまざま
Ernschoff & Blakely (1983)	措置	26	2つのダイバージョンプログラム	47	15	66	66	不明	さまざま
Quincy (1981)	措置	31	ダイバージョンプログラム	59	—	—	—	不明	—
Hintzen, et al. (1979)	ヒアリング	65	解放	62	15	90	19	なし	ほとんど財産犯罪
Smith, et al. (2004)	措置	124	助言と解放	134	14	84	9	不明	ほとんど財産犯罪
Stickle, et al. (2008)	措置	85	ティーンコート	83	15	71	64	低	さまざま
University Associates (1986) OTSEGO	措置	15	解放	13	15	76	100	低	ほとんど財産犯罪

1. 少年の公的システムによる措置:非行への効果

文献	処遇群	処遇群 N	統制群	統制群 N	平均 年齢	男性 の%	白人 の%	過去の 非行の程度	現在のタイプ 非行のタイプ
University Associates (1986) BAY	措置	71	解放	76	14	86	87	低	ほとんど財産犯罪
University Associates (1986) KALAMAZOO	措置	149	解放	174	14	59	75	低	ほとんど財産犯罪
University Associates (1986) DETROIT	措置	124	解放	135	14	34	10	低	ほとんど財産犯罪
Curran, et al. (1977)	インターク	288	ダイバージョンプログラム	306	15	58	72	低	ほとんどステイタスオフエンス
Sherman, et al. (2000) JPP	裁判所	62	修復的司法	73	16	56	—	不明	ほとんど財産犯罪
Sherman, et al. (2000) JPS	裁判所	114	修復的司法	124	16	84	—	中	ほとんど財産犯罪
McCold & Wachtel (1998)	裁き (Adjudication)	103	修復的司法	189	15	69	35	低	さまざま
True (1973)	保護観察への引き渡し (Cite to probation)	6	2つのダイバージョンプログラム	8	14	100	—	高	ほとんど財産犯罪

8.7 採用された実験の研究のアウトカム

文献	再犯発生率	総犯罪数	重大性	再犯までの期間
Marsh & Patrick (2005) ⁷	再犯: 12m 8% E (7/83) v 13% C (9/68) 36m 43% E (34/79) v 50% C (34/68)	なし	なし	なし
Severy & Whitaker (1982) ⁸	裁判所への送致: 6m 21% E (377) v 24% C (475) 12m 33% E (377) v 32% C (475)	裁判所への送致の平均: ⁹ 6m .29E(377) v .54C (475, no SD) 12m .35E(377) v .61C (475, no SD)	軽い犯罪から重大な犯罪へのエスカレーション: 6m: E.05% (377) v C3.7% (475) 12m: E1.3% (377) v C5.1% (475)	送致までの平均日数 6m E161 (377) v C158 (475, No SD) 12m E294 (377) v C289 (475, No SD)
Klein (1986)	再逮捕: 6m 48% E (39/81) v 28% C (23/82) 15m 63% E (51/81) v 37% C (30/82) 27m 73% E (59/81) v 49% C (40/82)	2回以上の逮捕の割合 6m E29% (5/81) v 6% C (24/82) 15m E41% (13/81) v 16% C (34/82)	自己申告の重大性 9m: E5.23 (6d,43, N=81) v C5.13 (SD .57, N=82)	なし
Smithetal (1979)	自己申告非行: 6m 35% E (81) v 35% C (82) 12m 62% E (81) v 45% C (82)	自己申告非行 9m: E29.96 (SD 17.82, N=81) v C24.53 (SD 16.00 N=82)	なし	なし
Baron & Feeney (1976) 602 study ¹⁰	再逮捕: 6m E35% (N=26) v C35% (N=29) 12m E62% (N=26) v 45% C (N=29) 再身柄登録 (Rebookings): 7m E38% (105) v C22% (111)	なし	犯罪の再身柄登録のみ: 7m: E36% (105) v C17% (111) 薬物/重罪 (felony)の再身柄登録: 7m: E25% (105) v C12% (111)	なし

7 他にも再犯のデータが報告されたが、処遇群と対照群にグループダウンされてはいなかった。

8 この研究は、Duford et al.(1982)の National Evaluation of Diversionプロジェクトにも含まれていた。しかし、このクロスサイト研究において結果はやや異なっている。

9 これらのデータについて、3要因のF検定の結果が報告されている (at 6m, F=7 and at 12m, F=.48 (2, 128 df))。再犯までの期間に関するITT分析のF検定はなされていない。

10 提供されたデータでは、リファアされた逮捕 (少年にプログラムを受けさせる) とその後の逮捕のアウトカムの両者があわせて検討された。

文献	再犯発生率	総犯罪数	重大性	再犯までの期間
Baron & Feeney (1976) 601study ¹¹	ステイタスオフェンセスが犯罪での再身柄登録: 12m E46% (626) v C35% (674)	複数回の再犯(2回以上): 12m E32% (526) v C25% (674)	602(犯罪者のみ) 再身柄登録: 12m E23% (526) v C15% (674)	なし
Dunford et al. (1982) ¹² Kansas City	すべての逮捕: 6m E41% (44/107) v C45% (43/95) 12m E52% (66/107) v C57% (54/95)	2回以上の逮捕の割合(すべて) ¹³ 6m E17% (18/107) v C18% (17/95) 12m E27 (29/107) v C28% (27/95)	重罪での逮捕の割合 6m E22% (23/107) v C22% (21/95) 12m E22% (28/107) v C24% (23/95)	なし
Dunford et al. (1982) NewYork	軽罪(Misd)/重罪(Felony)の逮捕のみ: 6m E37% (40/107) v C36% (34/95) 12m E36% (49/107) v C47% (45/95)	複数回の逮捕(すべて): 6m E14% (22/152) v C10% (20/193) 12m E24% (37/152) v C17% (33/193)	重罪での逮捕: 6m E15% (23/152) v C10% (19/193) 12m E21% (32/152) v C16% (30/193)	なし
Dunford et al. (1982) Orange county	すべての逮捕: 6m E26% (40/152) v C17% (32/193) 12m E34% (52/152) v C23% (45/193)	なし	重罪での逮捕: 6m E4% (8/216) v C5% (11/216) 12m E8% (17/216) v C7% (16/216)	なし
Koch (1985)	軽罪/重罪の逮捕のみ: 6m E11% (24/216) v C13% (28/216) 12m E18% (38/216) v C18% (38/216)	犯罪率の平均: ¹⁴ 4m E14 (78.No SD) v C12 (86.No SD)	なし	なし

11 データは、扱った100ケースのうち、12カ月以内に新しい犯罪で身柄登録(booking)されたのが何ケースあったかと、1年目から2年目の純減を示していた。リファアされた非行とその後の非行のデータの両者があわせて検討された。

12 すべての調査地点について、時間×自己申告非行の交互作用が報告された。しかし、10のサブスケール項目については、統計的に有意な知見のみが報告された。

13 重罪(felony)そして軽罪・重罪(misdemeanor-felony)においてのみ、複数回の逮捕も報告された。

14 3群の自己申告非行のF検定の結果は、.62(2, 232)である。Kochはまた、ITT分析とTOT分析の結果も報告し、違いがないことがわかった。

文献	再発生率	総犯罪数	重大性	再犯までの期間
Blakely (1981) ¹⁵	警察への接触 / 出廷: 6m E18% (2/11) v C20% (3/15)	警察への接触の平均: 6m E.68 (11,no SD) v C.23 (15,no SD) 裁判所への申し立ての平均: 6m E1.04 (11,no SD) v C.23 (15,no SD)	警察への接触の重大性の平均: 6m E.49 (11,no SD) v C.36 (15,no SD) 警察でのもっとも重大な処分: 6m E.40 (11,no SD) v C.18 (15,no SD)	なし
Davidson et al. (1987) ¹⁶	裁判所への申し立て (Petitions): 24m E62% (60) v C52% (29)	なし	裁判所への申し立ての重大性の平均: 6m E.02 (11,no SD) v C.01 (15,no SD)	なし
Davidson et al. (1990) ¹⁷	裁判所への申し立て: 24m E68% (27) v C28% (102)	なし	裁判所でのもっとも重大な処分: 6m E1.87 (11,no SD) v C.18 (15,no SD)	なし
Quay & Love (1977) ¹⁸	逮捕: Variable E45% (173/436) v C40% (59/132) (132) 300日目までのすべての逮捕: E30% (436) v C40% (132)	逮捕の平均: Variable E1.00 (436,no SD) v C.86 (132,no SD)	対人犯罪 (Against the Person) での逮捕 Variable E11% (436) v C6% (132)	なし
Bauer et al. (1980)	プログラム実施後のみ: Variable E45% (136/436) v C32% (59/132,z=3.78) 再犯: 24m E16% (33) v C7% (99)	なし	なし	なし

15 Blakelyはリスク時間について調整した分析も行ったが、3群のF検定であった。自己申告非行についても報告されたが、3群のF検定が用いられた。

16 Davidson et alは、自己申告非行について6×4のF検定を実施したが、主効果も交互作用効果も有意ではなかったと報告している。

17 Davidson et al (1990)は、自己申告非行について1987年の研究と同様の分析を行ったが、有意な知見は得られなかったと報告している。

18 Quay & Love (1977)はまた、TOT分析により処遇を終えた者に有意な影響がみられたと報告している。彼らはリアーのタイプと平均の犯罪数を要因とするF検定も行った。

文献	再犯発生率	総犯罪数	重大性	再犯までの期間
Emshoff & Blakely (1983)	なし	警察への接触の平均: 6m E.98 (I26, No SD) v C.96 (47, No SD)	なし	なし
Quincy (1981) ²⁰	犯罪: 3m Chi=4.75 (E=59, C=31, Cが少ない) 6m Chi=1.76 (E=59, C=31, Cが少ない)	F検定によれば矯正施設入所はCが 少ない (F=3.83) ¹⁹ 自己申告非行: 6m F-test for composite (E=59, C=31; F=1.40)	なし	なし
Hinzen et al. (1979)	裁判所への申し立て: 3m Chi=.94 (E=59, C=31, Cが少ない) 6m Chi=.41 (E=59, C=31, Cが少ない) 再犯(送致): 6m E6% (2/36) v C27% (9/34) 12m E25% (8/32) v C31% (11/35) 24m E42% (27/65) v C29% (18/61) 36m E54% (35/65) v C46% (28/62) ²¹	重罪での逮捕: 108m E6% (12/65) v C6% (12/62)	なし	なし
Smith et al. (2004) ²²	成人の逮捕のみ: 108m E15% v (28/65) C14% (26/62) 軽罪 (Misdemeanors) のみ: 108m E14% (26/65) v C13% (25/62) 侵入盗での逮捕 (少年の逮捕のみ): 36m E14% (9/65) v C13% (8/62) 侵入盗での逮捕 (成人): 108m E3% (6/65) v C4% (7/62) 再犯: 12m E34% (124) v C32% (134)	なし	なし	なし

19 Emshoff & Blakely (1983)は、2つの処遇条件を結合して、矯正施設入所について2群のF検定を行った。
 20 Quincy (1981)は、3～6カ月で両群を比較した結果を報告した。
 21 報告では1つだけ誤りと思われる数字があった (再犯は46%なのに、ひとつの表でCが42%と示されていた)。
 22 Smith et al (2004)は、F検定の結果、条件と時間の交互作用が非有意であったとも報告している。

文献	再犯発生率	総犯罪数	重大性	再犯までの期間
Stickie et al. (2008)	再犯: 18m E26% (51) v C32% (52)	逮捕の平均 18m E.53 (62,No SD) v C.75 (51,No SD)	なし	なし
University Associates (1986) OTSEGO, CRAWFORD, CHEBOYGAN	裁判所への申し立て: 12m E20% (15) v C15% (13)	自己申告非行の平均 18m E1.16 (33,SD,25) v C1.31 (42,SD,32)	なし	なし
University Associates (1986) BAY COUNTY	裁判所への申し立て: 12m E30% (71) v C29% (76)	自己申告非行: 4m E17.85 (13,no SD) v C8.92 (12,No SD) 12m E36.38 (13,no SD) v C21.17 (12,No SD)	なし	なし
University Associates (1986) KALAMAZOO	裁判所への申し立て: 12m E25% (149) v C26% (174)	自己申告非行: 4m E24.47 (60,no SD) v C21.97 (65,no SD) 12m E31.23 (60,no SD) v C19.92 (65,no SD)	なし	なし
University Associates (1986) DETROIT	裁判所への申し立て: 12m E34% (124) v C32% (135)	自己申告非行: ²³ 4m E15.90 (131,no SD) v C14.25 (146,no SD) 12m E20.52 (131,no SD) v C16.82 (146,no SD)	なし	なし
Curran et al. (1977) ²⁴	裁判所への申し立て / 新規の犯罪: 12m E63% (288) v C35% (306)	なし	なし	なし
Sherman et al. (2000) Juvenile Property Offenders	犯罪 (Offending): 12m: E78% (115) v C92% (124)	再度の有罪判決の平均 12m: E69 (114,SD2.1) v C1.02 (124,SD2.68), d=.14	自己申告の暴力犯罪: 12m E14(115) v C20 (124), (t=662,d=16)	なし
		自己申告の財産犯罪: 12m E21 (115) v C38 (124), t=1.318, d=.23		

23 University Associates (1986)は、自己申告非行に関する3要因のF検定の結果、非有意だったと報告している。

24 Curran et al (1977)は他にも多くの分析を報告しているが、実験群と統制群にブレイクダウンはされていなかった。

文献	再犯発生率	総犯罪数	重大性	再犯までの期間
Sherman et al. (2000) Juvenile Shoplifters	月次統計での犯罪の変化: 12m: E81% (62) v C120% (73)	月次統計での犯罪率: 12m: E.065 (62) v C.046 (73), t=1.095, d=.19 再度の有罪判決の平均: 12m: E.82 (62), SD1.52 v C.57(73), SD1.71), d=.15	自己申告の暴力犯罪: 12m: E3 (62) v C16 (73) t=1.528, d=.51	なし
McCoid & Wachtel (1998) ²⁵	再犯: 6m: E12% (107) v C21% (188) 12m: E25% (79) v C35% (143)	自己申告の財産犯罪: 12m: E26 (62) v C67 (73), t=1.361, d=.30 なし	なし	なし
True (1973)	再犯: 2m: E33% (6) v C63% (8) 4m: E50% (6) v C75% (8)	なし	なし	なし

25 McCoid and Wachtel (1998) では別々に報告されていたが、われわれは暴力犯罪と財産犯罪を結合して分析した。

2. 街路レベル薬物法執行：メタ分析のレビュー

原著タイトル

Street-Level Drug Law Enforcement: A Meta-Analytic Review

レビューワ

Lorraine Mazerolle, David W. Soole, Sacha Rombouts

〔解説〕

街路レベル薬物法執行：メタ分析のレビュー

本レビューの問いは、地域における薬物使用や薬物取引を減少させるためのよりよい警察による介入のあり方を明らかにすることである。この問いの背景には、警察活動が、犯罪の通報に応じて対応する受動型の警察活動（通報に応じた摘発）から、地域における犯罪を減らすことを目的とした能動型の警察活動へと移行していることがある。どのタイプの能動的な介入（警察活動）が有効であるかを明らかにしたいというのが、本レビューの動機である。

この問いに答えるには、個人ではなく、地域を単位とした介入が求められる。地域を単位とした介入は容易ではなく、その結果として、本レビューが対象とする一次研究の質は低い。「実験群と対照群に対して事前・事後の測定を行っていること」という最低基準を満たした一次研究は14件で、うち、無作為割り付けは3件、マッチングは3件、残りの8件は介入地域（n=1）と非介入地域（n=1）をもつ前後比較デザインである。

この8件の研究は、クロス表（介入vs非介入／事前vs事後）に前後比較が紛れ込んでいることから、そのオッズ比は、通常のカロス表（介入vs非介入／アウトカム陽性vsアウトカム陰性）のオッズ比と同様に扱うことができない。よって、レビューはシミュレーションを行ったうえで、「実用的に有意」なオッズ比の閾値として「1.15」を定めて、これを基準とした。不完全なデザインをもつ一次研究を対象とするメタ分析を行うにあたっての重要な工夫である。

14件の研究は、犯罪多発地点型（4件）、地域社会型（5件）、問題解決型（5件）の3種の警察活動に分類された。レビューによれば、犯罪多発地点は「集中度・高、アプローチの多様性・低」、地域社会型は「集中度・低、アプローチの多様性・高」、問題解決型は「集中度・高、アプローチの多様性・高」であり、問題解決型が両者の要素を兼ね備えていることがわかる。

薬物犯罪、対人犯罪、財産犯罪、秩序びん乱罪、犯罪全般についてメタ分析が行われたが、本レビューの焦点である薬物犯罪については二つのアウトカムが検討された。第一に、薬物犯罪の件数については、問題解決型（1件）、ついで、地域社会型（1件）が有効、犯罪多発地点型（1件）が無効／有害、第二に、薬物犯罪に関する緊急通報の件数については、問題解決型（3件）が有効、地域社会型（1件）が無効であるという結果が得られた。問題解決型、地域社会型、犯罪多発地点型の順におおよそ有効であることがわかる。これは、問題解決型が両者の要素をもつことから見ても穏当な結果である。

本レビューは指摘したように、一次研究の質が低い。介入種類ごとにみると無作為割り付けを用いているのは、犯罪多発地点型4件中1件、地域社会型5件中0件、問題解決型5件中2件のみであり、本レビューの知見がいかに不安定なものであるかがわかる。

(津富 宏)

街路レベル薬物法執行：メタ分析のレビュー

訳 島田 貴仁（科学警察研究所）

タイトル 街路レベル薬物法執行：メタ分析のレビュー

機関 キャンベル共同計画

著者 Lorraine Mazerolle, David W. Soole, Sacha Rombouts

DOI 10.4073/csr.2007.2

ページ数 47

最終更新日 2007年5月9日

引用表示 Mazerolle L, Soole DW, Rombouts S. Street-level drug law enforcement: A meta-analytic review.

Campbell Systematic Reviews 2007:2

DOI: 10.4073/csr.2009.2

著作権 © Mishna et al. この論文は、クリエイティブコモンズの表示ライセンスの条件の下で配布されるオープンアクセスの文献である。すなわち、原作者と情報源を表示すれば、あらゆる媒体による無制限な使用、配布、複製を認める。

キーワード

貢献 記載なし

サポート/資金調達

本研究は、薬物政策モデルプログラムからグリフィス大学へ交付された補助金によって実施された (<http://www.dpmp.unsw.edu.au/>参照)。

本研究の作成者は、David Weisburd, Alison Ritter, Jon Caulkins, and Peter Reuter から寄せられたプロジェクトへのフィードバックを感謝しております。また、Campbell Collaborationのレビューアー、とりわけDavid WilsonとJeff Valentineにお礼を述べたいと思います。

利益相反の可能性

利益相反は認められない。

著者連絡先 Lorraine Mazerolle,

Key Centre for Ethics, Law, Justice and Governance

School of Criminology and Criminal Justice

Griffith University, at Mt Gravatt Campus

Brisbane 4111

Australia

E-mail:l.mazerolle@griffith.edu.au

キャンベル系統的レビュー

代表編集者 Mark W. Lipsey, Vanderbilt University, USA
Arild Bjørndal, Norwegian Knowledge Centre for the Health Services & University of Oslo, Norway

編集者

犯罪と刑事司法 David B. Wilson, George Mason University, USA

教育 Chad Nye, University of Central Florida, USA

Ralf Schlosser, Northeastern University, USA

社会福祉 Julia Littell, Bryn Mawr College, USA

Geraldine Macdonald, Queen's University, UK & Cochrane Developmental, Psychosocial and Learning Problems Group

管理編集者 Karianne Thune Hammerstrøm, The Campbell Collaboration

編集委員会

犯罪と刑事司法 David Weisburd, Hebrew University, Israel & George Mason University, USA

Peter Grabosky, Australian National University, Australia

教育 Carole Torgerson, University of York, UK

社会福祉 Aron Shlonsky, University of Toronto, Canada

方法 Therese Pigott, Loyola University, USA

Peter Tugwell, University of Ottawa, Canada

キャンベル共同計画 (C2) は、介入の効果に関する系統的レビューは有益な情報であり、政策やサービスの改善に役立つとの信念に基づき、設立された。C2 は、系統的レビューの作成プロセス全体を通して、レビューの著者に対して編集の面および方法論の面におけるサポートをしている。C2 では、多くの編集者、図書館員、方法論者、外部ピアレビューアが貢献している。

The Campbell Collaboration

P.O. Box 7004 St. Olavs plass

0130 Oslo, Norway

www.campbellcollaboration.org

概要

背景

1980年代を通して、全般的な犯罪問題、特に街路レベル薬物問題へ対する警察の対応が非効率であるとの雰囲気や優勢だった。1980年代の典型的な法執行戦略は、受動型・非集中的であったため、総じて街路レベルでの薬物市場活動を根絶することはできなかった。1990年代に入って、問題解決型警察活動や第三者とのパートナーシップといった集中的・能動型警察活動戦略が発達することにより、街路レベル薬物問題を実効的に処理する警察能力の信頼が回復された。

目的

本研究の目的は、メタ分析を用いて、警察主導の薬物法執行介入の相対的な実効性を評価することである。とりわけ、筆者らは1990年代まで警察の慣行を支配した薬物法執行の標準的受動型手法と比較した場合の問題解決型警察活動、地域社会型警察活動および犯罪多発地点警察活動を含む数多くの警察活動アプローチの相対的な実効性を研究した。

検索の方策

筆者らは、定型化されたキーワード検索手法を用いて、さまざまな分野の主要なデータベースを検索し、関連する研究を抽出した。加えて、法執行に関する主要な刊行物の手検索、専門分野の関連ウェブサイトの調査、主要研究者・ポストドク・刑事司法関係の司書に対する照会、抽出された研究の引用文献リストの相互確認を実施した。

選定基準

今回のメタ分析の対象は、違法薬物使用・薬物取引・薬物取引場所での関連問題の削減または防止を目的とした介入で、かつ、警察によって開始・運営されるか、警察によって実施されている介入に限定された。これらの介入がさまざまな結果変数に与える影響を検討した。これらの結果変数は、薬物事案の緊急通報数や犯罪認知件数といった薬物関連指標と、財産犯罪、暴力犯罪、秩序びん乱犯罪の緊急通報数や犯罪認知件数といった薬物非関連指標の双方を含んでいる。レビューの対象には、時間的な制約（すなわち、発表）は課さず、未刊行文献（すなわち、博士論文、報告書等）および非英語研究を含めた。レビューの対象には、少なくとも事前・事後で測定し、対照群を含むデザインを条件とした。また、方法的に信頼できる評価方法がこの分野において不足していることを考慮し、準実験デザインも含めた

データの収集と分析

メタ分析手法を用いて、さまざまな薬物法執行アプローチが結果変数に与える有効性を評価した。具体的には、ランダム効果モデルとオッズ比を用いて、事前・事後の介入効果を評価した。分析は、薬物法執行が結果変数群に与える効果について別々に実施された。

主な結果

薬物関係の緊急通報や薬物事案を減らすには、問題解決型警察活動アプローチと地域社会型警

察活動アプローチが、事案多発地点に対する法執行アプローチによりも効果があることが示された。また、緊急通報については、総数で考えても、薬物関連に限定しても、問題解決型警察活動が地域社会型警察活動よりも効果的であることが示された。しかし、薬物犯罪多発地点に法執行資源を地理的に集中させるという単純な戦術でも、地理的に集中しない「標準的な」法執行戦術（たとえば、予防パトロール）の展開に比べると、際立った改善が見られた。

薬物以外の変数については、地域社会型警察活動アプローチは、薬物犯罪多発地点のみを対象にする警察活動よりも、秩序びん乱などを削減する傾向がみられた。街路レベル薬物市場を根絶することを目指す犯罪多発地点アプローチは、問題解決型警察活動アプローチと地域社会型警察活動よりも、対人犯罪（たとえば、街頭暴力）・対物犯罪（たとえば、自動車窃盗）双方の結果変数に対して望ましい影響をもたらしていた。

レビューの結論

地理的目標を定め、警察と第三者間での協力関係を構築する問題解決型の警察活動は、協力関係を構築するが地域全体に分散してしまう警察活動よりも、街路レベルでの薬物市場を根絶するのに効果的な傾向があることが明らかになった。また、問題解決型警察活動、地域社会型警察活動ともに、その活動が犯罪多発地点に集中させられるか否かにかかわらず、伝統的な法執行のみの介入よりも街路レベル薬物市場を根絶することに効果的であることが示唆された。また、薬物犯罪の多発地点に警察のプレゼンスまたは介入（たとえば、逮捕）を単純に増やすよりも、街路レベル薬物法執行が(1) 第三者との生産的な協力関係の構築に集中し、(2) 介入活動を近隣地域全体にむやみに拡散させず、あくまで薬物犯罪の多発地点を目標とし、かつ(3) 街路レベルでの薬物市場が問題化した場所に潜在的に存在する犯罪誘発的状况をなくす、の3点について努力すべきことが示唆された。

背景

薬物法執行は、世界中の薬物政策の中心的な特徴である。2002年に、違法薬物の規制に向けられた米国連邦の総支出の50%超は、国内での法執行に費やされた。同様に、オーストラリア連邦政府の違法薬物規制計画では、法執行に対して2億1,000万ドル超、すなわち関連予算の41%という際立った額を割り当てた(Howard, 2000年, Moore, 2005)。また、イギリスでは、薬物法執行に対する支出の割合ははるかに高い。1990年代後半に、イギリスにおける薬物乱用予算の約75%は、法執行に費やされた(Royal College of Psychiatrists, 2000)。

Caulkins (2002) は、薬物法執行がこれまでの国内薬物政策の第一次的な構成部分であり、今後ともそうあり続ける理由について略述している。第一に、警察は、各地の薬物問題に迅速に適合して対応可能である。第二に、法執行は、特定種類の薬物問題に合わせて実施可能である。第三に、薬物法執行で処罰リスクを高めることで、売り手の価格を上昇させるとともに、買い手の薬物経験を減少させ、これらの効果によって薬物供給を減らすことができると政策立案者は確信している。世界中の警察は、薬物供給を減らすことを目指して、薬物問題の発生に迅速に対応するために一連の戦略を用いている。街路レベル薬物法執行戦術には、手入れ、一斉検挙、おとり捜査、第三者による警察活動、問題解決型警察活動といったものがある。

本報告書では、街路レベル薬物法執行介入を評価するためにメタ分析を実施した。本報告書では、一般的な法執行戦術に関するWeisburdとEck (2004) の概念分類を用いて、4種類の薬物法執行アプローチを比較検討した。これらは、(1) 地域社会または近隣地域全体といった比較的広い範囲を地理的対象とし、非警察機関とのパートナーシップを活用してさまざまな介入を行う地域社会型警察活動、(2) 薬物犯罪多発地点を地理的対象とし、対して非警察機関とのパートナーシップを活用して広範囲に介入する問題解決型警察活動、(3) 地理的には薬物犯罪多発地点に集中し、手入れおよび一斉検挙といった伝統的な警察戦術を実施する犯罪多発地点警察活動、(4) 地理的に集中しないで、主に法執行資源に依存する、薬物法執行への標準的で伝統的なアプローチ（たとえば、日常的な予防パトロール、逮捕）である¹。

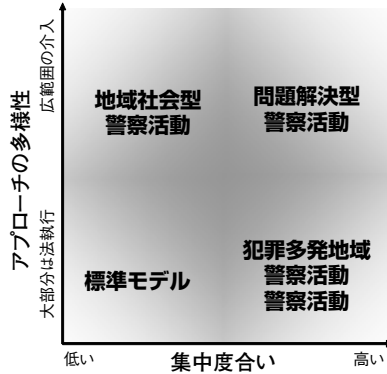
本報告書では、街路レベル薬物法執行への異なるアプローチを評価し、どれが、薬物問題および関連犯罪問題を削減するための最も実効的かを見出そうとする。WeisburdとEck (2004) の法執行の実効性に関する一般的結論が、薬物法執行アプローチに適用した場合でも適用できるだろうか。本報告書では最初に、街路レベル薬物法市場を根絶するためのさまざまな警察主導アプローチを比較検討する。次に研究方法および採用/除外基準について説明する。その後、メタ分析アプローチを説明し、結果を紹介する。最後に、本研究の政策的含意と制約を検討する。

街路レベル薬物法執行

1979年に、Gary Cordnerは「警察のパトロール活動は、ふたつの主要な要素を含んでいる。すなわち、ひとつは受動的活動であり、……もうひとつは能動的活動である」と述べた(1979年、59ページ)。伝統的な受動的警察活動とは一般に、非集中的であって、パトロール警察官を緊急通報に対応させる活動と説明されている。能動的警察活動とは、制約のないパトロール中に自発的に実施される警察活動と言われている。能動的警察活動と受動的警察活動との概念的な差異は、警察が長年にわたって行っている活動の多くを区別するための支配的な方法になっている。しかし、1980年代末から1990年代にかけて、警察活動の「地域社会時代」を迎えると、一連の警察介入を、能動的と受動的とで区別しようとする例は減少していった(KellingとMoore, 1988)。2000年までに、米国科学アカデミーの米国学術研究会議(NRC)は、「警察活動において何が機能し、何が機能しないか」を調査する専門家委員会を開催した(Skogan, 2004, SkoganとFrydl, 2004年参照)。NRCの討議の成果の中で、待望されたもののひとつは、犯罪統制への警察のアプローチの新たな概念化であった(WeisburdとEck, 2004参照)。WeisburdとEck (2004) は、複数の法執行アプローチの相対的実効性を叙述的にレビューした際に、2次元からなる類型法を開発した。ひとつめの次元は、用いられるアプローチの多様性 (*diversity of approaches*) に関するもので、もうひとつの次元はアプローチの集中 (*focus of approach*) に関するものである(図表1参照)。

1 今回のレビューの対象になった評価研究では、地域社会型警察活動、問題解決型警察活動または犯罪多発地域警察活動のひとつを、薬物法執行への標準的で非集中的なアプローチとを比較している。WeinburdとGreen (1995) は例外で、犯罪多発地点警察活動の中で、伝統的法執行戦略のみを用いたものと、問題解決型警察活動アプローチを用いたものを比較している。

図表1: 警察活動アプローチの類型 (Weisburd and Eck, 2004)



WeisburdとEck (2004) が示した概念特徴の第一は、非集中的な犯罪統制戦術（すなわち、累犯者または反復的被害者に集中せずに広い地理的地域を対象とする戦術）から高度に集中的な戦術（すなわち、犯罪多発地点、累犯者、反復的被害者、警察への反復的緊急通報者を目標とする戦術）にいたる「集中の度合い (Level of Focus)」である。WeisburdとEck (2004) の概念モデルにおいて特定された第二の性質は、警察主導の犯罪統制戦術が、非警察機関との協力関係を築きながら、どの程度広範囲の介入アプローチを伴うかである。

1980年代まで街路レベルの警察業務を支配したのは、「標準モデル」(図表1参照) だった。一般にこのアプローチは、伝統的な法執行慣行に依存しており、緊急通報者への迅速対応、地域社会の日常的なパトロール、地域警察官の増員といった非集中的戦術を伴う。WeisburdとEck (2004) は、この一般的で伝統的な警察活動へのアプローチに対して経験的裏づけはほとんどないと述べている。

1980年代そして1990年代にかけて、警察活動戦略に革新的な変化が生じ、犯罪多発地点での経路づけパトロール、地域社会型警察活動と問題解決型警察活動を含め、法執行への新たなアプローチの進展が見られた。犯罪多発地点での警察活動戦略は、標準モデルと同じく、主として法執行戦術からなっているが、犯罪多発地点アプローチは、犯罪が高度に集中している狭い場所（犯罪多発地点）での問題を軽減することに戦略的重点が置かれている。WeisburdとEck (2004) は、法執行についての研究文献をレビューし、犯罪多発地点での警察活動が犯罪・秩序びん乱問題を軽減する、強力な経験的根拠を持ったアプローチだと主張している。

「地域社会型警察活動」・「問題解決型警察活動」は、犯罪問題を解決するために複数の政府機関が協力するという流れを、それぞれ同時に戦術に反映させたものである。これらの警察活動は、非警察機関とのパートナーシップを伴い、広範囲の介入アプローチを用いる。図1の縦軸をみると、地域社会型警察活動と問題解決型警察活動は、法執行のみのアプローチと明白に異なることが分かる。次に、WeisburdとEck (2004) が地域社会型アプローチと問題解決型アプローチを区別するために導入したのは、集中の度合い (*level of focus*) である。一般に地域社会型警察活動では、一定の管轄地域における累犯者、反復的被害者または地理的犯罪集中度にほとんど注意を払わず、広範囲の複数政府機関によるアプローチを用いる。これに対し、問題解決型警察活動では一般に、パートナーシップアプローチを、ある問題に対して集中的に適用する。適用対象には、問題のある人々（被害者、犯罪

者または緊急通報者)の集中と、問題のある場所(すなわち犯罪多発地点として特定され、不均衡な数の地域社会問題を生み出す地理的場所)の集中とが含まれる。地域社会型警察活動の一例には、「雑草抜きと種づけ(Weed and Seed)」プログラムといった地域社会における警察・市民関係を改善することを目指した介入がある。問題解決型警察活動戦略は、まず犯罪問題を起こす犯罪誘発要因を注意深く分析し、問題に適合した介入方法を立案・実施し、その後、介入が問題を軽減させたか否かを検証するといった評価フィードバック・ループを利用する。問題解決型警察活動は、地理的に集中することが可能であり、かつ問題ごとに集中することができ、一般にパートナーシップの創設を伴う。WeisburdとEck(2004)によると、地域社会型警察活動アプローチは、地域社会における犯罪不安を軽減することが示されているが、犯罪と秩序びん乱への影響の根拠は、あまり首尾一貫していない。他方、問題解決型警察活動の実効性については、犯罪、秩序びん乱、犯罪不安の軽減について首尾一貫した実証的裏づけが存在し、かつそれらの裏づけは増加を続けている。

目 的

本研究での、街路レベルの薬物法執行についてのメタ分析レビューは、WeisburdとEck(2004)が犯罪統制一般への法執行アプローチを説明するために用いた概念モデルを採用した。本研究では、街路レベルの薬物市場を根絶することに最も実効的な薬物法執行へのアプローチの種類を、実証的に決定することを目指している。本研究では、街路レベルの薬物市場活動へ対する、警察主導の複数のアプローチの効果の評価するため、薬物関連の指標と、秩序びん乱、対人犯罪、対物犯罪といった関連指標を用いている。

検索の戦略

筆者らは、複数の主要データベースを、適切に定型化されたキーワードで反復検索することにより、犯罪学と法律、政治と政府、心理学と行動科学、教育と健康などの分野から関連する研究を抽出した^{2,3}。Griffith University(オーストラリア)から利用可能なデータベースを検索したほか、オーストラリアでアクセスできない研究を入手するため、Rutgers Universityの図書館員Phyllis Schultzeが、米国のデータベース(たとえば、米国政府刊行物のカタログ(CGP)、International Bibliography of the Social Sciences、Policy File)をオンライン検索した。さらに、関連する評価研究を発見するため、オンラインで検索された中から、薬物法執行に関するメタ分析、システマティック・レビュー、文献レビュー全ての引用文献リストを手検索した。また、近年刊行された関連文献を発見するため、法執行

² これらのデータベースは、発表・未発表資料および未発表研究を対象としている。多数のデータベース(Applied Social Science Index and Abstracts (ASSIA)、Acompline(大ロンドン庁)、Planex(IDOX plc)、SOLIS(ドイツ)およびInside Web)は、プロジェクトの財政的制約のためにアクセスされなかった。

³ キーワードは、薬物、警察活動、法執行、犯罪多発地域、問題解決型警察活動、地域社会型警察活動、第三者、情報主導、薬物規則、民事救済、ニューサンス軽減、秘密捜査官の薬物購入/捜査活動、おとり捜査、手入れ、一斉検挙、バイパス、薬物掃射、工場閉鎖、補給路爆撃、指示パトロール、薬物の使用/誤用/乱用、薬物自由地帯、予防、ゼロトレランス、取引、街頭レベル市場、公開薬物市場、薬物市場、不正取引、近隣地域再生、償い通知、栽培根絶/代用品、逮捕照会、転用、警告、供給/需要/危害の軽減、軽減、乱痴気パーティー、パーティードラッグ、近隣地域強化、近隣地域復興、状況的犯罪予防、環境設計による犯罪予防。適切な場合、音節省略や綴りの変更が行われた(たとえば、neighbourhood/neighborhood, revitalisation/revitalization)。

分野における主要な刊行物を手検索した。関連する多数のインターネットサイト（たとえば、内務省、COPS, AIC, BJA, the POP Centre）から関連研究を検索するために、データベース検索で用いられたのと同じ検索語句（脚注3参照）を用いた。未刊行文献をできるだけ広範囲に収集するため、Rutgers LibraryのPhyllis Schultzeと協議するとともに、薬物法執行の主要研究者やポストドクトラル大学院生と接触した。

検索プロセスは反復的であり、「警察と薬物」といった大まかな検索語句から開始して、より複雑な検索語句に移っていった。この検索プロセスは、検索の初期段階において多数のヒットをもたらしたが（ただし、多くの記事は無関係であった）、最も包括的なアプローチであると見なされた。データベース・シソーラスが利用可能な場合は、これを利用して関連した検索語句を追加した。

選択基準

今回のメタ分析の対象は、違法薬物使用、薬物取引と薬物取引場所における関連問題の軽減または予防を目的として、警察が企画・管理した介入、または他機関が企画し警察が実施した介入とした⁴。このため、司法・矯正・治療的な介入、もっぱら非警察官（たとえば、税関職員、軍人）によって実施されている薬物取締戦略は除外した。今回のメタ分析には、少なくとも部分的に違法な薬物（たとえば、ヘロイン、コカイン/クラック、メタンフェミン、大麻）を目標とした介入を含めた。一方、アルコール飲料、タバコまたは溶剤といった合法物質の違法な使用または販売（たとえば、「ブラック市場」取引）を目標とした戦略の評価研究や、処方薬の違法使用または違法取引の評価研究は含めなかった。レビューは、特定の期限に限定しなかった。対象とした研究は、刊行資料、未刊行資料の双方からなっている（たとえば、雑誌の原著論文、学位論文/博士論文、報告書、書籍、会議書類）。また、英語以外の言語で書かれた関連研究も入手した⁵。本プロジェクトの検索段階で抽出された、方法論的に信用できる研究の件数が限られていたため、メタ分析の対象は、無作為化統制実験や、実験群・対照群を統計的にマッチさせた研究だけに限定しなかった。しかし、準実験については、実験群と対照群に対して事前・事後の測定を行うことを条件とした。

今回の検索方法によって合計167件の研究が抽出された。この中で筆者らは、132件の個別介入を取り扱った155件の研究を入手することができた⁶。これらのうち、筆者らは街路レベル薬物法執行のメタ分析レビューの条件に合致したのは14件だけだった。すなわち、対象条件として以下の条件を満たす研究のみを分析対象とした。(a)街路レベルでの薬物問題を目標としていること（対物犯罪、対人犯罪を対象にした法執行介入は除外した。また、警察が介入した薬物問題でも、卸売り、製造または輸入段階での問題を目標とした介入は除外した）、(b)警察主導の介入であること（税関または治療提供者によって主導された介入は除外した）、(c)個人による薬物使用の自己報告でなく、場所単位

⁴ 本研究では、警察主導の学校での薬物教育（たとえば、DAREプログラム）は含めないこととした。これらのプログラムのレビューに関しては、Soole, Mazerolle, Rombouts (2005) 参照。また、逮捕照会といった個人を対象とした警察介入も含めなかった。この決定は、人を中心とした介入の背景、状況および結果評価は、場所（地域社会または犯罪多発地点）を目標とする法執行の取り組みとかなり異なっていることを勘案したものであった。

⁵ 世界の他の地域からのデータを含めようと試みたが、結果的に、米国での研究に偏ることとなった。この偏りは、他地域における、法執行の評価研究に対する研究投資に比較して、米国では（実験群および対照群の導入など）高品質の法執行評価に対する研究投資が極めて多いことを反映していると筆者らは考えている。

⁶ 筆者らは、Mazerolle, Soole, Rombouts (後述) で検索された132件の研究の全集団の叙史的レビューを実施した。132件の研究の出典は、Mazerolle, Soole & Rombouts (2005) に含まれている。

での通報件数や犯罪認知件数の変化を結果変数として利用していること（すなわち、逮捕照会プログラムの評価研究は除外した）、(d) 対照群つきの事前・事後デザインを採用していること、(e) 効果量の計算のために十分なデータを含んでいること⁷。

研究のコード化の特徴

各研究についてデザイン、サンプル、背景および介入項目がコーディングされたほか、主な研究結果の概要、研究の限界、考察もコード化された。2名の研究助手が検索を行い、研究を入手し、かつ別々に研究をコーディングした。メタ分析に含む含まないの決定は、論文の要約を注意深く検討することで行われた。決定するために十分な情報が要約で入手できなかった場合には、本文を入手した。2人の研究助手の間で、メタ分析に含む含まないの決定に矛盾が生じた場合には、2人の研究者は互いに相談するとともに、またプロジェクト・リーダーと協議した。

付表Aは、今回のメタ分析に含めた評価の研究デザインの概略を述べている。4件の研究は、犯罪多発地点警察活動介入を、5件は問題解決型警察活動を、そして5件は地域社会型警察活動を、それぞれ評価している。今回含めた研究は、技術報告書(42.9%)または審査つきの雑誌論文(42.9%)であった。メタ分析レビューに含められたすべての研究は、先に述べられた基準に忠実に従い、対照群つきの事前・事後比較デザインを採用していた。WeisburdとGreen(1995)の評価研究を除くすべてで、対照群に対して、日常的パトロール、見回り、逮捕などの警察活動の標準的な非集中モデルが実施されていた。これに対して、WeisburdとGreen(1995)では、伝統的な法執行アプローチ(たとえば、経路づパトロール)を用いた犯罪多発地点警察活動と、街路レベルの薬物市場を地理的対象とし、SARA(精査・分析・対処・評価)アプローチを適用した問題解決型警察活動とを比較したものであった。研究の4分の1弱(n=3; 21.4%)は、薬物市場を実験・対照群に無作為に割り当て、同数3件の研究(21.4%)は、対照群を選択する際に統計的マッチングを用いた⁸。研究の大多数(n=9; 64.3%)は、介入開始後12ヶ月から23ヶ月の間に事後測定を実施した⁹。5件の研究(35.7%)は、実施日から1年以内に事後評価を受けた。5件の研究は、公式的な事後測定のフォローアップ期間中に介入が実施された。興味深いのは、事後評価期間が1年以内の短期だった5研究中4研究では、介入期間も3ヶ月から6ヶ月といった短期だった。最後に、多くの研究(85.8%)では、事前測定期間と事後測定期間の長さは等しかった¹⁰。

⁷ メタ分析に利用されたのは14の評価研究だったが、Sviridoffら(1992)では2つの介入-対照の比較を行っており、介入-対照の合計は15になった。

⁸ Giacomazzi(1995)では、規模、人口、土地利用について、実験場所と実験場所をマッチングした。対照場所は主要な交通ターミナル、古い住宅街の集中度合、人口移動、酒場やバー、ソーシャルサービスプログラム数といった特性が一致するように選定した。両者では、住居侵入窃盗と強姦の事前発生率は同一だったが、薬物逮捕と強盗では、対象場所の事前発生率の方が低かった。

⁹ 今回対象とした評価研究は1件を除いて、フォローアップ期間は12ヶ月だった。3件の研究は、12ヶ月のフォローアップ期間に加えて、24ヶ月のフォローアップ期間も設けていた。

¹⁰ 非同等の事後・事後評価期間を伴った2件の研究は両方とも、事後評価期間の方が長かった。したがって、どちらかといえばプログラムの実効性を過小評価された可能性がある。この2件を含んだ分析と含まない分析を実施した。両分析間には統計上の差異はないため、これらの研究を含んでも、研究結果に悪影響を与えたとは考えられない。

データ分析

メタ分析アプローチ

メタ分析手法は、同一の結果変数を用いた広範囲の研究結果を統合することで、ある介入が機能するかどうかを評価するものである。本研究では、メタ分析アプローチを用いて一連の評価研究から効果量を計算し、オッズ比（次項参照）を共通の比較基準として複数の研究結果を比較した（LipseyとWilson, 2001年参照）。筆者らのメタ分析は、多種の街路レベル薬物法執行戦略が、多種の結果変数に与える影響を検討している。最初に、研究は警察活動アプローチに基づく3つのカテゴリー、すなわち (a) 犯罪多発地点警察活動（たとえば、一斉検挙、手入れ、おとり捜査作戦）、(b) 問題解決型警察活動（たとえば、薬物迷惑行為の軽減、民事救済）または (c) 地域社会型警察活動（たとえば、雑草抜きと種植えプログラム）に分類された。WeisburdとEck（2004）の第4の警察活動カテゴリー—標準モデル—は、対照群を含めた¹¹（WeisburdとGreen（1995）は、犯罪多発地点への警察活動に対して問題解決型警察活動アプローチを用いた事例と、伝統的執行を用いた事例とを比較しており、例外として扱った）。

本研究での分析は、各種の介入が、犯罪発生率および緊急通報に与える効果^{12, 13}を検討することで、各種のアプローチが薬物法執行に与える影響を測ろうとした。犯罪発生率、緊急通報の結果変数は、(a) 薬物関連、(b) 秩序びん乱関連、(c) 対人犯罪や関連事案¹⁴、(d) 対物財産や関連事案に分類された¹⁵。1つの研究から1つ以上の効果量が得られた場合は、結果変数の各カテゴリーについて別々にメタ分析が行われた。

先行研究（Wilson, Gottfredson, Najaka, 2001参照）では、複数の実験群—対照群—の組み合わせから単一の効果量を得るよりは、個別の実験群の独立の仮定を緩めて共通の対照群を共有できるようにすることでより多くの情報を得ることができることを、統計的依存関係のモデル化を通して明らかにした。標準的なメタ分析では、各研究が独立の仮定に背かないようにするために、各研究は1回のメタ分析で1つの効果量のみにはしか使うことはできないが、薬物法執行分野では高品質の評価研究が不足していることを考慮し、今回のメタ分析では、実験群—対照群—の組み合わせを分析単位とした¹⁶（LipseyとWilson, 2001）。

¹¹ 今回のメタ分析で、対照群に対して標準モデルによる介入を実施したことにより、統制地域でも何らかの影響がみられる可能性がある。このため、今回のメタ分析は、薬物市場活動を根絶する警察主導の介入を実施した場合と、何もなかった場合とを比較するのではなく、むしろ警察活動の種類による違いを検討しようとするものである。

¹² 逮捕率を結果変数とするには曖昧な点があるため、本研究では使用しなかった。逮捕を増やすことを目的に展開する介入もあるが、逮捕を減らすことを目指した介入もある。また別の介入は、逮捕率を最初に高めてから、逮捕率が低下させることを目標としている。

¹³ 今回のメタ分析において、犯罪発生や緊急通報の減少は介入成功であるとして一律に規定した。しかし、これを疑問視する向きもあり（Mazerolleら、2000年参照）、「どの方向変化がプログラム成功の指標であるかを決定するかが問題である」と指摘されている（Giacomazi, 1995, 279ページ）。

¹⁴ 対人犯罪は、暴力犯罪（たとえば、暴行、強盗、殺人等）と性犯罪（たとえば、強姦、強姦未遂、性的暴力等）を含んでいる。

¹⁵ 各評価研究の個々の効果量を合成した場合があった（たとえば、暴行、強盗および性犯罪の効果量を合成して、対人犯罪の効果量とした）。

¹⁶ 1研究（Sviridoffら、1992）は例外である。この研究は2つの個別の警察管轄区域における介入効果（TET）を、1つの対照群と比較していた。これらの2つの介入—比較対照は共通の対照群を共有したが、介入群は独立していた。

介入効果の計算

今回、筆者らの検索で抽出された評価研究の多くでは、介入群と対照群の双方に対して、事前・事後の2期間の事案データを報告している。したがって、今回のメタ分析では、オッズ比効果量を効果量として選定した¹⁷。ただし、今回のメタ分析におけるオッズ比の適用は、非典型的であることに留意すべきである。一般的にオッズ比は、介入群と対照群について、介入実施の結果として生じる独立事象を結果変数として、相対オッズ比の変化を比較するものである。(たとえば、事象の可能性と非事象の可能性)(LipseyとWilson, 2001)。これに対し、本研究では、オッズ比を、実験群と対照群それぞれにおける、結果変数(たとえば、犯罪または緊急通報)の介入前に対する介入後の割合を、実験群と対照群とで比較したものである。したがって、オッズ比は、次の計算式を用いて計算されている。

$$OR = \frac{f_{post\ c} / f_{pre\ c}}{f_{post\ e} / f_{pre\ e}}$$

上式において、fは介入前と介入後における実験群または対照群(それぞれ、下付文字eとcによって示される)での件数を示す。

オッズ比は1に基準化され、ゼロと1の間の数値は負の介入効果を示している。1は介入の影響がないことを示し、また1より大きい数値は正の介入効果を示している¹⁸(LipseyとWilson, 2001)。

一般に、オッズ比の95%の信頼区間が1を含んでいない場合、その介入効果は5%水準で統計的に有意である。しかし、筆者らの非典型的オッズ比が独立の推定に背く(すなわち、各群について前後比較している)という事実により、オッズ比の標準誤差の計算式を信頼して適用することはできない。すなわち、データがポアソン分布に従うと確定的に主張しえないため、信頼区間や有意性検定のp値も正確でない可能性がある。Campbell Collaborationの「メソッド・エディター」と本報告書のレビュアー(David Wilson, 個人通信、2007年3月9日)の助言に基づいて、筆者らは、有意性検定に関する結果の解釈を重視しないことに決定した。その代わりに、筆者らは得られた効果量を判断するために「オッズ比ベンチマーク」を定めた。これは、今回メタ分析に含められる研究から得られた典型的なサンプル・サイズを使用した一連のシミュレーションを実施して決定された。これらのシミュレーションは、対照群での行動を統制した場合に、オッズ比効果量が1.15を超えると、「実用的に」有意だといつてよいことを示した¹⁹。このため、筆者らが得たオッズ比効果量は、上記のベンチマークと比較することでその有意性を検討した。

¹⁷ 標準化平均差効果量(d)は、法執行分野での評価研究が標準化得点(標準偏差または標準誤差等) - d の計算に必要な情報を報告しない傾向があることを考慮して、利用しなかった。さらに、LipseyとWilson(2001)によると、 d をオッズ比に変換しても一般的に信頼性に欠ける。このため d が計算できる可能性があるが、オッズ比は計算していないと思われる研究は除外した。この条件で除外された研究はごくわずかであり、これらの研究は介入前のデータや対照群を持っていなかったため、いずれにしても除外されたと思われる。

¹⁸ 正のオッズ比は、次の方法を含むさまざまな場合に発生する。すなわち、(a) 結果変数が、実験群で望ましい方向に、対照群で望ましくない場合に变化した場合、(b) 両者とも望ましい方向へ变化したが、実験群での変化が対照群での変化よりも大きい場合、(c) 両者とも望ましくない方向に变化したが、実験群での変化は対照群の変化ほどには大きくない場合、である。負の効果の場合、この逆である。

¹⁹ 筆者らのフォレスト・プロットにおいて、筆者らは得られた効果量のそれぞれについて信頼区間を示しているが、これらの信頼区間は正確でない可能性がある旨注意すべきである。

ランダム効果モデル

本件メタ分析は、ランダム効果モデルを使用して行われた。固定効果モデルでは分散の計算に研究内分散のみが使用されるが、ランダム効果モデルでは、研究間分散と研究内分散の両方が使用される。研究間分散が存在しない場合、固定効果モデルとランダム効果モデルによる計算結果は同一である。今回、多くの理由によりランダム効果モデルを選択した。第一に、ランダム効果モデルは、分散をより控えめに推定し、介入効果を過大評価する可能性を軽減する。ランダム効果モデルによって計算した信頼区間は一般的に、より広範であり、したがって、結果として得られた有意確率も有意になる可能性は少ない。第二に、研究間の差異はランダムであることが仮定され、固定効果モデルでは分散を過小評価する一方、介入効果を過大評価してしまう危険がある。最後に、最近の研究 (Song, Sheldon, Sutton, Abrams と Jones, 2001) の場合のように、メタ分析に利用できる効果量を持つ研究が少ない場合、固定効果モデルは信頼できるとはいえないからである。

調整変数分析

薬物法執行介入が結果変数に与える影響に調整するとみられる変数の効果を検討するため、分散分析の類似法 (Lipsey と Wilson, 2001 年参照) が用いられた。このアプローチでは、ひとつの所与の調整変数について、異なるカテゴリ水準間で、効果量の分布を比較するものである。このため、調整変数の分析によって、得られた効果量に影響を与えた可能性のある変数を、より系統的に評価することが可能となった。とりわけ興味深いのは、警察活動アプローチの効果であった。すなわち、筆者らの主な疑問は、犯罪多発地点での警察活動、地域社会型警察活動、問題解決型警察活動という警察活動の質的差異が、薬物・犯罪・秩序びん乱の結果変数に対して差異のある影響を与えたか否かであった。今回検討した調整変数には、このほかに介入実施年²⁰、出版物タイプ²¹、研究設計²²、フォローアップ期間の長さ²³ および方法の厳密度が含まれる。

方法的厳密度

筆者らは、対象となった研究の方法的厳密度を、研究デザイン（たとえば、ランダム割付、統計的マッチング、非等質準実験）に基づいてコード化した上で、事前・事後の評価期間が異なるなどの「欠陥」を考慮に入れた。今回の、方法的厳密度の等級は、意識低下状態で運転した犯罪者の処遇更生に関する Health Canada (2004) のレビューでのものを導入した（次を参照）。

等級	特性
5	ランダム化実験デザイン（介入前に対照群と比較可能）
4	ランダム化実験デザイン（介入前に群間で有意差あり）
3	マッチングによる準実験デザイン（介入前に対照群と比較可能）
2	マッチングによる準実験デザイン（介入前に群間で有意差あり）
1	同等でない比較による準実験デザイン（介入前に対照群と比較可能）
0	同等でない比較による準実験デザイン（介入前に対照群と比較可能）

²⁰ 介入実施年とは、介入を開始した年であり、(a)1990年以前、(b)1990～1994、または(c)1995～1999年、とコード化した。今回の評価対象のうち、2000年以降に介入を開始したものはなかった。

²¹ 出版物タイプは、(a)査読つき学術雑誌記事、と(b)それ以外に分類した。(b)には報告書6件、著書1件、博士論文1件が含まれている。

²² 研究デザインは、(a)ランダム割付、(b)マッチングによる比較、(c)非同等群の比較の、3カテゴリに分けられた。

²³ フォローアップ期間の長さは、(a)短期（1年未満）と(b)長期（1年～23ヶ月）の2カテゴリに分けられた。

すべての研究は、上記の基準にしたがって5点満点で格付けされた。その後、介入が対象地区での介入が実施されている間に事後測定が行われた、介入後期間が介入前期間よりも長く、介入の影響の過小評価をもたらした、といった方法的欠陥が評価された。これらの方法的欠陥1個について得点から0.5ポイントを差し引いた。その結果、最終的な厳密度スコアは、-1点から5点までの0.5点刻みとなった。5点が最高品質であり、-1点が最低品質である。

表1は、方法的品質の格付け結果を要約したものである。

表1：メタ分析に含まれた研究の方法的品質の格付けの順位

研究	品質等級
Sherman と Rogan (1995)	5
Weisburd と Green (1995)	5
Mazerolle, Price と Roehl (2000)	5
Fritsch, Caeti と Taylor (1999)	3
Higgins と Coldren (2000)	2
Giacomazzi (1995)	2
Clarke と Bichler-Robertson (1998)	1
Harris と O'Connell (1994)	1
Sviridoff, Sadd, Curtis と Grinc (1992)	1
McElroy, Cosgrove と Sadd (1990)	1
Smith (2001)	0.5
CFPC (1999)	0
Koper (1993)	0
Green (1996)	- 0.5

表1から分かるように、方法的品質の最高点を受けたのは14件の研究のうちわずか3件であり、大多数の研究は2以下の等級を受けた。これは、今回の評価研究の研究品質が一般に低いことを示している。

オッズ比効果量と95%信頼区間を計算するため、また、分散分析の近似法を実施するために、コンピューター・プログラム「汎用メタ分析バージョン1.0.25」が使用された。

主な結果

対象研究のあらまし

犯罪多発地点警察活動

4つの評価研究がメタ分析に投入された。これらの研究は、薬物犯罪の多発地点に対して警察が介入することで、街路レベル薬物市場活動を根絶させようとした取り組みを評価したものである。カンザスシティでは、警察の特殊部隊は、クラック密売の疑いのある建物を急襲して、施設を確保・捜索し、関係者を拘束し、薬物、武器および盗品といった不法物品を押収した。急襲は、抑止力として機能させるために、意図的に大掛かりに行われ、かつ周囲の住民にはっきりと見えるように行われた(Sherman と Rogan, 1995)。同様に、バージニア州リッチモンドにおける Operation Blitz to Bloom は、

特に薬物犯罪と秩序びん乱の割合が高い地域に集中して警察が手入れを行った (Smith, 2001)。ニューヨーク市の麻薬捜査チーム (TNT) が、街路レベルでの薬物活動を削減するために当初はおとり捜査作戦を実施した後に街頭取締を実施した取り組みを、Sviridoff, Sadd, Curtis と Grinc (1992) らが評価した。4つ目は、Fritsch とその同僚 (1999) らによる、テキサス州ダラスでのギャング取締りの評価研究であり、集中パトロール、大々的な夜間外出禁止、無断欠席取締、薬物取引が多い場所でのおとり捜査作戦、令状発行の奨励によって、街路レベル薬物活動の削減を目指したものであった。これら、犯罪多発地点での活動を評価した研究の、方法論的品質の格付けは0.5点から5点まで分かれていた ($M=2.38$)。

地域社会型警察活動

街路レベル薬物市場活動を目標とした地域社会型警察活動の評価研究は合計5件あり、今回のメタ分析には十分なデータだった。分類の結果「地域社会型警察活動」とされた介入はすべて、地域社会内の警察とパートナーシップ間における協力を重要視し、(薬物犯罪多発地点でなく) 広範な近隣地域レベルにおける薬物法執行の取り組みに重点を置いた。地域社会型警察活動は、警察と市民との関係改善、近隣地域での団結の構築、市民との接触頻度の向上による信頼と調和的關係の構築を目的とした。多くのプログラムでは、薬物法執行活動を発展させ、奨励しかつ維持するために、警察以外のサービス事業者や地域社会のメンバーとのパートナーシップが構築された。今回のメタ分析レビューでは、メリーランド州の2ヶ所の近隣地域で実施された地域社会型警察活動および薬物予防介入である Maryland Project (Koper, 1993年参照)、Des Moines Weed and Seed program (Child and Family Policy Center, 1999)、デラウェア州ウィルミントンでの Eastside Substance Abuse Awareness Program (Harris と O'Connell, 1994)、ワシントン州スポーカンでの Project ROAR (Reclaiming Our Area Residences) (Giacomazzi, 1995)、ニューヨーク市の Community Patrol Officer Program (CPO) (McElroy, Cosgrove と Sadd, 1990) を対象とした。地域社会型警察活動研究は、方法論的品質の格付けは最低であり、0点から2点までだった ($M=0.8$)。

問題解決型警察活動

今回のメタ分析の対象になった問題解決型警察活動の評価研究は5件だった。これらのプログラムは、警察が、複数地点での薬物問題や関連する迷惑行為(たとえば、街角や公園における粗野な行為、秩序びん乱行為、暴力、犯罪の恐れ)の特徴を分析し、複数機関が協力(たとえば、規制当局者と地域社会メンバーとの第三者パートナーシップ)することを特徴としている。今回のメタ分析レビューの対象となった問題解決型警察活動は、すべて、地理的に薬物犯罪の多発地点に焦点をあてたものであった。ジャージーシティの Drug Markets Experiment (Weisburd と Green, 1995年参照) は、国立司法研究所によって資金提供された Drug Market Analysis Program に参加した5都市の1つである。ジャージーシティの薬物法執行介入では、カスタマイズされた地理情報システム (GIS) を利用して薬物市場がシステムティックに特定された。この介入では、最初に、警察が市の検査官、企業、市民と連携して、問題箇所の閉鎖を試み、続いて薬物犯罪多発地点で手入れと集中パトロールが行われた。閉鎖や手入れに続いて「犯罪取締の利益を維持する」ための試みが行われた。

同じく今回のレビュー対象になった、オークランドの Beat Health Program は Specialised Multi-Agency Response Teams (SMART) を活用した薬物法執行への問題解決型警察活動アプローチの一

例である。Beat Healthの介入では、緊急通報が反復的に発生する場所のシステムティックな特定、問題場所の住民・企業との協力関係の構築、問題場所の改善提案（たとえば、出入り管理の改善、荒廃や秩序びん乱の改善、火災・安全その他の条例について市機関との接触）といった試みを警察官が実施した。Beat Health Programの大きな特徴であるSMARTは、市検査官といった「第三者」と密接に協力し、対象地点の物理的環境浄化（たとえば、空きビルを板で囲う、害虫の除去、ごみの片付け）を実施するとともに、必要な場合には条例違反警告を発する、というものだった（Green, 1996年、Mazerolle, RoehlとKadleck, 1998年、Mazerolle, PriceとRoehl, 2000年参照）。

問題解決型警察活動の評価研究には、このほかにも、サンディエゴの薬物迷惑行為削減プログラム（ClarkeとBichler-Robertson, 1998）や、スラムの家主に物件を清掃するよう圧力をかけたシカゴ市のMunicipal Drug and Gang Enforcement (MDGE) program (HigginsとColdren, 2000)がある。警察は、逮捕する旨を警告し、防火や建築条例違反を摘発する検査官を組織し、また、州法を利用して清掃されない物件を除去した。問題解決型警察活動を対象とした評価研究のうち2件は、方法論的品質の格付けで5点を獲得した。問題解決型警察活動研究の平均品質等級は2.5であった。

本研究は、メタ分析手法を用いて、薬物法執行への標準アプローチと比較した場合の犯罪多発地点警察活動、地域社会型警察活動、問題解決型警察活動の相対的有効性を体系的に検討することを目指している。本研究では、これらのリサーチクエスションに答えるため、入手可能な範囲内で最高の方法論的品質を持つ研究を利用した。

メタ分析結果

薬物犯罪、暴力犯罪、財産犯罪、秩序びん乱それぞれに対する認知件数と緊急通報件数、また、認知件数総数と緊急通報総数、合計10種類の分析が実施された。ここでは、薬物犯罪・それ以外の犯罪・秩序びん乱などの結果変数に対して、薬物問題への法執行介入全体が与える効果と、各警察活動アプローチが与える効果とを示した。一連の表では、研究名、警察活動アプローチの種類、効果量や信頼区間の上限・下限を表すフォレスト・プロットを示している。

先に議論した通り、本研究では、個別の効果量や平均の効果量の有意性検定結果に検討の重点は置いていない。むしろ筆者らは、これらの効果量を1.15のオッズ比ベンチマークと比較することで評価しようとしている（上記を参照）。本研究での重点は、評価結果の実際的な有意性に置かれ、効果量が1.15を超えた場合に有効な影響であると考え、1.15未満の場合には実際的な利益があるとは考えない。

最初のメタ分析では、薬物犯罪に与える介入の効果を調べた。表2に示すように、薬物犯罪に対する法執行介入の全体的効果は、筆者らのベンチマークを超えている（OR=1.53）。3つの研究の間に顕著な異質性が存在した（ $Q=45.95$, $df=2$, $p<.0001$ ）。問題解決型警察活動介入と地域社会型警察活動介入の両方（厳密度はそれぞれ、2点と0点）は、薬物犯罪に対して正の影響を示した（それぞれ、OR=2.44とOR=1.85）が、犯罪多発地点警察活動介入（厳密度等級は3）は、負の介入効果（OR=0.87）だった。

表2：薬物犯罪に与える薬物法執行介入の影響のメタ分析結果（警察活動アプローチ別）

警察活動 アプローチ	著者	介入	統制	効果	下限	上限	有意 確率	0.1	0.2	0.5	1	2	5	10
地域社会型	CFPC(1999)	365 / 633	672 / 1583	1.85	1.53	2.22	.00					+		
犯罪多発地点	Fritsch, et al (1999)	1037 / 2322	637 / 1327	.87	.76	1.00	.05					+		
問題解決型	Higgins & Coldren (2000)	123 / 158	36 / 61	2.44	1.30	4.60	.01						+	
全体		1925 / 3113	1345 / 2971	1.53	.75	3.13	.25						+	

薬物法執行が薬物関連の緊急通報へ与える効果を評価した研究は4つ存在した（表3参照）。結果は、全体として正の影響を示している（OR=1.33）。ここでも各研究は、きわめて異質的であった（ $Q=29.73$, $df=4$, $p < .0001$ ）。問題解決型警察活動（厳密度得点は5点、5点、0.5点）は、薬物関連の緊急通報に対してかなりの影響を与えることが分かった（全体のOR=1.33、または厳密度得点が5点の2研究ではOR=1.49）。しかし、地域社会型警察活動アプローチ（厳密度得点は1）は、今回のベンチマーク（OR=1.10）を下回った結果となり、望ましい効果は示さなかった²⁴。

表3：薬物関連緊急通報に与える薬物法執行介入の影響のメタ分析結果（警察活動アプローチ別）

警察活動 アプローチ	著者	介入	統制	効果	下限	上限	有意 確率	0.1	0.2	0.5	1	2	5	10
地域社会型	Harris & O-Connell (1994)	243 / 677	285 / 847	1.10	.89	1.36	.36							+
地域社会型(1)		243 / 677	285 / 847	1.10	.89	1.36	.36							+
問題解決型	Weisburd & Green (1995)	611 / 1077	519 / 1043	1.32	1.12	1.57	.00							-
問題解決型	Mazerolle, et al (2000)	383 / 739	581 / 1478	1.66	1.39	1.98	.00							+
問題解決型	Green (1996)	28 / 55	807 / 1705	1.15	.67	1.97	.60							-
問題解決型(3)		1022 / 1871	1907 / 4226	1.44	1.16	1.77	.00							-
全体(4)		1265 / 2548	2192 / 5073	1.33	1.07	1.65	.01							+

表4が示しているように、対人犯罪については、警察活動全体（OR=1.06）でも、あるいは犯罪多発地点警察活動（OR=1.06、厳密度得点は1点、5点、3点）、地域社会型警察活動（OR=1.06、厳密度得点は1点、2点、0点）、問題解決型介入評価（OR=1.14、厳密度得点は2点）の個別類型についても、実質的な効果はなかった。ただし、犯罪多発地点警察活動を調べた2つの研究では、筆者らのベンチマークを超えたオッズ比を示しており、薬物犯罪の多発地点を対象にした警察の取り組みは、対人犯罪（たとえば暴行、強盗等）に関して軽微であるが、望ましい影響を示している。

²⁴ 犯罪多発地点警察活動介入を評価した研究は、このメタ分析に含められなかった。

表4：対人犯罪に与える薬物法執行介入の影響のメタ分析結果（警察活動アプローチ別）

警察活動 アプローチ	著者	介入	統制	効果	下限	上限	有意 確率	0.1	0.2	0.5	1	2	5	10
地域社会型	McElroy, et al (1990)	40330 / 81696	36408 / 77034	1.09	1.07	1.11	.00							
地域社会型	Giacomazzi (1995)	25 / 59	18 / 33	.61	.26	1.45	.26							
地域社会型	CFPC (1999)	183 / 350	839 / 1556	.94	.74	1.18	.57							
地域社会型(3)		40538 / 82105	37265 / 78622	1.06	.96	1.16	.23							
犯罪多発地点	Svindoff, et al (1992) (70th)	609 / 1308	586 / 1192	.90	.77	1.05	.19							
犯罪多発地点	Svindoff, et al (1992) (67th)	753 / 1462	591 / 1241	1.17	1.00	1.36	.04							
犯罪多発地点	Sherman & Rogan (1995)	121 / 209	96 / 189	1.33	.90	1.98	.16							
犯罪多発地点	Fritsch, et al (1999)	4133 / 9091	3242 / 7308	1.05	.98	1.11	.16							
犯罪多発地点(4)		5616 / 12070	4515 / 9930	1.06	.94	1.19	.38							
問題解決型	Higgins & Coldren (2000)	150 / 283	616 / 1236	1.14	.88	1.47	.34							
問題解決型		150 / 283	616 / 1236	1.14	.88	1.47	.34							
全体(8)		46304 / 94458	42396 / 89788	1.06	1.00	1.12	.05							

表5では、介入全体でみた場合、対人犯罪に関する緊急通報に対して実質的な影響を与えないことが示された (OR=0.97)。街路レベル薬物市場の削減を目標とした問題解決型警察活動による介入は、全体でみた場合には、乱闘と強盗といった事件に関する緊急通報に対して正の影響を示さなかった (OR=0.97, 厳密度得点はともに5)。しかし、犯罪多発地点に対する警察活動の評価研究では、この結果変数に対して正の影響を与えていた (OR=1.19, 厳密度は5)²⁵ (表5参照)。

表5：対人犯罪関連の緊急通報に与える薬物法執行介入の影響のメタ分析結果（警察活動アプローチ別）

警察活動 アプローチ	著者	介入	統制	効果	下限	上限	有意 確率	0.1	0.2	0.5	1	2	5	10
犯罪多発地点	Sherman & Rogan (1995)	103 / 182	89 / 170	1.19	.78	1.81	.42							
犯罪多発地点(1)		103 / 182	89 / 170	1.19	.78	1.81	.42							
問題解決型	Weisburd & Green (1995)	2039 / 4136	2056 / 4085	.96	.88	1.05	.35							
問題解決型	Mazerolle, et al (2000)	742 / 1462	766 / 1496	.98	.85	1.13	.81							
問題解決型(2)		2781 / 5598	2822 / 5581	.97	.90	1.04	.35							
全体(3)		2884 / 5780	2911 / 5751	.97	.90	1.05	.44							

財産犯罪に対する薬物法執行介入の効果をみた評価研究合計7つ存在する (表6参照)。街路レベル薬物市場を対象とした薬物法執行介入では、財産犯罪には望ましい影響は与えられないようである (OR=1.02)。犯罪多発地点警察活動の効果は望ましくない結果 (OR=1.00, 厳密度得点は1, 5と3) であり、また地域社会型警察活動も、正の影響は持っていないことが明らかになった (OR=1.02, 厳密

²⁵ 地域社会型警察活動介入を評価する研究は、このメタ分析に含まれていない。

度は1点と2点)が、問題解決型アプローチを実施した一研究ではベンチマークを超え(OR=1.20, 厳密度は2点)、財産犯罪に対して良好な結果をもたらすことが明らかになった。犯罪多発地点への警察活動の評価研究間ではかなりの異質性があり($Q=8.71, df=3, p<.05$)、財産犯罪に対する実効性にばらつきがあることを示唆している。

表6：財産犯罪に与える薬物法執行介入の影響のメタ分析結果(警察活動アプローチ別)

警察活動 アプローチ	著者	介入	統制	効果	下限	上限	有意 確率	0.1	0.2	0.5	1	2	5	10
地域社会型	McElroy, et al (1990)	65268 / 130425	61457 / 124172	1.02	1.01	1.04	.01							
地域社会型	Giacomazzi (1995)	8 / 25	9 / 28	.99	.31	3.15	.99							
地域社会型(2)		65276 / 130450	61466 / 124200	1.02	1.01	1.04	.01							
犯罪多発地点	Sviridoff, et al (1992) (70th)	697 / 1362	591 / 1063	.84	.71	.98	.03							
犯罪多発地点	Sviridoff, et al (1992) (67th)	644 / 1209	569 / 1155	1.17	1.00	1.38	.05							
	Sherman & Rogan (1995)	105 / 195	109 / 199	.96	.65	1.43	.85							
犯罪多発地点	Fritsch, et al (1999)	7489 / 15593	7998 / 16813	1.02	.98	1.06	.41							
犯罪多発地点(4)		8935 / 18359	9267 / 19230	1.00	.87	1.14	.99							
問題解決型	Higgins & Coldren (2000)	252 / 468	1038 / 2109	1.20	.98	1.47	.07							
問題解決型(1)		252 / 468	1038 / 2109	1.20	.98	1.47	.07							
全体(7)		74463 / 149277	71771 / 145539	1.02	.97	1.08	.34							

表7は、介入全体で見た場合、財産犯罪関連の緊急通報に対して望ましい効果は見られないことを示しており(OR=0.94)、また問題解決型警察活動介入についても正の影響は見られなかった(OR=0.92、ともに厳密度は5点)。ただし、1件の犯罪多発地点への警察活動での評価では、筆者らのベンチマークを超えたことが明らかになった(OR=1.23、厳密度は5点)²⁶。

表7：財産犯罪関連緊急通報に与える薬物法執行介入の影響のメタ分析結果(警察活動アプローチ別)

警察活動 アプローチ	著者	介入	統制	効果	下限	上限	有意 確率	0.1	0.2	0.5	1	2	5	10
犯罪多発地域	Sherman & Rogan (1995)	115 / 185	99 / 173	1.23	.80	1.87	.34							
犯罪多発地域(1)		115 / 185	99 / 173	1.23	.80	1.87	.34							
問題解決型	Weisburd & Green (1995)	811 / 1556	1056 / 1948	.92	.80	1.05	.22							
問題解決型	Mazerolle, et al (2000)	535 / 1028	571 / 1060	.93	.78	1.10	.40							
問題解決型(2)		1346 / 2584	1627 / 3008	.92	.83	1.03	.14							
全体(3)		1461 / 2769	1726 / 3181	.94	.85	1.04	.23							

²⁶ 地域社会型警察活動介入を評価する研究は、このメタ分析に含まれていない。

秩序びん乱に与える薬物法執行の影響を評価した研究は2つだけであり(表8参照)、ともにベンチマークを超えた(OR=1.18)。2つの研究の間に顕著な異質性があつた($Q=8.2, df=1, p<.01$)。地域社会型警察活動は、正の効果をもたらしたが(OR=1.36、厳密度得点は0)、犯罪多発地点警察活動アプローチは正の効果をもたらさなかつた(OR=1.05、厳密度得点は3)²⁷。

表8：秩序びん乱罪に与える薬物法執行介入の影響のメタ分析結果(警察活動アプローチ別)

警察活動 アプローチ	著者	介入	統制	効果	下限	上限	有意 確率	0.1	0.2	0.5	1	2	5	10
地域社会型	CFPC (1999)	508 / 767	4570 / 7729	1.36	1.16	1.59	.00				+			
犯罪多発地域	Fritsch, et al (1999)	2417 / 4439	2628 / 4932	1.05	.97	1.14	.26				•			
全体(2)		2925 / 5206	7198 / 12661	1.18	.88	1.60	.27				+			

得られたオッズ比とベンチマークとを比較したところ、薬物法執行は総じて秩序びん乱関連の緊急通報に対して効果がないことが分かつた(OR=1.05)(表9参照)。問題解決型警察活動の評価2件についても、秩序びん乱の緊急通報に対して望ましい影響を示さず(OR=1.05、厳密度はともに5点)、また犯罪多発地点警察活動介入を評価した1件の研究でも今回のオッズ比ベンチマークには達しなかつた(OR=1.05、厳密度は5点)²⁸。

表9：秩序びん乱罪関連緊急通報に与える薬物法執行介入の影響のメタ分析結果(警察活動アプローチ別)

警察活動 アプローチ	著者	介入	統制	効果	下限	上限	有意 確率	0.1	0.2	0.5	1	2	5	10
犯罪多発地域	Sherman & Rogan (1995)	644 / 1225	649 / 1265	1.05	.90	1.23	.53				+			
犯罪多発地域(1)		644 / 1225	649 / 1265	1.05	.90	1.23	.53				+			
問題解決型	Weisburd & Green (1995)	3257 / 6770	3559 / 7829	1.11	1.04	1.19	.00				•			
問題解決型	Mazerolle, et al (2000)	2541 / 5116	2721 / 5452	.99	.92	1.07	.80				•			
問題解決型(2)		5798 / 11886	6280 / 13281	1.05	.91	1.21	.49				+			
全体(3)		6442 / 13111	6929 / 14546	1.05	.96	1.15	.29				+			

表10は、全般の犯罪発生に対して、薬物法執行では総じて正の効果は見られないことを示している(OR=1.09)。5つの研究の間に著しい異質性が見られた($Q=21.78, df=4, p<.001$)。地域社会型警察活動アプローチは、全体では実質的な効果は見られなかつたが(OR=1.12、厳密度は0点、0点、2点)、個別にみると1件で正の影響が見られた(OR=1.19、厳密度は0点)、犯罪多発地点への警察活動を組み合わせると、実質的な効果は見られなかつたが(OR=1.04、厳密度は5点と3点)、個別にみると1件で正の影響が見られた(OR=1.18、厳密度は5点)²⁹。

²⁷ 問題解決型警察活動介入を評価する研究は、このメタ分析に含まれていない。

²⁸ 地域社会型警察活動介入を評価する研究は、このメタ分析に含まれていない。

²⁹ 問題解決型警察活動介入を評価する研究は、このメタ分析に含まれていない。

表 10：犯罪発生全般に与える薬物法執行介入の影響のメタ分析結果（警察活動アプローチ別）

警察活動 アプローチ	著者	介入	統制	効果	下限	上限	有意 確率	0.1	0.2	0.5	1	2	5	10
地域社会型	Koper (1993)	61 / 123	579 / 1121	.92	.63	1.34	.66							
地域社会型	Giacomazzi (1995)	33 / 84	27 / 61	.81	.42	1.59	.55							
地域社会型	CFPC (1999)	3947 / 6853	30960 / 58122	1.19	1.13	1.25	.00							
地域社会型(3)		4041 / 7060	31566 / 59304	1.12	.94	1.32	.21							
犯罪多発地点	Sherman & Rogan (1995)	248 / 436	212 / 402	1.18	.90	1.55	.23							
犯罪多発地点	Fritsch, et al (1999)	14422 / 29862	14449 / 30531	1.04	1.01	1.07	.02							
犯罪多発地点(2)		14670 / 30298	14661 / 30933	1.04	1.01	1.08	.01							
全体(5)		18711 / 37358	46227 / 90237	1.09	.97	1.23	.14							

緊急通報全体に対する薬物法執行介入の影響は、若干プラスであった。3種の警察活動では正の影響が見られ (OR=1.18)、問題解決型警察活動でも正の影響があったが (OR=1.81、厳密度は5点、5点、1点)、1件の地域社会型警察活動では、ベンチマークを超えなかった (OR=1.02、厳密度は1点)。犯罪多発地点への警察活動では実質的な効果は見られなかった (OR=1.04、厳密度は0.5点と5点)(表 11参照)。また、研究全体 ($Q=143.89$, $df=5$, $p<.0001$) と、問題解決型警察活動 ($Q=131.61$, $df=2$, $p<.0001$) で、個別研究間に有意な異質性が見られた。

表 11：合計緊急通報に与える薬物法執行介入の影響のメタ分析結果（警察活動アプローチ別）

警察活動 アプローチ	著者	介入	統制	効果	下限	上限	有意 確率	0.1	0.2	0.5	1	2	5	10
地域社会型	McElroy, et al (1990)	1673251 / 3409624	1520998 / 3131014	1.02	1.02	1.02	.00							
地域社会型(1)		1673251 / 3409624	1520998 / 3131014	1.02	1.02	1.02	.00							
犯罪多発地点	Smith (2001)	849 / 1888	4178 / 8287	1.00	.91	1.11	.98							
犯罪多発地点	Sherman & Rogan (1995)	1059 / 1924	1037 / 1988	1.10	.97	1.24	.15							
犯罪多発地点(2)		1908 / 3810	5215 / 11253	1.04	.95	1.14	.41							
問題解決型	Weisburd & Green (1995)	8718 / 13539	7180 / 14805	1.08	1.01	1.11	.02							
問題解決型	Mazerolle, et al (2000)	4201 / 8345	4838 / 9498	1.08	1.00	1.12	.08							
問題解決型	Clarke & Bichler-Robertson (1998)	450 / 579	102 / 294	6.57	4.82	8.95	.00							
問題解決型(3)		11369 / 22463	11931 / 24685	1.81	1.21	2.72	.00							
全体(6)		1686528 / 3435897	1538142 / 3166952	1.18	1.07	1.29	.00							

調整変数分析結果

今回のメタ分析において興味深いのは、各種の警察活動アプローチと、各種の結果変数との間に存在する調整変数の影響だった。薬物関連犯罪に関して、各警察活動に1件の評価研究しか含めることはできなかったが、介入タイプによる相違が見られた。地域社会型警察活動 ($M=1.85$) と、問題解決型警察活動介入 ($M=2.44$) は、犯罪多発地点への警察活動 ($M=0.87$) よりも良好な結果を生む

傾向があった。薬物関連犯罪を結果変数とした場合、地域社会型警察活動と問題解決型警察活動とでは差異は見られなかった。一方、薬物関連の緊急通報を結果変数とした場合、問題解決型警察活動の評価研究3件 ($M=1.08$) は、地域社会型警察活動の評価研究1件 ($M=1.02$) より効果的だった。

緊急通報全体に関して、問題解決型警察活動アプローチ ($M=1.08$) は、地域社会型警察活動アプローチ ($M=1.02$) よりも効果的だった。ただし、問題解決型アプローチと犯罪多発地点アプローチとの間、地域社会型アプローチと犯罪多発地点アプローチとの間に差異は見られなかった。今回、秩序びん乱犯罪、犯罪全体を結果変数とした問題解決型警察活動の評価研究は見られなかった。このため、これらの2種類の結果変数に影響する警察活動アプローチの分析は、地域社会型警察活動と犯罪多発地点での警察活動のみを対象とする。ともに、地域社会型警察活動は犯罪多発地点での警察活動よりプラスの効果を生んだ。対人犯罪と対物犯罪の発生件数、秩序びん乱・対人犯罪・対物犯罪に関する緊急通報について差異は見られなかった。

研究デザインの種類によっては、観察された効果間に差異が生じた。同等でない群の比較デザインは、薬物犯罪 ($M=1.89$)、秩序びん乱犯罪 ($M=1.36$)、犯罪全体 ($M=1.19$) に対して、ランダム割付またはマッチングによる比較を用いたデザインに比べて、大きな影響をもたらした。ランダム割付デザインでは、薬物関連の緊急通報に対してより大きな効果が見られていた ($M=1.48$)。同様に、場所をマッチングした比較デザインは、緊急通報全体の研究に対してよりプラスの効果を生んだ ($M=6.57$)。方法論的品質が高い(厳密度得点が3.5点から5点までの)研究は、薬物関連の緊急通報についてのみ大きな効果量を生んだ ($M=1.48$)。ただし、低い方法論的品質(厳密度得点が-0.5点から1点までの)研究は、薬物犯罪 ($M=1.85$)、秩序びん乱犯罪 ($M=1.36$)、犯罪全体 ($M=1.19$)、緊急通報合計 ($M=1.02$) に対して大きな効果量を生んだ。中程度の方法論的品質(厳密度得点が1.5点から3点までの間)の研究は、合計緊急通報のみにおいて大きな効果量を生んだ ($M=6.57$)。

フォローアップ期間の長さは、研究の成果に対してほとんど影響しておらず、入手可能なデータがあった8件の結果変数の中で有意な研究結果は1件のみであった。フォローアップ期間が短い(12ヶ月未満)場合、秩序びん乱関連の緊急通報に対してより大きな効果量が報告されている ($M=1.10$)。

筆者らはまた、メタ分析の結果に寄与した要因を解釈するために他の調整変数を調べた。介入実施年は、結果に対してほとんど影響していなかった。この調整変数の分析が可能であった8つの結果³⁰のうち、介入実施年は2つの結果変数、すなわち緊急通報全体 ($M(1990年より前)=1.02$ 、 $M(1990-1994)=1.10$) と秩序びん乱関係の緊急通報 ($M(1990-1994)=1.10$) についてのみに有意であり、この影響は首尾一貫していなかった。緊急通報全体を結果変数に取ると後年の介入ほど成功していないのに対して、秩序びん乱に関する緊急通報を結果変数にしたら、後年の介入ほど成功している、という結果になった。刊行物の種類による影響も首尾一貫していなかった。7種類の結果変数のうち5種類について、刊行物の種類の影響が見られた。査読つき雑誌に比べて、報告書、学位論文、博士論文または書籍の研究での効果量が大きかったのは、財産犯罪 ($M=1.02$)、対人犯罪 ($M=1.08$)、薬物犯罪 ($M=1.89$)、秩序びん乱犯罪 ($M=1.36$) と合計犯罪 ($M=1.18$) だった。査読つき雑誌に掲載された研究は、薬物関連緊急通報 ($M=1.48$) と合計緊急通報 ($M=1.08$) に関してより良好な結果を報告している。

30 次の調整変数の効果は、メタ分析に含められた研究の分散の不足により次の結果について研究することができなかった。実施年(薬物犯罪、秩序びん乱)、出版物タイプ(対人犯罪緊急通報、対物犯罪緊急通報、秩序びん乱緊急通報)、比較領域の同等性(対人犯罪緊急通報、対物犯罪緊急通報、秩序びん乱緊急通報)、事後期間の長さ(薬物犯罪、秩序びん乱)ならびに方法論的厳密度(対人犯罪緊急通報、対物犯罪緊急通報、秩序びん乱緊急通報)。

メタ分析と調整変数分析の要約

要約すると、今回実施された10のメタ分析のうち、薬物法執行介入の実際上望ましい効果が見られたのは、薬物関連緊急通報、対人犯罪、緊急通報全体だった。当初仮定したように、薬物問題に対する警察活動アプローチによって、その効果は異なっていることを見出した。問題解決型警察活動は、緊急通報全体と薬物関連の緊急通報に対して、オッズ比ベンチマーク以上の正の影響を与え、薬物犯罪に対しても正の効果を与えることが分かった。地域社会型警察活動は、薬物犯罪、秩序びん乱、合計緊急通報に対して正の研究結果が見られた。ただし、これらのカテゴリーには、それぞれ1つの研究のみが存在するだけである。財産犯罪についても望ましい効果が見られたが、これはMcElroyら(1990)の評価研究での件数の多さに影響されたと思われる(表7参照)。犯罪多発地点への警察活動アプローチは、犯罪全体と犯罪に関する緊急通報について所望の結果を示している。ここでも、この研究結果の有意性は、頻度の多さを報告している単一研究によって影響を受けたものと思われる(Fritschら, 1999)(表11参照)。

今回の調整変数の分析では、変数によって、メタ分析の結果が微妙に異なってくることが示された。とりわけ、対人犯罪、対物犯罪では薬物法執行アプローチの間に有意な差異はないようだが、問題解決型警察活動は、薬物犯罪、薬物関連緊急通報、犯罪全体に対して効果が見られるものと思われる。地域社会型警察活動も薬物犯罪、秩序びん乱犯罪、犯罪全体、緊急通報全体に対してある程度の有望さを示した。

制約

今回の街路レベル薬物法執行に関するメタ分析レビューには数多くの制約が存在する。第一に、比較対象となった介入にはかなりのばらつきがあった。介入は、警察活動の標準的な法執行モデルとの比較で、地域社会型警察活動(たとえば、近隣地域の薬物市場問題を目標とするパートナーシップ)、問題解決型警察活動(たとえば、「第三者」とのパートナーシップを形成し、ある場所に集中させる)、犯罪多発地点への警察活動(たとえば、地理的に集中する手入れ、一斉検挙、おとり捜査作戦)として群ごとに分けられた(WeisburdとEck, 2004年参照)。この群分けは、概念的見地から論理的であるのは確かだが、分析的見地からはおそらくあまり適切ではない。とりわけ、介入が同じ種類に区分けされても、実際には特性のかなりのばらつきが見られた。

第二の制約は、メタ分析の対象となった介入の特異性である。対象となった介入は、薬物に関係する必要があった。したがって、今回のメタ分析では、特に薬物のみを対象にしていなくても、薬物関係結果にプラスの結果を生む可能性があった一般的な法執行介入は除外している。対物犯罪、秩序びん乱、暴力犯罪といった一連の犯罪問題に対処しようとする一般的な警察介入が、それに伴う街路レベル薬物市場問題も軽減しうるとは考えられる。しかし、今回のレビューでは、一般的な警察介入では、薬物市場での活動への対策としての特異性が不足していることを考慮して、一般的な法執行評価は除外することにした。

第三に、法執行の評価研究での重要問題は、プラスの介入効果、すなわち成功する介入効果を見せる取り組みとは何かを見出すことである(Giacomazzi, 1995年, Mazerolleら, 2000年参照)。ここで、

逮捕の増加や減少は、特定の薬物法執行介入の実効性を意味するのだろうか。緊急通報の減少は、問題の減少を示すのだろうか。この議論は、さまざまな解釈が可能であり、また介入とデザインの特質に左右される。たとえば、警察と市民の関係や信頼の向上を目的とした研究では、緊急通報とその後逮捕が増加しても、実際上は、成功を示している可能性がある (Mazerolleら, 2000年参照)。逆に、逮捕率や緊急通報率が減少する場合は、より受動的な介入のほうが効果的であると一般的に評価される。ただし、これは、事後の評価期間によって大いに左右される。一般に逮捕率や緊急通報率は、介入実施期間とその直後に劇的に増加し、その後は徐々に低下する傾向があると考えるのは自然である。したがって、介入期間と介入後の期間とが混同してしまうような評価研究は、分析的な見地からすると非常に問題である。したがって、今回のレビューでは、逮捕結果に与える介入効果は検討せず、介入期間と評価期間とを区別する結果変数を利用した。

第四に、筆者らのメタ分析レビューは、有意性検定結果を検討せずに、オッズ比の模擬ベンチマークを用いて、結果を解釈・検討した。本研究で筆者らがこの方法を選んだ理由は、法執行文献では高品質の研究が不足していることと、今回利用したオッズ比が例外的なものであったため、標準誤差の正確性に疑義が生じ、メタ分析結果の妥当性にも疑問があることによる。

第五に、今回のメタ分析が対象とした研究の間には極端な異質性が見られ、オッズ比の計算に影響を与え、比較や解釈にも影響した可能性がある。たとえば、対照群の同等性にばらつきがあり (たとえば、ある研究ではランダム割付を用い、別の研究ではマッチングによる比較を用い、さらに別の研究では非同等の群間比較を用いていた。また、市全体といったきわめて非同等な対照群を用いた研究もあった)、さらに事前と事後の介入効果の測定期間にも、ばらつきがあった (たとえば、事前測定の期間はわずか30日から2年間までだった)。研究間が高度に異質であることそのものは、メタ分析を行うことを妨げないが、結果の解釈では、弱点と制約を勘案しなければならない。

第六に、薬物犯罪と秩序びん乱に対する効果は正のように見えるが、単一の評価研究の結果のみを用いて、そのアプローチの実効性の結論を下すには自ずと限界がある。また、犯罪全体と緊急通報全体を結果変数にした分析では、件数が多いある単一の研究によって、オッズ比が大きく影響を受けているようである。この問題は、サンプル・サイズと検出力の問題と類似している。このことは、地域社会型警察活動が緊急通報全体に与える影響を評価した研究1件では、確実に当てはまるだろう。犯罪全体については、対象となった3つの介入のうち2つは負の影響を示した。先に述べたように、調整変数の分析の基盤となる固定効果モデルでは、評価研究の数の少なさには対応できない。

サンプル・サイズに関する類似の問題として、その他の調整変数の効果について強い結論が言えなくなってしまうということがある。ここでも、犯罪や通報件数が大きな評価研究にオッズ比が影響されたように思われる。これらの制約を考えても、介入実施年や出版物タイプの影響はないようであり、また、デザインの厳密さに欠ける研究ほど、より大きな効果量を生み出すという結論も限定的だった。

最後に、本研究は、数多くの重要な公共政策上の質問に答えるためのデータを明らかにできなかった。これらの質問とは、どのような種類の戦略がどのような種類の薬物問題 (クラック、ヘロイン、メタンフェタミン等) に最もよく機能するか。どのような種類の戦略がどのような種類の場所 (商業地域、住宅地域、公共住宅、低所得地域) に最もよく機能するか、ということである。研究間の分散や、メタ分析の対象となった研究数が少なかったため、これらの分析は不可能だった。この弱点は、薬物法執行の評価研究の方法論的質の一般的に不足に起因していることは明らかにである。

レビューアーの結論

過去10年にわたり、一般的な法執行介入の実効性が、著名な学者により研究しかつレビューされた（Braga, 2001年、Poynner, 1993年、Sherman, Gottfredson, MacKenzie, Eck, Reuter, Bushway, 1997年、WeisburdとEck, 2004年）。これらの叙事的レビューによって、広範囲のアプローチを利用する集中的パートナーシップ型の法執行の方が、法執行資源に全面的に依存する非集中的な取り組みより、現在の犯罪問題に対してはるかに有効に対応することが示された（WeisburdとEck, 2004）。実際、WeisburdとEck（2004）は、街路レベルの犯罪問題に対処するのは（多様なアプローチを用いる）問題解決型警察活動が最も実効的な方法であり、地域社会型警察活動でも、犯罪多発地点に対して法執行資源を集中させることで著しく改善すると結論している。WeisburdとEck（2004）は、地域社会型警察活動は、問題解決型警察活動介入と犯罪多発地点警察活動介入に次ぐ3番目であり、そして標準的、非集中的な法執行のみのアプローチは最下位に位置すると提起している。

今回のメタ分析レビューは、街路レベル薬物市場を根絶するための取締法の文献レビューから得られた結論を、頑健かつ実証的な方法で検討したものである。今回のメタ分析レビューは、街路レベル薬物法執行の評価研究の中でも、最高品質の研究に限ってレビューしたもので、一般的な法執行アプローチについての先行研究結果を支持し、興味深いバリエーションと洞察が得られた。入手可能なデータには制約があったが、今回のレビューでは、パートナーシップ・アプローチを用いて地理的に集中する問題解決型警察活動は、同じくパートナーシップを利用する地域社会型警察活動に比べて、薬物問題に悩む近隣地域での薬物・秩序びん乱問題をより強固に減少させることが示唆された。一方で、今回のレビューでは、地域社会型アプローチまたは問題解決型アプローチのいずれでもパートナーシップを取り入れた取り組みは、薬物犯罪多発地点を対象に法執行をするだけの取り組みに比べ、より効率的に薬物問題を軽減させる可能性が高いことが示された。一般的な法執行介入のレビューの結果と異なり、本研究で明らかになったエビデンスは、犯罪多発地点に集中するよう指令された法執行戦略よりも、街路レベルでの薬物市場問題に対処しようとする複数機関による問題解決型警察活動アプローチや地域社会型警察活動アプローチの方が、より生産的に薬物問題を軽減させる可能性が高いことを示唆している。すなわち、今回の薬物法執行に関するメタ分析レビューは、パートナーシップを利用して、良好な警察-市民関係を構築する地域社会型警察活動の取り組みは、薬物犯罪多発地点を取り締まる法執行のみのアプローチよりも、地域社会における薬物問題に対してより実効性がありそうなのが示唆された。これは、法執行が一般的な犯罪問題に対してどれだけ実効性があるかをレビューした結果とは異なる、重要な研究結果である。

筆者らの研究結果は、ローカルな薬物市場を対象にした介入の英語での評価研究を叙事的にレビューしたMasonとBucke（2002）の結果と一致している。MasonとBucke（2002）は、薬物に関する迷惑行為削減と民事救済を伴う第三者警察活動介入（MazerolleとRansley, 2006）は、住居物件と商業物件から薬物取引を絶つ最も実効的な戦略であり、手入れと地域社会ベースの警察活動は部分的にしか効果的はないとしている。

本研究からは、いくつかの政策的含意が分かってきた。第一に、警察は、街路レベル薬物市場活動を助長する基本的な犯罪誘発状況を考慮しなければならないことが示唆された。問題解決型警察活動アプローチに関して好結果を得た評価研究を考慮すれば、問題解決型警察活動でのSARAアプ

ローチの「分析」過程にならって、問題を注意深く分析することで、警察は最も適切なパートナー（健康・安全検査官、住民、学校補導員、建築条例検査官）を決定し、街頭薬物取引を助長する機会を減少させる適切な方法を選択できると思われる。地理情報システムを利用して、さまざまな情報源からのデータを活用することで、たとえ対象地区が狭くても、街路レベルでの薬物市場の変化を捉える警察の能力を確実に高めることになる（Eck, 1994年参照）。

第二に、筆者らの研究結果は、（犯罪多発地点警察活動と「標準」モデルで用いられている - WeisburdとEck, 2004参照）法執行のみに警察力を使用しても、警察が主導する第三者とのパートナーシップを利用する介入よりも、街路レベル薬物市場問題を減少させる可能性は少ないことを示した。たとえ当初の活動内容が画一的であっても、潜在的な第三者パートナーを巻き込んで各場面に適した形で活動できれば（たとえばBeat Health ProgramでのSMART検査のように）、結果的には、異なる場面でも画一的な方法を適用する法執行のみのプログラム（たとえば、一斉検挙）よりも成功する可能性が高い。したがって、警察がさまざまなアプローチを利用することに価値をおくWeisburdとEck（2004）の結論は、街路レベル薬物市場を根絶するための警察主導の取り組みにも当てはまると考えられる。

しかし、本研究の第三の含意は、WeisburdとEck（2004）の結論とは異なっている。すなわち、WeisburdとEck（2004）は、介入の成功・失敗を分ける主要因は、二次元モデルでの横軸である「集中の程度」としたが、筆者らのレビュー結果では、街路レベル薬物市場という特定場面での介入の成功・失敗を分けるのは、二次元モデルでの縦軸、すなわち、「アプローチの多様性」であることが示唆された。他の多くの場面で警察が第三者と一連のパートナーシップを形成しているように、薬物問題に関しても、警察が多様なアプローチを採用することで、第三者の資源を梃子として利用することを筆者らは提案する。今回のレビューでは、パートナーシップによる介入が、地域社会全体を対象にするか、あくまで地理的な薬物犯罪多発地点を対象にするかにかかわらず、これらのパートナーシップとアプローチの多様性は、警察が法執行のみの資源に依存するよりも実効性が高いことを示唆している。

最後に、本研究は、薬物法執行介入を高い方法論的品質で評価している研究が不足していることを浮き彫りにした。国家が薬物政策予算の半分以上を法執行に割り当てている（残余が治療、予防と被害軽減の支出である）ことを考慮すると、薬物法執行のベストプラクティスだと考えられる事業を注意深く選定して、予算を支出すべきである。今回のメタ分析の結果からは、政策立案者は、パートナーシップを伴いかつ薬物犯罪多発地点に集中する問題解決型警察活動に予算を割り当てるべきだといえる。また、これらベストプラクティスの評価研究に予算を割り当ててより包括的なエビデンス基盤を構築すべきだと提案したい。包括的なエビデンス基盤は、政策立案者が、最も実効性が高い法執行アプローチに対して予算を割り当てるのを助けるだけでなく、薬物の種類に応じて有効な取り組みを選択することも助けるだろう。

付表A 分析に含まれる研究の特性

研究特性	研究数 (%)			
	犯罪多発地点 警察活動 (n=4)	問題解決型警 察活動 (n=5)	地域社会型警 察活動 (n=5)	全メタ分析研究 (n=14)
出版物タイプ				
審査済刊行物	3(75)	3(60%)	—	6(42.9%)
報告書	1(25%)	1(20%)	4(80%)	6(42.9%)
学位論文/博士論文	—	—	1(20%)	1(7.1%)
書籍	—	1(20%)	—	1(7.1%)
合計	4(100%)	5(100%)	5(100%)	14(100%)
実施年				
1990年より前	—	2(40%)	2(40%)	4(28.6%)
1990-1994	2(50%)	2(40%)	2(40%)	6(42.9%)
1995-1999	2(50%)	1(20%)	1(20%)	4(28.6%)
合計	4(100%)	5(100%)	5(100%)	14(100%)
設計特性				
ランダム割付				
あり	1(25%)	2(40%)	—	3(21.4%)
なし	3(75%)	3(60%)	5(100%)	11(78.6%)
合計	4(100%)	5(100%)	5(100%)	14(100%)
研究設計				
ランダム割付	1(25%)	2(40%)	—	3(21.4%)
マッチング	1(25%)	1(20%)	1(20%)	3(21.4%)
非同等	2(50%)	2(40%)	4(80%)	8(57.1%)
合計	4(100%)	5(100%)	5(100%)	14(100%)
介入後期間の長さ				
12ヶ月	3(75%)	1(20%)	1(20%)	5(35.7%)
12 - 23ヶ月	1(25)	4(80%)	4(80%)	9(64.3%)
24ヶ月	—	1(20%) ^a	2(40%) ^a	3(21.4%) ^a
合計	4(100%)	5(100%)	5(100%)	14(100%)
介入前 - 介入後の期間				
同一	3(75%)	4(80%)	5(100%)	12(85.8%)
異なる	1(25%)	1(20%)	—	2(14.2%)
合計	4(100%)	5(100%)	5(100%)	14(100%)

^a 2つの研究が複数の事後期間を伴うため、合計割合は100にならない。

文 献

アスタリスク (*) はメタ分析的なレビューにおいて採用された研究を示す。

- Borenstein, M. & Rothstein, H. (1999). *Comprehensive Meta-Analysis: A Computer Program for Research Synthesis*. Biostat: Engelwood, NJ.
- Braga, A. (2001). The effects of hot spots policing on crime. *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 578, 104-125.
- Caulkins, J. (2002). Law Enforcement's Role in a Harm Reduction Regime. *Crime and Justice Bulletin*. Number 64, January 2002. New South Wales Bureau of Crime Statistics and Research.
- *Child and Family Policy Center. (1999). *Des Moines Weed and Seed evaluation: final report*. Des Moines: The Child and Family Policy Center.
- *Clarke, R. V. & Bichler-Robertson, G. (1998). Place managers, slumlords and crime in low rent apartment buildings. *Security Journal*, 11, 11-19.
- Cordner, G. W. (1979). Police patrol work load studies: A review and critique. *Police Studies*, 2 (4), 50-60.
- Eck, J. (1994). *Drug Markets and Drug Places: A case control study of the spatial structure of illicit drug dealing*. Unpublished doctoral dissertation, University of Maryland.
- *Fritsch, E., Caeti, T. J., & Taylor, R. (1999). Gang suppression through saturation patrol, aggressive curfew, and truancy enforcement: A quasi-experimental test of the Dallas anti-gang initiative. *Crime and Delinquency*, 45(1), 122-139.
- *Giacomazzi, A. (1995). *Community crime prevention, community policing, and public housing: an evaluation of a multi-level, collaborative drug-crime elimination program in Spokane, Washington*. Unpublished PhD, Washington State University, Washington.
- *Green, L. (1996). *Policing Places with Drug Problems* (Vol. Vol 2). Thousand Oaks: Sage Publications.
- *Harris, R. J., & O'Connell, J. (1994). *Eastside Substance Abuse Awareness Program evaluation*. Delaware: Delaware Statistical Analysis Center.
- Health Canada. (2004). *Best Practices - Treatment and Rehabilitation for Driving While Impaired Offenders*. Ontario: Health Canada.
- *Higgins, D. F., & Coldren, J. R. (2000). *Evaluating gang and drug house abatement in Chicago*. Chicago, Illinois: Criminal Justice Authority.
- Howard, J. (13 December 2000). *Prime Minister's Illicit Drug Policy media release National Research Council, National Academy of Sciences, "Informing America's Policy on Illegal Drugs: What We Don't Know Keeps Hurting Us"*, (Washington, DC: National Academy Press, 2001), p.1.
- Kelling, George L., and Mark H. Moore. (1988). *The Evolving Strategy of Policing*. Perspectives on Policing. Washington, D.C.: U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, National Institute of Justice; and John F. Kennedy School of Government, Harvard University..
- *Koper, C. (1993). *The Maryland project: Community-oriented policing and drug prevention in Edgewood, Maryland*. College Park: Center for Substance Abuse Research (CESAR), University of Maryland.

- Lipsey, M., & Wilson, D. (2001). *Practical meta-analysis*. Thousand Oaks: Sage.
- Mason, M., & Bucke, T. (2002). Evaluating actions against local drug markets: A 'systematic' review of research. *The Police Journal*, 75, 15-30.
- Mazerolle, L and J. Ransley. (2006). *Third Party Policing*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mazerolle, G. L., Roehl, J., & Kadleck, C. (1998). Controlling social disorder using civil remedies: Results from a randomized field experiment in Oakland, California. In G. L. Mazerolle & J. Roehl (Eds.), *Civil remedies and crime prevention - Crime Prevention Studies* (Vol. 9). Monsey: Criminal Justice Press.
- *Mazerolle, L., Price, J., & Roehl, J. (2000). Civil remedies and drug control: A randomized field trial in Oakland, California. *Evaluation Review*, 24(2), 212-241.
- Mazerolle, L., Soole, D. and Rombouts, S. (2005). Drug Law Enforcement: The Evidence. Monograph No 05. *DPMP Monograph Series*. Fitzroy: Turning Point Alcohol and Drug Centre.
- Mazerolle, L., Soole, D. W., & Rombouts, S. (in press). Drug law enforcement: a systematic review. *Police Quarterly*.
- *McElroy, J. E., Cosgrove, C. A., & Sadd, S. (1990). CPOP: *The research: an evaluative study of the New York City Community Patrol Officer Program*. New York: Vera Institute of Justice.
- Moore, T.J. (2005). *Monograph No. 1: What is Australia's' drug budget'?* *The policy mix of illicit drug-related government spending in Australia*. DPMP Monograph Series. Fitzroy: Turning Point Alcohol and Drug Centre.
- Poyner, B. (1993). What works in crime prevention: An overview of evaluations. In R. Clarke (Ed.), *Crime Prevention Studies, Vol. 1* (Vol. 1). Monsey, NJ: Criminal Justice Press.
- Royal College of Psychiatrists (2000),
<http://www.jrf.org.uk/knowledge/findings/foundations/N70.asp> ; retrieved 21/11/05.
- Sherman, L., Gottfredson, D., MacKenzie, D., Eck, J., Reuter, P., & Bushway, S. (1997). *Preventing crime: what works, what doesn't, what's promising: A report to the United States congress*. Washington: U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs.
- *Sherman, L., & Rogan, D. (1995). Deterrent effects of police raids on crack houses: A randomized, controlled experiment. *Justice Quarterly*, 12(4), 755-781.
- Skogan, W. (2004). Preface. *The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, 593, 6-14.
- Skogan, W. and Frydell, K. (eds) (2004). *Fairness and Effectiveness in Policing: The Evidence*. The National Academies Press: Washington D.C.
- *Smith, M. (2001). Police-led crackdowns and cleanups: An evaluation of a crime control initiatives in Richmond, Virginia. *Crime and Delinquency*, 47(1), 60-83.
- Song, F., Sheldon, T. A., Sutton, A. J., Abrams, K. R., & Jones, D. R. (2001). Methods for exploring heterogeneity in meta-analysis. *Evaluation and the Health Professions*, 24(2), 126-151.
- Soole, D.W., Mazerolle, L. & Rombouts, S. (December, 2005). *Monograph No. 07: School Based Drug Prevention: A Systematic Review of the Effectiveness on Illicit Drug Use*. DPMP Monograph Series. Fitzroy: Turning Point Alcohol and Drug Treatment Centre.

- *Sviridoff, M., Sadd, S., Curtis, R., & Grinc, R. (1992). *The neighborhood effects of street-level drug enforcement: Tactical Narcotics Teams in New York*. New York: Vera Institute of Justice.
- Weisburd, D., & Eck, J. E. (2004). What Can Police Do to Reduce Crime, Disorder, and Fear? *The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, 593, 43-65.
- *Weisburd, D., & Green, L. (1995). Policing drug hot spots: The Jersey City Drug Market Analysis Experiment. *Justice Quarterly*, 12(4), 711-735.
- Weisburd, D., Lum, C.M. & Yang, S.M. (2003). When can we conclude that treatments or programs “don’t work”? *The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, 587, 31-48.
- Wilson, D.B., Gottfredson, D.C., & Najaka, S. S. (2001). School-based prevention of problem behaviors: A meta-analysis. *Journal of Quantitative Criminology*, 17, 247-

龍谷-キャンベルシリーズ

キャンベル共同計画 介入・政策評価系統的レビュー 第12号

2018年3月31日発行 非売品

編集発行者 石塚伸一

発行所 龍谷大学 犯罪学研究センター

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67

TEL 075-645-2184

URL <http://crimrc.ryukoku.ac.jp/>

印刷所 有限会社テトラ